

研究紀要

No.199

インクルーシブ教育システムの 構築に向けた 特別支援教育の充実

～合理的配慮提供の 7 steps～



福岡県教育センター
平成29年3月

はじめに

平成26年1月に、我が国において「障害者の権利に関する条約」が批准されました。その批准に向けて、障害者基本法の改正、学校教育法施行令の改正による就学先決定の仕組みの改正など、数々の法等の整備が進められてきました。平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されて、公立学校を含めた国及び地方公共団体における合理的配慮の提供が義務化されました。

このような流れの中、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の構築が求められています。インクルーシブ教育システムの構築を目指していくためには、多様な学びの場で必要となる合理的配慮を組織的に検討、提供していくことが必要となります。

本調査研究では、合理的配慮を提供していくための方途を明らかにしていくことを目的として2年間の研究に取り組み、1年次で合理的配慮提供の手順（7 steps）を明らかにしました。具体的には「児童生徒の障害やインクルーシブ教育システムについて理解する」「合理的配慮を決定する」「合理的配慮を提供する」段階に沿った提供の枠組みを提案しました。

2年次は、手順に沿って合理的配慮を提供する過程において、通常の学級での授業場面を中心とした提供の方途を具体的に示すとともに、配慮事項の決定に活用できるよう、サポートヒントシートを改訂しました。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修を推進していくための、「校内研修プラン」や「校内研修スライド」の作成、自閉症・情緒障害特別支援学級での合理的配慮提供に係る事例収集についても取り組みました。このことは、今後それぞれの学びの場においてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、まずは合理的配慮提供の方途をより具体的にした上で、組織的な特別支援教育の推進の基礎を確立することができるという点で価値があると言えます。本調査研究が県内の各学校において、組織的な合理的配慮提供を進めていくための一助となることができれば幸いです。

おわりに、本書の作成に当たり、御指導、御協力を賜りました関係各位に対し、心から厚く御礼申し上げます。

平成29年3月

福岡県教育センター
所長 川添 弘人

この冊子の使い方

本冊子は、以下の3つの章から構成されています。

第1章 総論編

インクルーシブ教育システムに係る基本的な内容を分かりやすく理解できます。

- ・インクルーシブ教育システムの動向について
- ・合理的配慮について
- ・基礎的環境整備について
- ・基礎的環境整備と合理的配慮の関係について
- ・多様な学びの場の連続性について
- ・「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」と「合理的配慮提供」の関係について

1 インクルーシブ教育システム構築の動向について

インクルーシブ教育システム構築の動向を、「障害者の権利に関する条約」の署名（平成19年）から批准（平成26年）に向けて、数々の法整備から見ていきましょう。

平成19年	「障害者の権利に関する条約」の署名
平成23年	「障害者基本法」の改正
平成24年	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中教審初等中等分科会報告）」
平成25年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の公布
平成26年	「障害者の権利に関する条約」の批准
平成28年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中教審初等中等分科会報告）（平成24年）

この報告では、右表の1～5のようすに、「共生社会の形成に向けての考え方」「就学相談・就学決定の在り方について」「障害のあそ子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及び、その基礎となる環境整備」「多様な学びの場の連続性」などの提言がされました。
1 共生社会の形成に向けて
2 就学相談・就学決定の在り方について
3 障害のあそ子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及び、その基礎となる環境整備
4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
5 特別支援教育を実現させるための教職員の育成

第2章 手順編

合理的配慮提供の7 stepsについて、詳しい手順・方法が分かります。

- ・合理的配慮提供の7 stepsについて
- ・step1・2「理解しよう」について
　　インクルーシブ教育システム、障害の概要等
- ・step3～5「決定しよう」について
　　要望の把握、校内委員会での計画等
- ・step6・7「提供しよう」について

STEP1 インクルーシブ教育システムについての理解
STEP2 障害の概要及び実際把握の方法についての理解

この段階では、学校の員員全体でインクルーシブ教育システムや、児童生徒の障害について理解することが必要です。

□校内委員会や校内研修で理解を深めます。

学んだことを理解したことを、校内研修などの場において職員間で共有すると効果的です。

以下のようないわゆる研修について、校内研修を通して理解を深めましょう。

○A 中学校の例

A中学校では、特別支援教育コーディネーターが中心となって、月に1回、20名の教職員が参加する研修を行っています。

第3章 実践編

福岡県内の各学びの場における合理的配慮提供に係る実践を紹介しています。

- ・特別支援教育コーディネーターによる校内研修
- ・通常の学級における合理的配慮提供
　　小学校、中学校、高等学校
- ・通級による指導における合理的配慮提供
　　小学校
- ・特別支援学級における合理的配慮提供
- ・特別支援学校における合理的配慮提供

step1 step2 step3 step4 step5 step6 step7

小学校	中学校	高等學校	特別支援学校
通常の学級	通級による指導		特別支援学級

実践事例3
特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内研修の実施

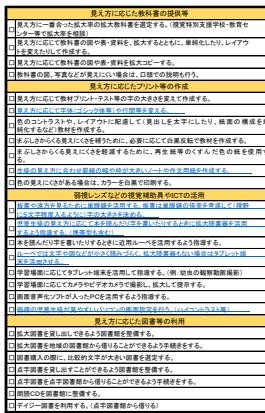
「合理的配慮について」「サポートヒントシートを活用した個別の指導計画の作成について」(7月実施)

1 校内研修の年間計画

特別支援教育コーディネーターが中心となって、以下のような校内研修の年間計画を作成した。どの研修も、1回あたり20分程度のスライド資料を使用した講義を行い、その後に質疑応答や演習を行った。

5月 委になる児童についての共通理解
　　本研修の前はスクールカウンセラーを招聘し、全学級の担任が気になる児童についての相談を行った。本研修ではその中の内容を各学級の担任が発表し、情報を共有した。
　　出された情報はその場で模造紙にまとめて記録した。

また、この冊子と併せて、以下の資料等を活用できます。



配慮事項検討シート

(視覚障害, 聴覚障害, 知的障害, 肢体不自由,
病弱・身体虚弱)

step4において、保護者からの要望を変更・調整する際に使用することができます。



サポートヒントシート

(発達障害, 自閉症・情緒障害)

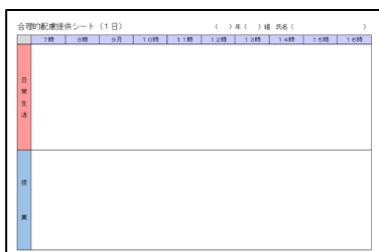
step3～7において、困難さの実態と適した支援の把握、
保護者からの要望を変更・調整する際に使用することができます。



活用手順シート (発達障害, 自閉症・情緒障害)

*サポートヒントシートと一緒にダウンロードできます。

step3～7において、「特別な支援が必要な児童生徒を把握している・いない」「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりに取り組んでいる・いない」などの学級の実態に応じた、サポートヒントシートの活用の仕方が分かります。



提供場面・時期決定シート

step5において、決定した合理的配慮を、1日や1年間の中で特に提供が必要になるときはいつか、検討することができます。

*冊子や資料等は、[福岡県教育センターホームページ](#)よりダウンロードできます。

目次

- はじめに
- 冊子の使い方

第1章 総論編

1	インクルーシブ教育システムの動向について	1
2	合理的配慮について	3
3	基礎的環境整備について	6
4	基礎的環境整備と合理的配慮の関係について	7
5	多様な学びの場の連続性について	8
6	「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」と 「合理的配慮提供」との関係について	10

第2章 手順編

1	「合理的配慮提供の7 steps」について	11
2	step 1 インクルーシブ教育システムについての理解	
	step 2 障害の概要及び実態把握の方法についての理解	13
3	step 3 児童生徒の実態把握と本人・保護者の要望の把握	15
4	step 4 要望の内容について校内委員会での検討	16
5	step 5 合理的配慮の決定 個別の教育支援計画への明記、個別の指導計画への活用	19
6	step 6 合理的配慮の提供（日常生活、授業、学校行事）	21
7	step 7 合理的配慮の評価、見直し	24

第3章 実践編

1	特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内研修の実施①	25
2	特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内研修の実施②	29
3	通常の学級（小学校 第6学年 算数科）	33
4	通常の学級（小学校 第1学年 算数科）	35
5	通常の学級（小学校 第4学年 理科）	37
6	通常の学級（小学校 第5学年 理科）	39
7	通常の学級（中学校 第1学年 家庭科）	41
8	通常の学級（高等学校 第1学年 公民、第3学年 英語科）	43
9	通常の学級（小学校 第1, 2, 3学年 道徳） ※ ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを中心とした実践	51
10	通級による指導（小学校 第4学年 自立活動）	53
11	自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校 算数科）	61
12	自閉症・情緒障害特別支援学級（中学校 自立活動・英語科）	65
13	特別支援学校（視覚障害 小学部 第4学年 理科）	73
14	特別支援学校（知的障害 中学部 作業学習）	75
○	参考となる文献等、参考ウェブサイト	79
○	おわりに	

第1章 総論編

- 1 インクルーシブ教育システムの動向について
- 2 合理的配慮について
- 3 基礎的環境整備について
- 4 基礎的環境整備と合理的配慮の関係について
- 5 多様な学びの場の連続性について
- 6 「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」と「合理的配慮提供」との関係について

「第1章 総論編」は、インクルーシブ教育システムの動向や基礎的環境整備、合理的配慮、多様な学びの場の連続性等、基本的な内容が分かりやすく理解できます。福岡県内の特別支援学校、特別支援学級の事例を取り入れながら説明します。

1 インクルーシブ教育システムの動向について

インクルーシブ教育システムの動向を、「障害者の権利に関する条約」の署名（平成19年）から批准（平成26年）までの、数々の法令等の整備から見ていきましょう。

平成19年	「障害者の権利に関する条約」の署名
平成23年	「障害者基本法」の改正
平成24年	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中教審初等中等教育分科会報告）」
平成25年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の公布
	「学校教育法施行令」の一部改正
平成26年	「障害者の権利に関する条約」の批准
平成28年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中教審初等中等教育分科会報告）」（平成24年）

この報告では、右図の1～5のように、「共生社会の形成に向けて」「就学相談・就学先決定の在り方」「合理的配慮や基礎的環境整備」「多様な学びの場の連続性」「教職員の専門性向上」等が提言されました。インクルーシブ教育システムとは、この報告からも明らかのように、理念だけで終わらずに、教育の仕組みを作ることによって共生社会の形成を目指していることに特徴があるといえます。

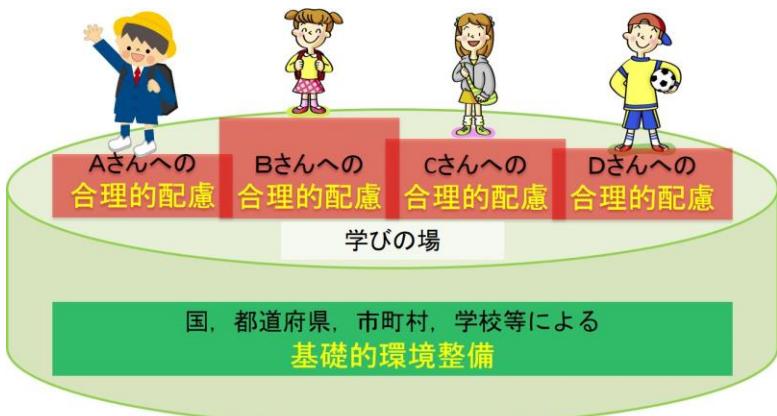
次に、その仕組みについて説明します。「学びの場」として、児童生徒が学習する環境があります。その学びの場を支えている環境整備、条件整備にあたるもののが「基礎的環境整備」です。また、学びの場において障害のある児童生徒に個別に必要な支援が「合理的配慮」です。

「基礎的環境整備」と「合理的配慮」については、この後の項で詳しく説明します。

- 1 共生社会の形成に向けて
- 2 就学相談・就学先決定の在り方
- 3 障害のある児童生徒が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- 4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- 5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

●同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、**その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。**

●**共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要**であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

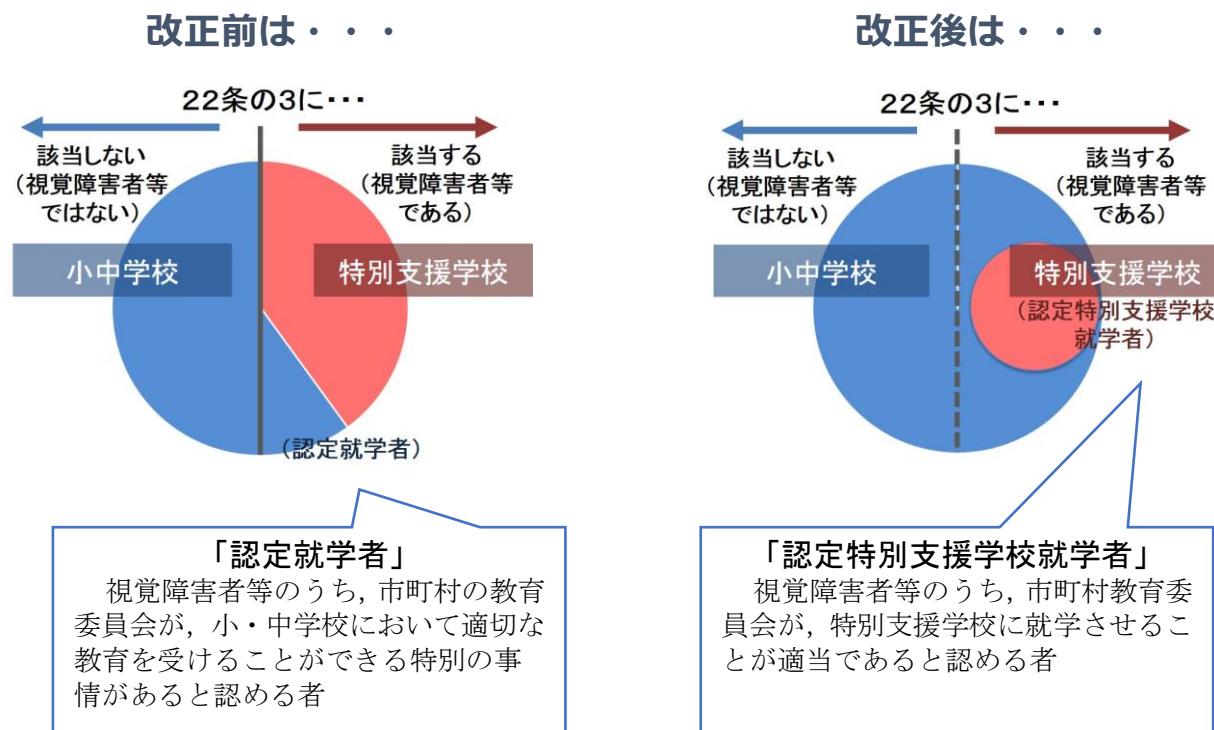


「学校教育法施行令」の一部改正（平成25年）

この改正の中で、就学先決定の仕組みが変更されました。改正前は、一定程度の障害のある児童生徒、つまり学校教育法施行令第22条の3（以下、「22条の3」という）に該当する児童生徒（視覚障害者等）は、原則として特別支援学校に就学することを前提とした上で、「小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者」に限って、例外的に認定就学者として小・中学校へ就学することができるという仕組みでした（下図左）。

改正後は、22条の3に該当する児童生徒について、個々の障害の状態などを踏まえた十分な検討を行った上で、小・中学校、特別支援学校のいずれかを選択するという仕組みに改められました。なお、その際は、本人・保護者の意見を可能な限り尊重しなければなりません（下図右）。

今後も小・中学校に22条の3に該当する児童生徒が就学するケースが考えられます。しかし、22条の3に該当しない児童生徒については、従来どおり小・中学校へ就学することとなっています。



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について (平成25年公布、平成28年施行)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行によって、右図のように、公立学校における合理的配慮提供が法的義務となりました。

それに伴って、合理的配慮提供の手順・方法を学校全体で整備していく必要があると言えます。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	× 禁止	法的義務 合理的配慮を行わなければならない
民間事業者	× 禁止	努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければならない

2 合理的配慮について

合理的配慮とは、障害のある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。基礎的環境整備と異なり、児童生徒に個別に提供されるものです。

合理的配慮は、上の図のような3観点11項目で整理されています。

右図は、文部科学省から示された、合理的配慮を提供する際のイメージです。

Aさんの学びの場、若しくは交流及び共同学習において合理的配慮を提供することで、学習活動に参加できることや授業

内容が分かること、また学校生活を円滑に営むことができること等を目指します。その際に、図の※1、※2のような、合理的配慮の2つのねらいがあると言えます。一般的なインクルーシブ教育システムのイメージとして、「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、同じ場で共に学ぶことができる」(図の※1)ということが主なねらいとして捉えられがちですが、「障害のある児童生徒が、十分な教育を受けることができる」(図の※2)というねらいを達成するこがまずは重要であり、これが達成できて上のねらいに行き着くと言えます。つまり、「どのような配慮があればAさんの本来の能力が発揮できるか」という発想に基づいて支援方法を構想することが必要になります。

【観点(1) 教育内容・方法】

<(1)-1 教育内容>

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1)-1-2 学習内容の変更・調整

<(1)-2 教育方法>

(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1)-2-2 学習機会や体験の確保

(1)-2-3 心理面・健康面の配慮

【観点(2) 支援体制】

(2)-1 専門性のある指導体制の整備

(2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

(2)-3 災害時等の支援体制の整備

【観点(3) 施設・設備】

(3)-1 校内環境のバリアフリー化

(3)-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

・障害のある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使

・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、同じ場で共に学ぶことができる ※1
・障害のある児童生徒が、十分な教育を受けることができる ※2

・学習活動に参加できる、授業内容がわかる
・学校生活を円滑に営むことができる など

Aさんへの合理的配慮(個別に必要となる理になかった変更・調整)

通常の学級 通級による指導(小・中)
特別支援学級 特別支援学校

交流及び共同学習

合理的配慮の具体例

○ 学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための配慮の例

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、そのもてる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援していきます。

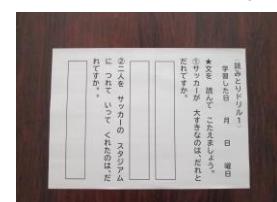
- ・視覚障害のある児童生徒には見えにくさを補うために、単眼鏡の効果的な活用の仕方、援助依頼の仕方等を指導していきます。
- ・自閉症・情緒障害のある児童生徒には、自分の考えを伝えることができるようするために、ヒントカードの使い方を指導していきます。



○ 情報・コミュニケーション及び教材の確保

障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮します。

- ・視覚障害のある児童生徒に教材の拡大コピーを渡します。
- ・聴覚障害のある児童生徒に身振りを使ったり、音読箇所を提示したりします。



○ 学習機会や体験の確保

障害の状態等により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫します。

- ・自閉症・情緒障害のある児童生徒には、活動することの意味を理解させるために実際的な体験を増やします。
- ・言語障害のある児童生徒には、発音の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別の時間を確保して音読や九九の指導を行います。



○ 心理面・健康面の配慮

適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮します。また、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高めます。

- ・同じ障害のある児童生徒が集まる交流の機会を設定し、ヒントカードを用いたかかわり方の指導をします。
- ・満足感や成就感をもたらすために、成功体験や友達から認められる場をつくっていきます。



コラム

「合理的配慮とは何だろう。」～先生方の疑問や悩みから～

この冊子を読まれている先生方は、日々特別支援教育を行う上で、様々な疑問や悩みをもたれていることと思います。本調査研究の研究協力者が在籍している学校でも、インクルーシブ教育システムや合理的配慮についてまだよく分からないという先生、合理的配慮の提供を学校でどのように進めればよいか悩んでいる管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援教育や児童生徒の障害についてもっと知りたいという通常の学級の担任、授業実践を行うに当たって、合理的配慮提供の具体例を知りたいという先生など、疑問や悩みは多岐に渡っていました。

その中でもよく聞かれる、「合理的配慮とは何だろう」という疑問に対しては、以下の3つの答えがあります。

① 「合理的配慮」は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行によって、平成28年度から公立学校における提供が法的義務となったこと

したがって、担任や授業者による提供だけでなく校内で組織的に提供を進めること、また本人や保護者と合意形成を図って提供することが重視されます。

② 「合理的配慮」の観点が、3観点11項目で具体的に示されたこと

したがって、授業場面だけでなく、日常生活や学校行事など、学校生活全体の中から、特に提供が必要になる場面はいつかを検討していく必要があります。

③ 「合理的配慮」は、「他の児童生徒と平等に教育を受ける権利を共有・行使すること」が、より強調されたこと

したがって、障害のある児童生徒が十分な教育を受けることができているか、また障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが、同じ場で共に学ぶことができているかについて、常に確認していく必要があります。

3 基礎的環境整備について

基礎的環境整備とは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備のことです。国、都道府県、市町村、学校等においてそれぞれ行う教育環境の整備で、右のような8観点で整理されています。基礎的環境整備は、個別に提供されるものではなく、不特定の児童生徒に共通の環境として整備されるものです。

【観点】

- (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- (2) 専門性のある指導体制の確保
- (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- (4) 教材の確保
- (5) 施設・設備の整備
- (6) 専門性のある教員・支援員等の人的配置
- (7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- (8) 交流及び共同学習の推進

基礎的環境整備の具体例

(1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

- ・市町村の教育委員会で、専門家による巡回相談を実施します。
- ・特別支援学校が、センター的機能として幼・小・中・高等学校等への助言・援助をします。
- ・医療、保健、福祉、労働等の各関係機関との連携をします。

(2) 専門性のある指導体制の確保

- ・校内委員会を設置します。
- ・特別支援教育コーディネーターを指名します。
- ・合理的配慮協力員を活用します。
- ・専門性を高めるための研修会を計画的に設定します。



(4) 教材の確保

- ・文部科学省が作成している、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の国語（言語）の教科書、知的障害者用の国語、算数・数学、音楽の教科書等を活用します。

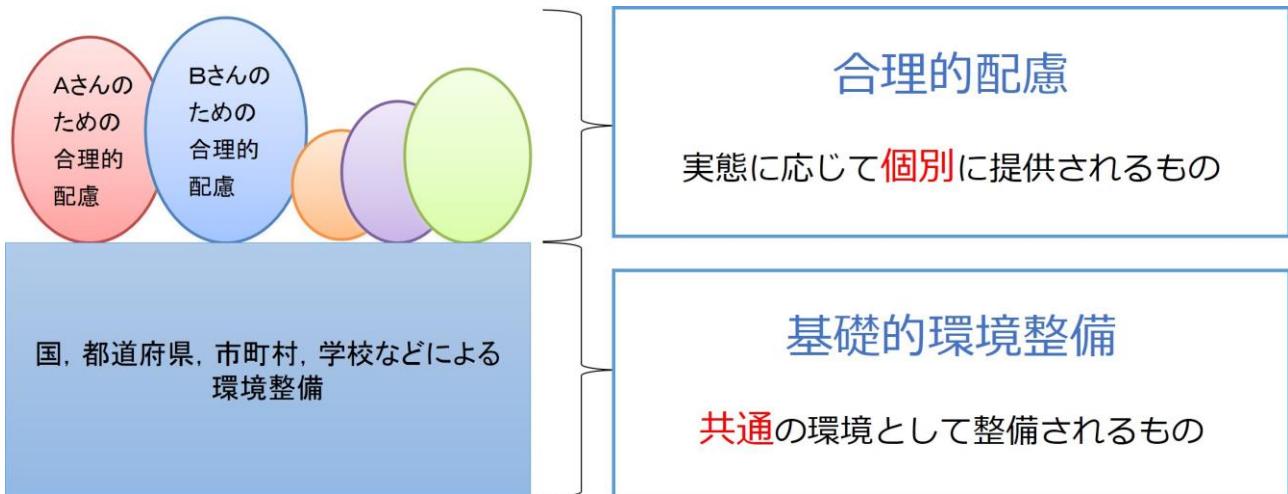
(8) 交流及び共同学習の推進

- ・関係者の共通理解と組織作りをします。
- ・交流及び共同学習に関する研修会や打合せの時間を、年間計画に位置付けます。
- ・年間指導計画や活動ごとの指導計画を作成します。



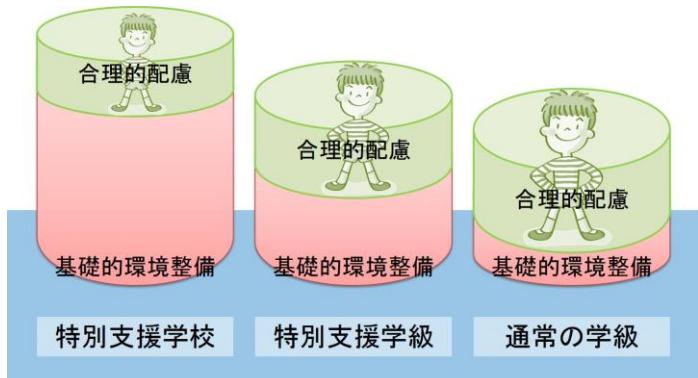
4 基礎的環境整備と合理的配慮の関係について

下図のように、共通の基礎的環境整備の上に、個の実態に応じた合理的配慮が提供されます。



また、右図のように、基礎的環境整備の状況によって、そこで提供される合理的配慮が異なってきます。

一般的に、右図のように各学びの場における基礎的環境整備の状況は異なりますので、合理的配慮を提供する際には、基礎的環境整備の状況に応じて、何を、どれだけ提供するのかを検討することが必要です。



基礎的環境整備と合理的配慮の関係の具体例

① 保護者の要望の把握

「弱視のため段差でつまずきやすいので、校内の段差を減らしてほしい。」



④ 合理的配慮の検討

他の手段で変更・調整ができるか検討した。



段差が目立つように、テープや点字ブロックのシートを貼る

② 基礎的環境整備の状況を確認

段差のある箇所は多いが、点字ブロック等は整備されていない。

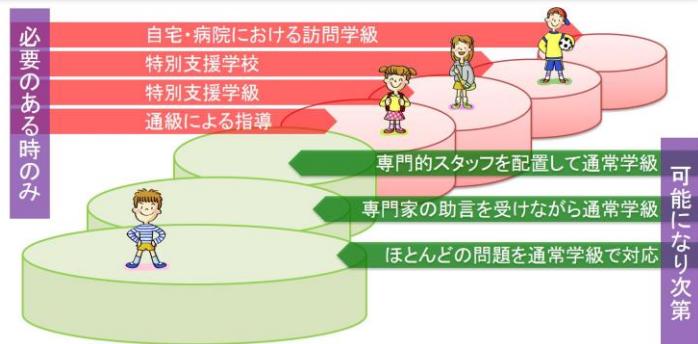
③ 保護者の要望の本質を検討

保護者の要望の本質は、「つまずく危険をなくすこと」であることを確認した。

5 多様な学びの場の連続性について

多様な学びの場として、右図のように「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」が挙げられます。多様な学びの場を整備する上で重要なこととして、①連続性があり柔軟に学びの場を選択・決定できること、②教育的ニーズに的確に応える場であること、の2点が挙げられます。

学びの場は、学校教育法施行令の一部改正によって柔軟に選択・決定できるようになりました。その際には、発達の程度や適応の状況を勘案することが必要になります。



多様な学びの場を整備するための取組について

(1) それぞれの学びの場における環境整備のために

校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があること、外部の専門家の活用を図ること等が課題として挙げられています。

【中教審初等中等教育分科会報告で挙げられている課題】

- 教育内容の改善
 - ・障害者理解を進めるための交流及び共同学習の充実を図ること
 - ・通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・評価の在り方について検討すること
- 教育方法の改善
 - ・障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、さらには、障害があることが周囲から認識されていないものの、学習上又は生活上の困難のある児童生徒にも、効果的な指導の在り方を検討していく必要があること
- 校内支援体制の構築
- 通級による指導の一層の充実
- 幼稚園及び高等学校段階における特別支援教育の充実

また、各学びの場においては、右のような課題があると言えます。例えば特別支援学校では、これまで行っていた支援を合理的配慮の視点で整理することは特別支援教育に関するセンター的機能の充実につながると言えます。

このように、各学びの場では校長のリーダーシップの下、教員の専門性を高めることが最も必要です。

各学びの場での課題の一例

特別支援学校では・・・



- ・合理的配慮の視点からの、支援の整理
- ・センター的機能の充実

特別支援学級、通級による指導では・・・



- ・より多様な障害についての専門性

通常の学級では・・・



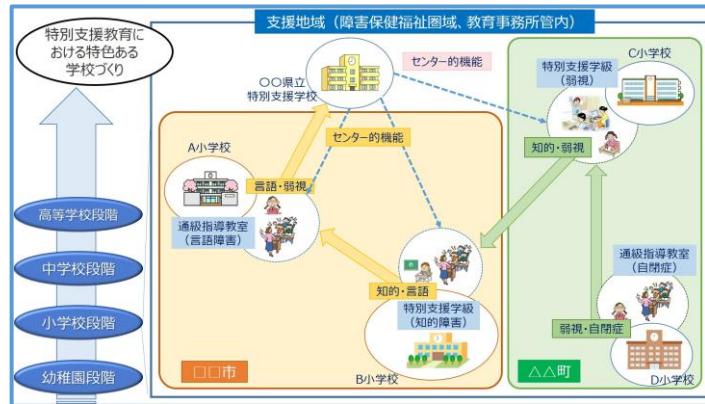
- ・各障害種の基本的な理解
- ・校内での体制整備

(2) 多様な学びの場が相互に連携するためには

具体的な方策として、①スクールクラスターの構築、②特別支援学校のセンター的機能の活用、③福岡県特別支援学校ネットワークの活用等があります。

①スクールクラスターとは

近隣のいくつかの学校が互いに連携・協同して取り組むためのネットワーク（域内の教育資源の組合せ：学校間連携）です。自校で児童生徒への対応に迷う時、近くの学校の詳しい教員に相談することも1つの方策です。このような連携が円滑に行われるためには、日常的に連携・協力を積み重ねておくことが必要です。



②特別支援学校のセンター的機能の活用とは

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能を有しており、次の役割を果たしています。また、上図に示されるように、域内におけるコーディネーター的役割も担っています。

特別支援学校のセンター的機能

- 教員への支援機能
- 障害のある児童生徒等への指導、支援機能
- 教員に対する研修協力機能
- 特別支援教育に関する相談、情報提供機能
- 関係機関等との連絡、調整機能
- 障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能

③福岡県特別支援学校ネットワークとは

地域の各特別支援学校が、相談内容に応じて連携して支援をします。ネットワークを活用した幼児児童生徒の発達や教育に関する相談（継続した教育相談を含む）、心理検査等の実施、情報提供を行います。

(3) 多様な学びの場が相互に連携するための交流及び共同学習の推進とは

交流及び共同学習には次のような形態があります。

- 特別支援学校と近隣の幼・小・中・高等学校等との間の交流及び共同学習（学校間交流）
- 特別支援学校と居住地の小・中学校との交流及び共同学習（居住地校交流）
- 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

特別支援学校と幼・小・中・高等学校との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりする等、交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要です。また、特別支援学級と通常の学級の間で行われる交流及び共同学習についても各学校において、ねらいを明確にした計画的・組織的な推進が必要です。交流及び共同学習を推進することで、障害のある児童生徒にとっても障害のない児童生徒にとっても共生社会の形成に向けて大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育てることができます。

6 「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」と「合理的配慮提供」との関係について

各学校の先生方からの疑問として、「基礎的環境整備と合理的配慮の違いが分からぬ」という声がよく聞かれます。これについてはP 7で説明したとおり、児童生徒に共通に整備されるのが「基礎的環境整備」であるのに対し、個別に提供されるのが「合理的配慮」であるという捉え方ができます。

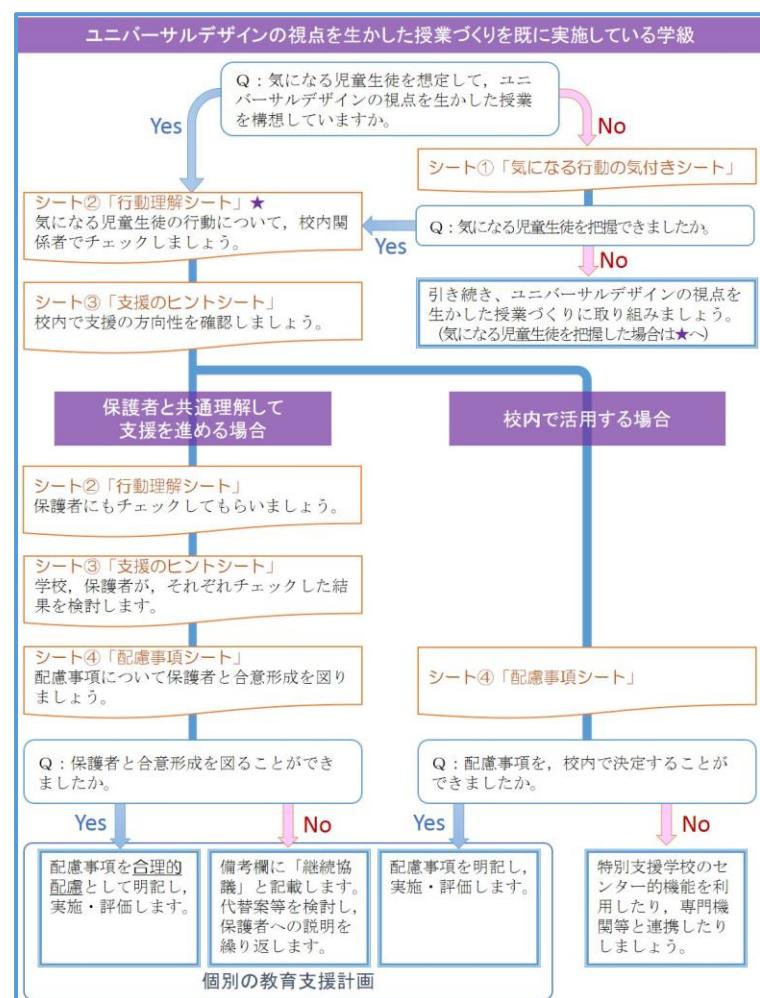
基礎的環境整備には、右図のように、ユニバーサルデザイン（以下「UD」）の視点を生かしてみんなが分かる・できる授業を行うことも含まれていると言えます。そして、UDの視点を生かした授業づくりを日々実践している学級であれば、児童生徒に共通の基礎的環境整備が次第に充実していく、個別に提供する合理的配慮を焦点化していくことが可能になります。

つまり、授業場面における合理的配慮提供を検討する際には、UDの視点を生かした授業づくりと関連させることが効果的です。

右図の「活用手順シート」は、「特別な支援が必要であると考えられる児童生徒を把握しているか」等の学級の実態に応じて、サポートヒントシート（P 49参照）を活用した合理的配慮提供の手順を示したもののです。

配慮事項検討シートは、「①ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりをすでに実施している学級用」「②ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを実施していない学級用」の2種類あり、学級の実態に合わせて選択して使用します。

配慮事項検討シートとサポートヒントシートを組み合わせて活用することで、より学級や児童生徒の実態に応じた合理的配慮提供が可能になります。



第2章 手順編

- 1 「合理的配慮提供の7 steps」について
- 2 step 1 インクルーシブ教育システムについての理解
step 2 障害の概要及び実態把握の方法についての理解
- 3 step 3 児童生徒の実態把握と本人・保護者の要望の把握
- 4 step 4 要望の内容について校内委員会での検討
- 5 step 5 合理的配慮の決定
個別の教育支援計画への明記、個別の指導計画への活用
- 6 step 6 合理的配慮の提供
- 7 step 7 合理的配慮の評価・見直し

「第2章 手順編」は、合理的配慮提供の7 stepsについて、詳しい手順・方法が分かる冊子です。

本章は、視覚障害（弱視）の児童への合理的配慮提供を例として説明をしています。

1 「合理的配慮提供の7 steps」について

「合理的配慮提供の7 steps」とは、合理的配慮を提供する際の手順・方法を、7つのステップを通して具体的にしたものです。7つのステップは、以下のように、「理解しよう」「決定しよう」「提供しよう」の3つの段階に整理しています。

理 解しよう

step1 インクルーシブ教育システムについての理解

step2 障害の概要及び実態把握の方法についての理解

- 校内委員会や校内研修で理解を深めます。

- ・インクルーシブ教育システムについての研修
- ・対象児童生徒の障害に関する研修
- ・校内での支援体制についての共通理解
- ・地域や関係機関との連携の仕方の確認

等



決 定しよう

step3 児童生徒の実態把握と本人・保護者の要望の把握

- 児童生徒の実態把握をします。
- 引継ぎ資料(ふくおか就学サポートノート、個別の教育支援計画、個別の指導計画等)、面談等を基に本人・保護者の要望を把握します(教員による見立ても含む)。

step4 要望の内容について校内委員会での検討

- 要望の内容について、校内委員会等で以下のような観点から検討します。

- ・何を優先するか
- ・均衡を失した、または過度の負担がないか
- ・法令違反になっていないか

等



step5 合理的配慮の決定、個別の教育支援計画への明記、個別の指導計画への活用

- 保護者と合意形成し、決定した合理的配慮を個別の教育支援計画へ明記します。
- 「1日」「学期」「年間」等の時間軸に沿って、合理的配慮をいつ、誰が提供するか具体化して、個別の指導計画に活用します。

提 供しよう

step6 合理的配慮の提供（日常生活、授業、学校行事）

- 職員間で共通理解し、学校全体で組織的に提供をします。
- 児童生徒一人一人の実態や困難さに応じた提供をします。

step7 合理的配慮の評価・見直し

- 合理的配慮の提供を受けている時の姿や、その後の変容を記録します。
- 校内委員会等で評価・見直しを行い、本人・保護者と確認をします。

- ・児童生徒が十分な教育を受けられるよう提供できているか
- ・児童生徒の発達の程度や適応の状況に応じたものか
- ・均衡を失した、または過度の負担が生じていないか



また、以下の資料等を併せて活用することで、「7 steps」に沿った合理的配慮提供をより効果的に実践することができます。

step1・2

校内研修で活用して、職員の理解啓発に役立てます。

研修テーマ

- ①インクルーシブ教育システムについて
- ②合理的配慮の提供について
- ③ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりについて
- ④児童生徒の実態把握について
- ⑤発達障害について

校内研修プラン

校内研修の年間計画を作成する際のモデルとなります。20分程度の研修を年間5回実施することを想定しています。



校内研修スライド

原稿付きの研修スライドをダウンロードして使用できます。「発達障害について」など、テーマ別に作成しています。

step3・4・5

障害種別に、合理的配慮の検討や決定ができます。

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱



配慮事項検討シート

本人や保護者の要望を受けて配慮事項を検討・決定する際に活用することができます。各項目をクリックすると、参考になる画像を見ることができます。



発達障害 自閉症・情緒障害



サポートヒントシート ・活用手順シート

従来のサポートヒントシート(追補版)を再追補し、自閉症・情緒障害にも対応できるようにしました。活用手順シートを使用すれば、通常の学級の実態に合った合理的配慮の決定ができます。

提供場面・時期決定シート

決定した合理的配慮の提供が、1年間や1日の内で特に必要になるときはいつかを決定することができるシートです。

step6・7

合理的配慮提供の具体的な方途がわかります。

冊子 (第3章 実践編)

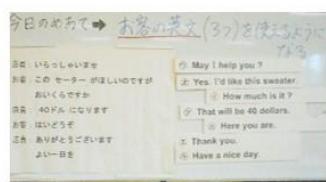
通常の学級、通級による指導、自閉症・情緒障害特別支援学級、特別支援学校等の学びの場において、授業場面を中心とした合理的配慮提供の事例を紹介しています。



小学校(通常の学級)
第6学年 算数科



小学校(通級による指導)
第4学年 自立活動



高等学校
第3学年 英語科

(※「第3章 実践編」を含む冊子全体の詳細は、本リーフレットの最終ページを御参照ください。)

次のページ以降から、「合理的配慮提供の7 steps」の手順に沿った合理的配慮提供の方途を、詳しく説明します。

2 step 1 インクルーシブ教育システムについての理解 step 2 障害の概要及び実態把握の方法についての理解

この段階では、学校の職員全体でインクルーシブ教育システムや、児童生徒の障害について理解することが必要です。

- 校内委員会や校内研修で理解を深めます。

各学校の先生方がそれぞれ学んだことや理解していること等を、校内研修等の場において職員間で共有すると効果的です。

次のような内容について、校内研修等を通して理解を深めましょう。

- ・インクルーシブ教育システムについて
 - ・対象児童生徒の障害について
 - ・一人一人の児童生徒の理解について
 - ・校内での支援体制についての共通理解
 - ・地域や関係機関との連携の仕方の確認
- 等

step 1・2 では、特別支援教育コーディネーターが中心となって校内研修を計画・運営して、情報を共有することが有効です。

例として、2つの学校の取組を紹介します。

○ A 中学校の例

特別支援教育コーディネーターが中心となって、月に1回、20分間程度の校内研修を実施しています。研修の際には自作のスライドを用いて、校内で実践されている有効な支援を紹介する等、視覚的に情報共有ができるような工夫がされています。短時間の研修なので、他の研修と組み合わせるなど柔軟に研修計画を設定することが可能です。



この学校では、短時間の研修を計画的に実施することの成果が出ています。

○ B 小学校の例

校内での研究授業を行う教員に対して、特別支援教育コーディネーターが、児童に対する具体的な支援の仕方を事前にアドバイスしました。

特に注意集中が困難な児童の実態については、校内研修の際に教員全体で共通理解を図り、「視覚的な情報を提示する」「板書のキーワードに線を引く」等の支援を授業場面で具現化しました。そして、その成果を授業後に教員全体で共通理解しました。



Step 1・2では、「校内研修プラン」や「校内研修スライド」をダウンロードして活用することができます。

校内研修プランは、1回あたり20分間程度の校内研修を、年間5回程度実施するというものです。

「インクルーシブ教育システムについて」「合理的配慮の提供について」など、右図のような5つのテーマで構成しています。長時間の研修を設定することが難しい学校でも、職員会議後や学年会後などの短い時間を活用したり、講義と演習を組み合わせたりするなど、短時間の研修を継続的に実施することによって校内での共通理解を図ることができます。

校内研修スライドは、プレゼンテーションソフト(Microsoft PowerPoint)で作成しています。ノートの欄には右図のようにスライドの読み原稿の例も記載しているので、ダウンロードをすればすぐに活用できます。また、学校の実態に合わせて内容を附加修正したり、使用するスライドを選択したりして活用することもできます。外部講師を招聘しなくとも、各学校において、特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修を実施することができるスライドです。

研修テーマ
①インクルーシブ教育システムについて
②合理的配慮の提供について
③ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりについて
④児童生徒の実態把握について
⑤発達障害について

発達障害について 社会性の面での困難さ
<p>・場の雰囲気や暗黙のルールが分からない。 ・一方的な会話をしたり、自分のベースのみで話したりしてしまう。 ・友人と仲良くしたいが、うまくいかない。 ・状況に応じた言葉遣いが難しい。 ・困ったときに、人に助けを求めたり、相談したりできない。 ・「うなづく」「微笑む」など、共感することが難しい。</p> 

社会性の面での困難さがある児童生徒の一例です。
場の雰囲気や暗黙のルールが分からない児童生徒。自分のベースで会話をしてもう児童生徒。他人と共感することが難しい児童生徒など、困難さは多岐にわかつています。

※ step1・2で活用できる「校内研修プラン」「校内研修スライド」「合理的配慮提供の7stepsリーフレット(P24参照)」は、いずれも福岡県教育センターホームページからダウンロードして活用できます。

また、本冊子の「第1章 総論編」も校内研修の際に活用できます。

3 step3 児童生徒の実態把握と本人・保護者の要望の把握

この段階では、職員全体で児童生徒の実態把握をしたり、保護者の要望を把握したりします。

□ 児童生徒の実態把握をします。

○ 実態把握の方法



授業、学校生活の様子の観察

自然な環境にいるときにどのような行動をとるかを観察する方法と、一定の条件を設定した場（遊具、対人、生活場面等）にどのような行動がみられるかを観察する方法があります。



検査の実施

発達検査（WISC-IIIや田中ビネーV等）を実施します。それぞれの検査で明らかになることが異なってきますので、目的に応じて複数の検査を実施することもあります。検査の方法は児童生徒の障害種によって異なってきます。

□ 引継ぎ資料、面談をもとに、本人・保護者の要望を把握します。

実態把握をしたら、保護者の要望を把握して学校で把握した実態と比較していくことが必要になります。その際に以下の引継ぎ資料を活用すれば、本人・保護者の要望の把握をスムーズに行うことができます。

- ・ふくおか就学サポートノート（右図）
(福岡県・福岡県教育委員会作成)

次の内容がまとめられています。

- ・プロフィール
- ・外出先での配慮事項
- ・相談、診断、健康診断等の記録
- ・資料等の貼付欄
- ・引き継ぎシート

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画
(合理的配慮を明記できるもの)

※ いずれも、

[福岡県教育庁教育振興部義務教育課ホームページ](#)
からダウンロードできます。

ふくおか 就学サポートノート



福岡県・福岡県教育委員会

4 step 4 要望の内容について校内委員会での検討

この段階では、step 3で把握した児童生徒の実態や保護者の要望から考えられた合理的配慮の内容について、提供が可能であるかどうか、難しい場合は他の手段で補うことができないかを校内委員会で検討します。

□ 要望の内容について、校内委員会で検討します。

校内委員会を計画的に開催して、管理職や主幹教諭、養護教諭等も含めたメンバーで、幅広い視点から検討ができるようにします。

本人や保護者から合理的配慮の要望が出た場合、step 3で実態把握した内容も基にしながら、次のような観点から、要望の内容が提供可能であるかどうか検討しましょう。



- ・ 児童生徒の成長として、何を目指していくのか？
- ・ 必要とされる合理的配慮は何か？
- ・ 何を優先して提供する必要があるか？
- ・ 体制面、財政面から均衡を失した又は過度の負担になっていないか？
- ・ 教育の目的・内容・仕組みの本質的な変更となっていないか？
- ・ その合理的配慮の内容が、法令違反になっていないか？

□ 基礎的環境整備が十分でない場合や要望が合理的でない場合は、他の手段で補うことができないか、校内委員会等で検討します。

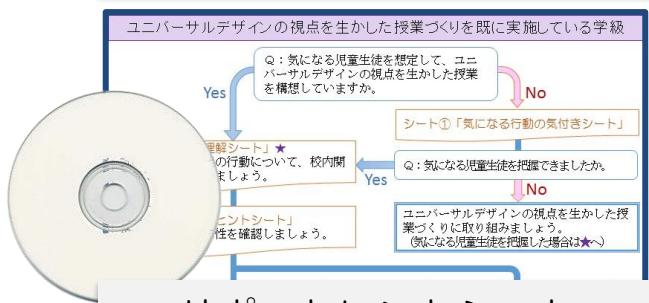
配慮事項の検討・決定をする際には、児童生徒の障害種に応じて、以下の資料を活用できます。

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体力不自由、病弱・身体虚弱

見え方に応じた教科書の提供等	
<input type="checkbox"/>	見え方に一番合った拡大率の拡大教科書を選定する。(視覚特別支援学校・教育センター等で拡大率を相談)
<input type="checkbox"/>	見え方に応じて教科書の図や表・資料を、拡大するとともに、単純化したり、レイアウトを変えたりして作成する。
<input type="checkbox"/>	見え方に応じて教科書の図や表・資料を拡大コピーする。
<input type="checkbox"/>	教科書の図、写真などが見えにくい場合は、口頭での説明も行う。
見え方に応じたプリント等の作成	
<input type="checkbox"/>	見え方に応じて教材プリント・テスト等の字の大きさを変えて作成する。
<input type="checkbox"/>	見え方に応じて字体(ゴシック体等)や行間等を変える。
<input type="checkbox"/>	色のコントラストや、レイアウトに配慮して(見出しを太字にしたり、紙面の構成を単純化するなど)教材を作成する。
<input type="checkbox"/>	まぶしさからくる見えにくさを補うために、必要に応じて白黒反転で教材を作成する。

配慮事項検討シート

自閉症・情緒障害、発達障害



サポートヒントシート 活用手順シート

ここでは、2つの事例を基に、資料を活用した合理的配慮の検討や決定の仕方を説明します。

○ 事例1 弱視のある児童の場合（小学校の例）

弱視による見えにくさがあるために、保護者から「校内環境を安全にしてほしい」「拡大読書器を準備してほしい」等の要望が出されたとします。

「校内環境を安全にしてほしい」については、学校での実態把握からも、見えにくさによるつまずきやすさが見られたため、段差に目立つ色のテープを貼る等の配慮を検討しました。

しかし、「拡大読書器を準備してほしい」については、現在の学校の状況から、すぐに準備することは困難な状況です。

その際に、校内委員会において次の手順で変更・調整を検討しました。

① 要望の本質についての検討

この要望の本質は、「拡大読書器を準備してほしい」ということではなく、「文字の読みにくさに配慮してほしい」ということであると考えられます。このように要望の内容から「できる」、「できない」をすぐに判断するのではなく、保護者の要望の本質は何かを校内委員会で検討することが必要になります。

② 配慮事項の変更・調整

どのような配慮が考えられるか、また他の手段で補っていくことができないかを考えていく場合には、要望の本質を踏まえ、「配慮事項検討シート」や「サポートヒントシート」を活用します。

右の図は「配慮事項検討シート」です。文字の読みにくさへの配慮として、「見え方に応じた教科書の提供」「見え方に応じたプリント等の作成」「弱視レンズ等の視覚補助具やICTの活用」等、拡大読書器の使用に替わる配慮事項の案が多く示されています。各項目のリンク（青い線）をクリックすると、図のように、具体的な配慮のヒントが写真で示されます。

この中から、学校の基礎的環境整備の状況に応じて、提供可能なものを検討し、本人や保護者と合意形成を図っていきます。



見え方に応じた教科書の提供等
<input type="checkbox"/> 見え方に一番合った拡大率の拡大教科書を選定する。(視覚特別支援学校・教育センター等で拡大率を相談)
<input type="checkbox"/> 見え方に応じて教科書の図や表・資料を、拡大するとともに、単純化したり、レイアウトを変えたりして作成する。
<input type="checkbox"/> 見え方に応じて教科書の図や表・資料を拡大コピーする。
<input type="checkbox"/> 教科書の図、写真などが見えにくい場合は、口頭での説明も行う。
見え方に応じたプリント等の作成
<input type="checkbox"/> 見え方に応じて教材プリント・テスト等の字の大きさを変えて作成する。
<input type="checkbox"/> <u>見え方に応じて字体(ゴシック体等)や行間等を変える。</u>
<input type="checkbox"/> 色のコントラストや、レイアウトに配慮して(見出しを太字にしたり、紙面の構成を単純化するなど)教材を作成する。
<input type="checkbox"/> まぶしさからくる見えにくさを補うために、必要に応じて白黒反転で教材を作成する。
<input type="checkbox"/> まぶしさからくる見えにくさを軽減するために、再生紙等のくすんだ色の紙を使用する。
<input type="checkbox"/> <u>生徒の見え方に合わせ書線の幅や枠が大きいノートや作文用紙を作成する。</u>
<input type="checkbox"/> 色の見えにくさがある場合は、カラーを白黒で印刷する。
弱視レンズなどの視覚補助具やICTの活用
<input type="checkbox"/> <u>板書や遠方を見るために単眼鏡を活用する。板書は単眼鏡の倍率を考慮して(視野に5文字程度入るように)字の大きさを決める。</u>
<input type="checkbox"/> <u>児童生徒の見え方に応じて本を読んだり字を書いていたりするときに拡大跡書き器を活用</u>



○ 事例2 情報の入力（読む・見る）が困難な児童の場合（小学校の例）

サポートヒントシートの4つのシートを、学級の実態に合わせて活用しました。その際に、「活用手順シート」に沿って合理的配慮を検討・決定しました。

活用手順シートは、「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを既に実施している」学級用と、「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを実施していない」学級用の、2種類のシートがあります。

① 活用手順シート、サポートヒントシート②、③の使用

この学校は、これまでに、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを校内研究として実践していました。そこで、「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを既に実施している」学級用の活用手順シート

（右図）を使いました。そしてシートの手順に沿って、サポートヒントシート②（行動理解シート）、③（支援のヒントシート）を活用して、校内で支援の方向性を確認しました。シート②と③を活用することで、把握していた児童が視覚的な情報の入力に困難さがあることが分かり、支援のヒントを参考にして、合理的配慮を検討することができました。

決定した合理的配慮については、個別の教育支援計画に明記しました。その際、3観点11項目のどの項目に該当するかを記入しました。

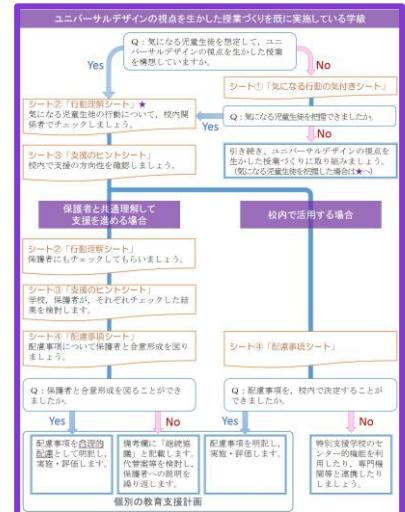
② 個別の配慮事項の決定（サポートヒントシート④）

シート④（配慮事項検討シート）を基に、個別の配慮事項を決定して、個別の指導計画への活用をしました。シート④から、読む・見る情報の入力が困難な児童に対して、視覚的な情報を提示するなどの配慮の例が示されました。そして、シート④の中の「ヒントやキーワードを言葉で伝える」という項目に着目して、算数科の授業で板書した問題のキーワードとなる部分に線を引くという支援を考えました。また、「文章の内容（文字情報）を、絵や図に置き換えて示す」という項目に着目して、かけ算の問題場面を、カレンダーやテープ図を使って黒板に提示するという視覚的な支援を構想しました。

授業前は、学習指導案の事前検討会において、授業の打合せをしました。特別支援教育コーディネーターや研究主任等との意見交流を通して、支援の方法やタイミングをより具体化することができました。

※ 紹介した資料は、いずれも、[福岡県教育センターホームページ](#)からダウンロードできます。

※ サポートヒントシートの活用の仕方については、本冊子のP49を御参照ください。



5 step 5 合理的配慮の決定

個別の教育支援計画への明記、個別の指導計画への活用

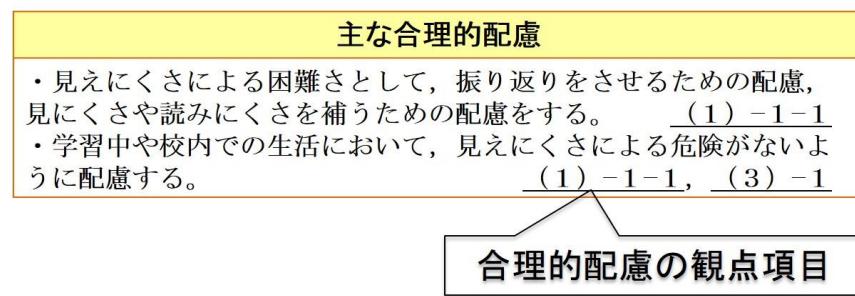
この段階では、決定した合理的配慮を個別の教育支援計画に記載し、特に提供が必要になるときはいつかを検討します。

- 保護者と合意形成し、決定した合理的配慮を、個別の教育支援計画へ明記します。

図は、福岡県教育委員会のホームページに公開されている、合理的配慮を明記できる個別の教育支援計画の様式（一部）です。

右図のように、主な合理的配慮を個別の教育支援計画へ明記します。この段階ではまだ、配慮事項の詳細な記述ではなく、年間を通して行う合理的配慮という視点で大きくまとめます。

また、合理的配慮の観点項目（3観点11項目、P3参照）も記載します。



コラム

サポートヒントシートを活用した合理的配慮の決定

自閉症・情緒障害や発達障害のある児童生徒については、合理的配慮を明記する際に、サポートヒントシートを活用することができます。

「シート③（支援のヒントシート）」の「支援のヒント」の欄には、指導上の留意点を端的にまとめています。児童生徒のサポート優先度の高い項目に記載されている支援のヒントを、合理的配慮として個別の教育支援計画へ明記することができます。

ヒントA2【情報の入力(読む・見る)】	
 低 高 サポート優先度	
<small>〔分析〕</small> この項目について「サポート優先度」が高い児童生徒については、「読む・見る」などの情報の入力に課題があるのかもしれません。	
<small>〔支援のヒント〕</small> <感覚の過敏性についての支援> • 視覚、触覚などに対する感覚過敏に対しては、刺激を取り除くことで環境を整える。 <読むことへの支援> • 文章の内容を絵などで示す。 • キーワードに着目するように指導する。	詳細表示

要望どおりに提供できない時や保護者が合意しない場合については、「今できる配慮」と「将来的に目指す姿」との関係を説明し、長期にわたって合意形成を図っていく見通しをもつことも、1つの方法です。

- 「1日」「学期」「年間」等の時間軸に沿って、合理的配慮をいつ、誰が提供するか具体化して、個別の指導計画に活用します。

個別の教育支援計画へ明記した合理的配慮について、特に提供が必要になるときはいつかを検討します。

① 「提供場面・時期決定シート」の活用

決定した合理的配慮の提供が特に必要になるとときはどのような場面なのか、「1年間」や「1日」の中から検討します。

その際、右図の「提供場面・時期決定シート」を活用すれば、校内研修等の場で、付箋に書き込んだり貼ったりしながら検討することができます。



② 個別の教育支援計画への明記

①で検討した場面について、「誰が」「どのような支援を行うか」等について検討し、個別の教育支援計画に明記します。

具体的な支援	どのような場面で	誰が	どのような支援を行うかなど
	学校行事	養護教諭	移動や活動の際の補助や声掛けをする。
	各教科等	学年部	単眼鏡やタブレット端末の使用など、見えにくさを補うための工夫をする。
	教室移動	主幹教諭	段差や危険な個所が目立つようにする。

このように明記したことを基に、個別の指導計画に活用します。

※ 「提供場面・時期決定シート」は、[福岡県教育センターホームページ](#)からダウンロードできます。

※ 個別の教育支援計画、個別の指導計画は、[福岡県教育庁教育振興部義務教育課ホームページ](#)からダウンロードできます。

6 step 6 合理的配慮の提供（日常生活、授業、学校行事）

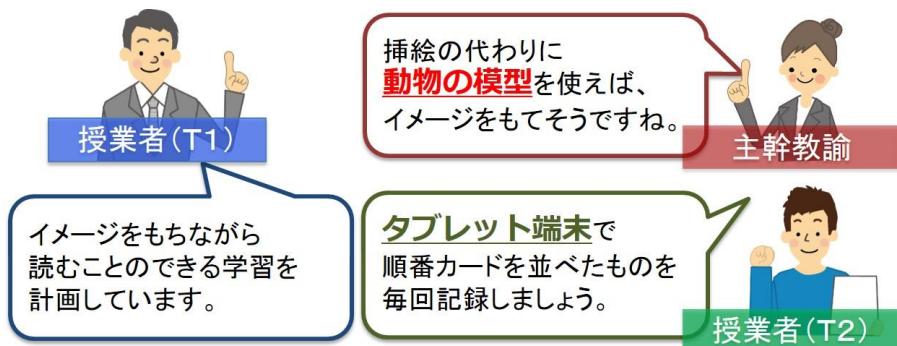
この段階では、日常生活や授業、学校行事等において、合理的配慮を提供します。その際には、職員での組織的な提供が必要になります。

□ 職員間で組織的に提供をします。

職員で「教育的ニーズ」「学習計画」「合理的配慮」「分担」等について話し合いながらまとめていくことが効果的です。その際、授業者だけでなく職員で組織的に提供をしていくことが重要です。

○ C 特別支援学校の例

この学校では、授業を計画する際に、「授業づくりミーティング」として、授業者や校内委員会等複数の教員で、教育的ニーズ、学習計画、合理的配慮、分担等について話し合いながら黒板にまとめました。



下図は第2学年国語科「どうぶつ園のじゅうい」における授業づくりミーティングの内容です。この方法で、授業者だけでなく、複数の教員の共通理解と組織的な提供が可能になりました。

Aさんの 教育的ニーズ	学習計画	合理的配慮	分担
<ul style="list-style-type: none"> ・イメージをもちながら読むことができる。 ・順序を考えながら読むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめ、中、終わりの文章構成の順に読む。 ・獣医の仕事の内容を読み取る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 描絵の代わりとなる、動物の模型の提示 ・ 文章を拡大するタブレット端末の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 順番カードを並べたものを、毎回タブレット端末で撮影する。(B先生)
①児童生徒に必要な力(教育的ニーズ)を考える。	②単元全体の学習計画を考える。	③教育的ニーズを満たす学習内容を考える。	④活動する上で必要な分担を考える。

□ 個の実態や困難さに応じた提供をします。

下の写真は、視覚障害（弱視）のある児童に対する合理的配慮の一例です。

見えにくさのために顔を近付けないと観察ができなかつた児童に対しては、実験用具から離れて安全に観察することができるよう、教員が単眼鏡の使い方を指導しました（右図上）。

また、観察や振り返りの困難な児童に対しては、主体的に学習を進めることができますように、教員がタブレット端末に実験の過程を記録しておき、拡大や再生を自分で行うことができるようになりました（右図下）。その際は、T2の教員が、ビーカーの中の水の変化等の様子を、タブレット端末でその都度動画撮影していました。そして記録した動画は、実験の振り返りで活用しました。



安全面の配慮が必要

単眼鏡の使い方



●観察、振り返りの困難

拡大、再生が出来る
タブレット端末の使用

これらの事例は視覚障害特別支援学校の実践を例にしていますが、小学校、中学校や高等学校においても、単眼鏡の使い方の指導や読みやすくする際の支援は、予算面・体制面から考えて、すぐに取り組むことができそうです。斜面台は学校になくても、工夫をすれば比較的簡単に制作することができます。またタブレット端末の使用等は、基礎的環境整備の状況によって異なりますが、現状として難しい場合も、今後環境が整えば提供できる可能性があります。TTの授業が難しい場合も、どこで振り返りが必要であるかという見通しを授業者が把握していれば、意図的・計画的に対応することができます。

このように、個々の児童生徒の実態や困難さに応じた合理的配慮を提供することや、各学びの場の基礎的環境整備の状況に応じた合理的配慮提供の検討をしていくこと等が必要です。

7 step 7 合理的配慮の評価、見直し

この段階では、合理的配慮の評価、見直しを、次のように行います。

□ 合理的配慮を提供している時の姿や提供した後の変容を記録します。

合理的配慮の提供場面や提供前後の変容について記録をとります（児童生徒の様子、表情、発言、ノートの記述内容等）。困難さに応じた合理的配慮提供の有効性を、児童生徒の姿から明らかにすることができます。



その際に、授業中の姿だけで評価するのではなく、その姿が児童生徒の長期目標にどのように結び付いていくのかを考えた上で、期待される成果を明らかにして、今後の指導の見通しをもつ必要があります。

□ 校内委員会等での評価・見直しや、本人・保護者との確認をします。

上記の記録を基にして、校内委員会等で次のような観点から評価・見直しをしたり、本人・保護者と合理的配慮の有効性と今後の提供の方向性について合意形成を図ったりします。

観点① 「十分な教育を受けられているか」

個別の教育支援計画・個別の指導計画と授業の記録とを比較して、計画に基づき実行した結果を児童生徒の姿から評価して見直します。

観点② 「生活年齢や適応の状況に応じているか」

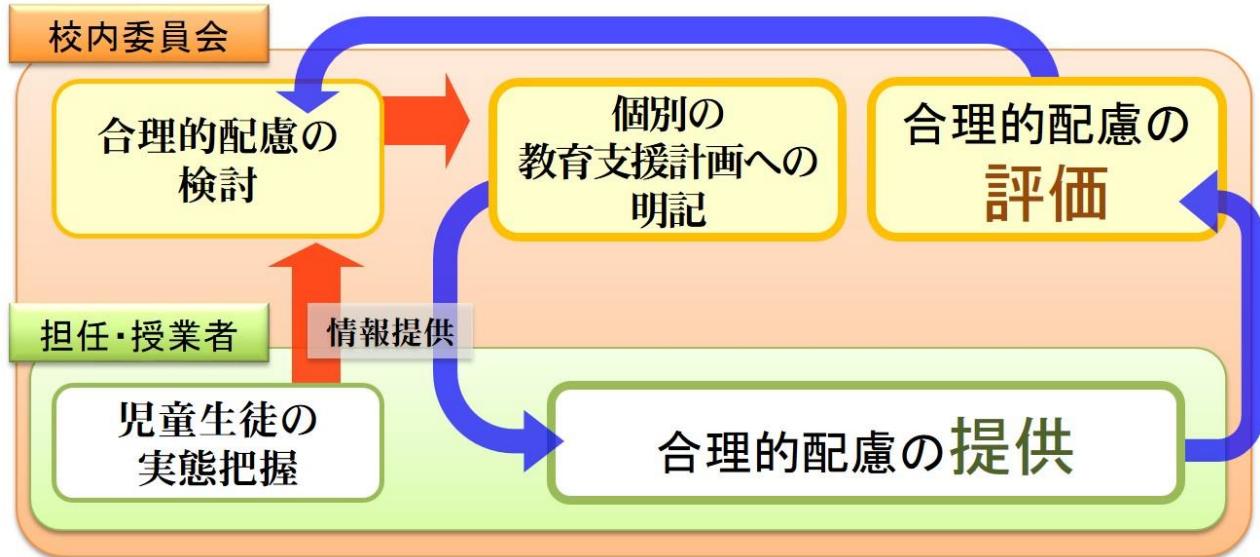
発達検査やサポートヒントシートから明らかになった児童生徒の発達の段階や困難さに応じた合理的配慮になっているかを検討していきます。

観点③ 「均衡を失した又は過度の負担がないか」

「業務への影響の程度」「実現可能性の程度」「費用・負担面の程度」等、予算面・体制面から過度の負担がなく実施していくことができたかどうか検討します。負担が大きいと判断した場合は、配慮事項検討シート等を参考に、他の配慮に変更できないか、再度検討していきます。

評価・見直しをしたことは、「提供場面・時期決定シート」に記載した提供場面の中から、再度提供をしていくことが必要になります。

step 3～7をまとめると、下図のようになります。



担任や授業者が中心となって児童生徒の実態把握をし、校内委員会に情報提供をします。それを受け、校内委員会で合理的配慮の検討をして、個別の教育支援計画をします。

step 6以降では、合理的配慮の提供、評価をして再度提供をするための検討をするというサイクルを繰り返します。

コラム

「合理的配慮提供の7steps リーフレット」も活用できます。

ここまで説明してきた「合理的配慮提供の7steps」の手順については、右図のリーフレットにも紹介しています。

印刷をして校内研修等で活用することもできます。ぜひ御活用ください。

合理的配慮提供の7stepsとは

理解します

step1 インクルーシブ教育システムについての理解
step2 障害の要望及び実態把握の方法についての理解

□ 校内委員会で校内研修で理解を深めます。
・インクルーシブ教育システムについての理解
・障害者の要望及び実態把握の方法についての理解
・個別の教育支援計画についての理解
・校内研修の実施形態についての理解等

決定します

step3 児童生徒の実態把握と本人・保護者の要望の把握

□ 実態把握について、校内委員会で以下のよう検討します。
・何を先にやるか、また何を後でやるか等
・何を先にやるか、また何を後でやるか等
・何を先にやるか、また何を後でやるか等

step4 要望の内容について校内委員会での検討

□ 実態把握について、校内委員会で以下のよう検討します。
・何を先にやるか、また何を後でやるか等
・何を先にやるか、また何を後でやるか等
・何を先にやるか、また何を後でやるか等

step5 合理的配慮の決定、個別の教育支援計画への明記、個別の指導計画への明記

□ 両側が合意形成し、決定した合理的配慮を個別の教育支援計画へ明記します。
・1日1回(1時間)等の時間軸に沿って、合理的配慮をいつ、誰が実施するか具体化して、個別の指導計画へ明記します。

step6 合理的配慮の提供(日常生活、授業、学校行事)

□ 種別ごとに準備をします。
□ 他の実態や困難に応じた提供をします。

step7 合理的配慮の評価・見直し

□ 合理的配慮を実施して心地や感覚した後の変容を記録します。
□ 校内委員会等での評価・見直しや本人・保護者の確認をします。
・実施結果や各機関の感想を通じて改訂にいたしましたか
・改善を実現しましたか(進歩度の実績を示してください)
・改善を実現しましたか(進歩度の実績を示してください)

各段階では以下の資料等を活用します

step1・2 校内研修で活用して、職員で理解することができます。

校内研修スライド
要望及び実態把握の方法についての理解等

step2・4・5 障害種別に、合理的配慮の検討や決定ができます。

児童生徒 聴覚障害 着物障害
肢体不自由 痢弱・身体虚弱

配慮事項検討シート
本人や保護者の要望を検討したり検定したうえで実施することができる
各項目をクリックすると、参考になる実例を見るることができます。

step6・7 合理的配慮提供の具体的な実践事例がわかります。

児童生徒 聴覚障害 着物障害
肢体不自由 痢弱・身体虚弱

実践事例
・活動手帳シート
・使用的な手帳シート
・シートの活用方法等
・着物障害にも対応しました。
・活用手帳シートを使用する際は、個別の実態に合った合理的配慮の設定ができます。

提供場面・時期決定シート
決定期間や日付に必要な場合が、1年間や1日のどちらに必要な場合などと書き分けたシートです。

運営者の実態、通路による実態、自閉症・健聴障害特別支援学校、特別支援学校の学びの場において、授業準備を中心とした合理的配慮提供の事例を紹介しています。

※ 「合理的配慮提供の7steps リーフレット」は、[福岡県教育センターホームページ](#)からダウンロードできます。

第3章 実践編

- 特別支援教育コーディネーターによる校内研修
- 通常の学級における合理的配慮提供の事例
- 通級による指導における合理的配慮提供の事例
- 自閉症・情緒障害特別支援学級における合理的配慮提供の事例
- 特別支援学校における合理的配慮提供の事例

実践編の読み方について

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校	高等学校				
通常の学級	通級による指導	特別支援学級				

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを既に実践している場合

step 3～7 にかけての実践を紹介していますが、特に中心となる段階に色を付けています。

△子どもの得意な解決方法に応じた合理的配慮を提供している実践

第6学年 算数科 「図形の拡大と縮小」

【ねらい】
身の回りの図形の見方に関心を持つとともに、拡大図や縮図を作図したり活用して測定しにくい長さを求めたりして、拡大や縮小のよさが理解できるようにする。

該当する学校種及び学びの場に色を付けています。

step3～5 サポートヒントシートを活用した実態分析

サポートヒントシートを活用することで、以前から個別の支援が必要であったA児、B児の課題と支援の方途が明らかになった。このことを受け、中学校進学へ向けて、学習面での配慮が必要であることについて保護者と合意形成を図る準備を始めることになった。また、日々の学習指導の中で、次の具体的な配慮事項に基づき支援を行った。

	配慮を必要とする実態	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
A児	必要な情報を受け取ることが難しい。 (聞き取ることが困難) 注意が散漫になる傾向がある。 活動のゴールが明確である場合には、集中して取り組むことができる。	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善、克服するための配慮	○活動内容・方法について、手順や活動表、活動モデル、完成品等を示すことで予告するとともに、途中で確認できるようにする。 ○指示が理解できたかどうか、復唱させるなどして確認する。
B	情報の入力（聞くこと）	(1) - 1 - 1	○言語指示は平易な言葉で、ゆっくり伝

次ページに写真等で紹介している配慮事項については、太字で示しています。

「第3章 実践編」は、福岡県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の合理的配慮提供に係る実践を紹介したものです。

特別支援教育コーディネーターによる校内研修等の実践、授業実践を通じた合理的配慮提供の実際を知ることができます。

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校		高等学校		特別支援学校	
通常の学級	通級による指導		特別支援学級			

特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内研修の実施①

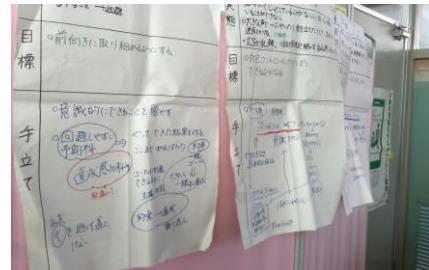
「合理的配慮について」

「サポートヒントシートを活用した個別の指導計画の作成について」

(7月実施)

1 校内研修の年間計画

特別支援教育コーディネーターが中心となって、以下のような校内研修の年間計画を作成した。どの研修も、1回あたり20分間程度のスライド資料を使用した講義を行い、その後に質疑応答や演習を行った。

5月	気になる児童についての共通理解 本研修の前に巡回相談員を招聘して、全学級の担任が気になる児童についての相談を行った。本研修では、その時の内容を各学級の担任が発表して、巡回相談員からの助言を共有した。 担任からの情報は模造紙にまとめ、研修会場の壁面に掲示して研修を行った（写真）。	
7月	合理的配慮について 特別支援教育コーディネーターが、スライドを使用してインクルーシブ教育システムについて講義をした。特に、合理的配慮の内容と具体例の紹介を中心に講義をした。 研修後は、各学級の担任がサポートヒントシートを活用して、気になる児童のサポート優先度を明らかにし、個別の指導計画を作成した。	
9月	児童の障害についての理解と支援 10月の校内授業研究に向けた学習指導案審議会において、特別支援教育コーディネーターが児童の障害や授業における合理的配慮について助言をした（10分間）。	
10月	校内授業研究 授業を通して記録した合理的配慮の有効性を基に、成果と今後の課題について協議をした。協議の後に、特別支援教育コーディネーターが授業者に今後の支援の仕方について助言をした（10分間）。	

2 校内研修の実際①「合理的配慮について」(7月)

(1) 研修前の実態

実践校では、これまでに町教育委員会主催の特別支援教育研究部会（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任等が参加）において、特別支援学級の個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式を検討したり作成したりしてきた。しかし、通常の学級における個別の教育支援計画は、まだ作成するに至っていない。個別の指導計画は作成しているが、十分に活用できていない状況である。

また、下記のアンケート結果から、インクルーシブ教育システムに関する職員の理解はまだ十分でないと言える。

職員アンケートから

- 合理的配慮という言葉はよく聞くが、その意味についてはよく分からない。
- 基礎的環境整備と合理的配慮の区別が分からない。
- これまでも気になる児童に対しての支援は行ってきたが、それも合理的配慮と言ってよいのか。違いを知りたい。
- 合理的配慮の具体例を知りたい。
- 個別の指導計画にどのようなことを書けばよいのか知りたい。

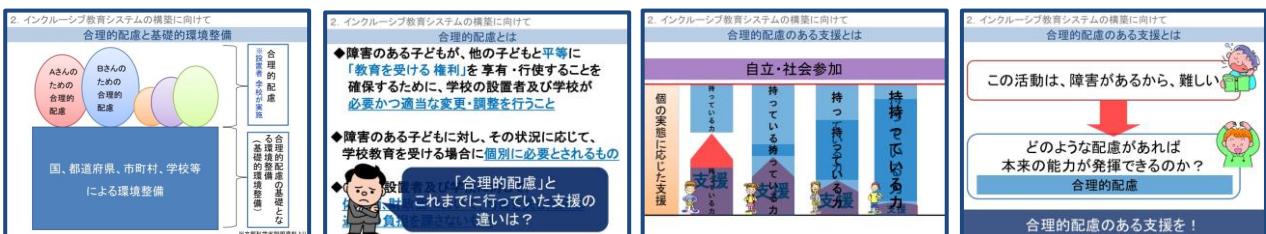
そこで、以下の3点を7月に実施する校内研修の内容とした。

- 合理的配慮とは
- 合理的配慮とこれまでの支援との違いについて
- 合理的配慮の具体例について

(2) 校内研修で使用する資料について

○スライド資料

下のようなスライドを用いて講義を行った。



スライドは、「①基礎的環境整備と合理的配慮の関係について」「②合理的配慮について」「③学校における合理的配慮と具体例について」「④サポートヒントシート（追補版）の活用について」の内容で構成した。スライドの枚数は12枚、講義時間は20分間で設定した。

※ 本実践で使用したスライド資料は、[福岡県教育センターホームページ](#)からダウンロードすることができます。

○合理的配慮を説明する際の具体物

講義の「③学校における合理的配慮と具体例について」では、以下のような具体物を例として提示し、活用の仕方を紹介した。



○サポートヒントシート（追補版）

講義を受けて各学級の気になる児童に対しての合理的配慮を検討していくために、サポートヒントシート（追補版）のCDを全員に配布した。

（3）校内研修の実際

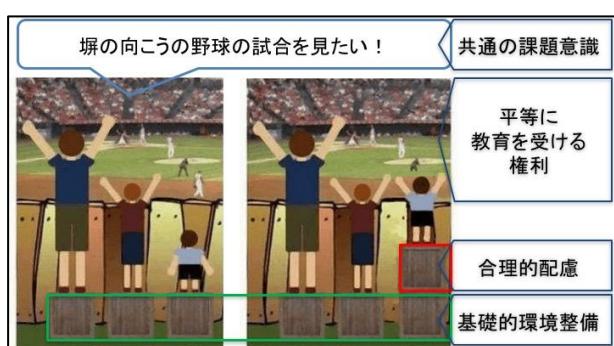
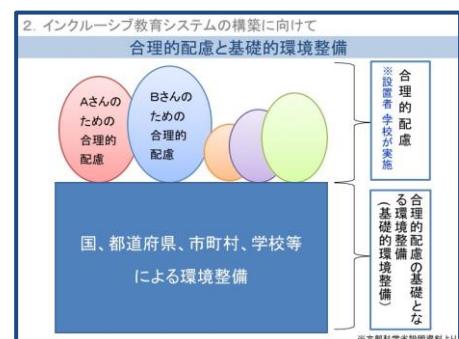
ア 合理的配慮についての説明

事前アンケートの結果から、職員の疑問として、「基礎的環境整備と合理的配慮の区別が分からない」「合理的配慮と、これまでにってきた支援（個に応じた支援）との違いが分からない」の2点が多くかった。そこで、合理的配慮の説明に焦点化したスライド構成とした。また、説明の際には、総論編も併せて活用した。

「基礎的環境整備と合理的配慮の区別」については、右図上のスライドを用いて説明をした。この中で、「共通の環境整備である基礎的環境整備」と「個別の配慮である合理的配慮」の捉え方を取り上げた。

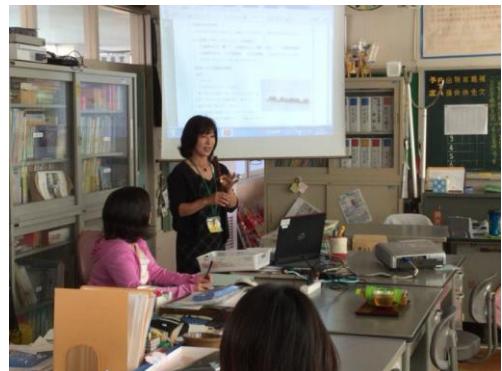
「合理的配慮と、これまでにてきた支援との違い」については、総論編P5の内容を参考資料として説明をした。支援の内容としては、これまでに行ってきた支援と同じであると言えるが、

「公立学校における法的な提供の義務化」「平等に教育を受ける権利の尊重」等、従来との違いや重視されていることについて整理をした。その際に、右下のスライド（すべての児童生徒が壇の向こうの野球の試合を楽しむことができるための配慮（踏み台）を考えること）を例に説明をした。



イ 合理的配慮の具体例についての説明

合理的配慮についての説明の後、合理的配慮の具体例について説明をした。その際に、各学級担任や特別支援教育コーディネーターが、日々の授業等で使用している教材等の具体物を例として紹介した。そのことで、日常的に配慮をしていることやその際の方途が、合理的配慮の提供につながっているということを共通理解した。



ウ サポートヒントシート（追補版）を活用した個別の指導計画の作成

合理的配慮についての説明の後、サポートヒントシート（追補版）の活用の仕方について説明をした。そして、実際に各自のパソコンを用いて、各学級の気になる児童についてのサポート優先度や支援のヒントを明らかにした。

その後、完成したシートを用いて、個別の指導計画を作成した。



（4）7月の校内研修を終えて

以下は、研修後の職員の感想である。

- 研修を重ねることで、特別支援教育を少しづつ理解することができた。一人一人の児童のために、担任だけでなく職員全員で取り組んでいきたい。
- 合理的配慮について、よく理解することができた。気になる児童が、どうすればみんなと一緒に学習できるようになるのかという視点から、合理的配慮を考えないといけないと感じた。
- サポートヒントシートはとても活用できると思った。2学期からの児童の支援に生かしていきたい。

職員アンケートの記述から、短時間の研修を繰り返し実施していくことが、特別支援教育についての理解を深める上で有効であることが分かる。また、多くの職員が、合理的配慮の意味や具体例について理解することができた。

また、講義後にサポートヒントシート（追補版）を活用して個別の指導計画を作成したことでの、講義を通して学んだことをその後の実践に生かしていくことができた。

7月の研修を受けて2学期からは、校内授業研究において、児童の障害や困難さ、授業における合理的配慮の提供について特別支援教育コーディネーターと授業者が共通理解を図っていく。また、授業の事前検討会や反省協議会において、合理的配慮の有効性と今後の見通しについて職員間で共通理解を図っていくことに取り組んでいった。

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校		高等学校		特別支援学校	
通常の学級	通級による指導		特別支援学級			

特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内研修の実施②

「児童の障害についての理解と支援」(8月実施)

1 校内研修の年間計画

特別支援教育コーディネーターが中心となって、以下のような校内研修の年間計画を作成した。どの研修も、1回あたり20分間程度のスライド資料を使用した講義を行い、その後に質疑応答や演習を行った。

7月	合理的配慮について スライドを使用してインクルーシブ教育システムについて講義をした。特に合理的配慮についての説明と具体例を紹介することを中心に研修を行った。 特別支援教育コーディネーターが中心となり、研修前には特別支援教育に関するアンケートを実施した。職員の理解度を把握した上で、研修内容を検討することで合理的配慮についての具体例を示しながら研修を進めることができた。
8月	児童の障害についての理解と支援について 9月に特別支援学級に入級予定のA児の実態を中心に職員間で交流を実施した。特別支援教育コーディネーターがスライドを活用して説明を行った。主な内容は「障害特性」「発達検査の結果」「行動観察の結果」である。
10月	校内授業研究 授業を通して記録した児童の困難さに対する合理的配慮の有効性を基に、成果と今後の課題について協議をした。協議の後に、特別支援教育コーディネーターが研修のまとめを行った。

2 校内研修の実際①「児童の障害についての理解と支援」(8月)

(1) 研修前の実態

本校職員に対し WISC-IIIについてのアンケート調査を実施した。その結果は以下のとおりである。

職員アンケートより
○ 検査名を聞いたことはあるが、検査の特性は分からない。
○ 名前だけは知っている。

○ 検査方法はたくさんあるので、区別がつかない。

「『WISC-III』はどんな検査か知っていますか？」との問い合わせに対し 55% の職員は「あまり知らない。」「全く知らない。」と回答している。そこで、このアンケートの結果を受けて、以下の 3 点を校内研修の内容とした。

- 1 児童の実態把握について
- 2 発達検査の特性について
- 3 支援の在り方について

(2) 校内研修で使用する資料について

○ スライド資料

下図のようなスライドを用いて説明を行った。

児童の実態の捉え方

障害特性から

発達検査の結果から

行動観察から

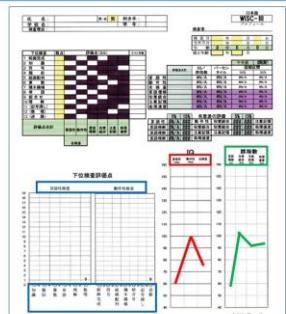
多面的に捉えることが大切

発達検査について

WISC-III

【群指数】

- ・**言語理解**: 言語意味理解、言語的知識・推理・表現
- ・**知覚統合**: 視覚的刺激の統合 同時処理
- ・**注意記憶**: 聴覚的な短期記憶 繰次処理
- ・**処理速度**: 反応の速さ、視覚的な短期記憶

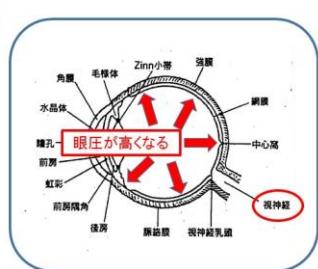


A児の実態について

緑 内 障

治療

- ・眼圧を下げる効果のある目薬を点眼する。



A児の実態について

斜 視

物を見るとき、片方の目が見ようとするものを見ているにもかかわらず、もう片方の目が目標と違う方向を向いてしまうこと。

治療

- ・眼鏡をかけて *左目…内斜視矯正する。



内斜視
左目が内を向いている

※ 本実践で使用したスライドは、[福岡県教育センターホームページ](#)からダウンロードすることができます。

(3) 校内研修の実際

○A児の実態についての説明

9月に特別支援学級に入級予定のA児の実態を中心に研修を実施した。

研修では、特別支援教育コーディネーターが補助資料とスライドを活用しながら説明を行った。A児の障害でもある「緑内障」及び「斜視」、WISC-IIIの検査報告書を基に全職員で共通理解を図った。

検査の結果からは「物事の理解度」「表現力、語彙力」「指示の理解」「状況の理解」「社会的判断」に大きな課題があることが分かった。

具体的な支援としては「達成感につながるような個別的な支援」と「自己肯定感を育む支援」が必要であることが明らかになった。



(4) 校内研修を終えて

下記の、研修会後の職員アンケートから、児童の実態や障害特性を全職員で共通理解し教育活動に当たることが重要であることが分かる。また、多くの職員が、WISC-IIIの意味や具体的な支援の在り方について理解することができたのではないかと考える。

今後はユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり等の研修も実施することで教育活動の充実を図りたい。

職員アンケートから

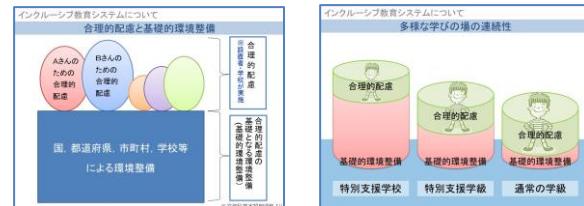
- WISC-IIIの見方や支援を要する児童への関わり方のポイントがよく分かった。
- 支援の在り方を具体化・焦点化することができて、とても参考になった。
- ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりについて、具体例や実践例を基に詳しい説明が聞きたい。
- 他の児童と比較するのではなく、個に応じた指導が必要だということが、よく分かった。
- 9月から児童との関わり一つ一つを丁寧にすることが大切だということが分かった。

コラム 「校内研修スライド」を活用してみましょう。

ここまで紹介した2校は、いずれも特別支援教育コーディネーターがスライドを用いて研修を実践しました。校内研修スライドは、福岡県教育センターのホームページからダウンロードできますので、ぜひ御活用ください。

○スライド① 「インクルーシブ教育システムについて」

インクルーシブ教育システムの考え方や合理的配慮と基礎的環境整備の関係等、基本的な内容が理解できます。



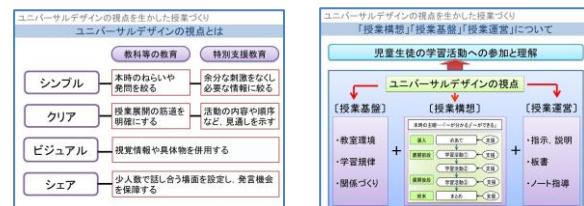
○スライド② 「合理的配慮の提供について」

合理的配慮提供の7 stepsに沿って、組織的な合理的配慮提供の手順・方法について理解することができます。



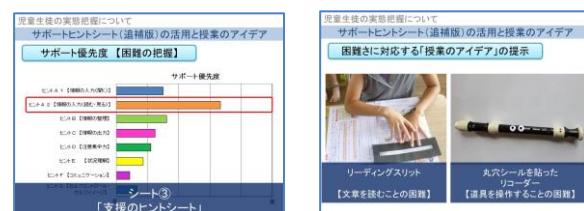
○スライド③ 「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりについて」

通常の学級における、シンプル、クリア、ビジュアル、シェアの視点を生かした授業作りの方途について理解することができます。



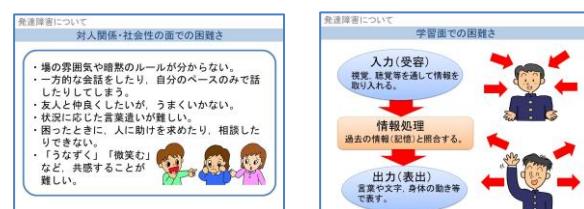
○スライド④ 「児童生徒の実態把握について」

サポートヒントシートを活用した児童生徒の実態把握や適した支援を把握する方途について理解することができます。



○スライド⑤ 「発達障害について」

発達障害の児童生徒の対人関係、学習面、行動面での困難さや適した支援について理解することができます。



※ 校内研修スライドは、[福岡県教育センターホームページ](#)からダウンロードできます。

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校		高等学校		特別支援学校	
通常の学級	通級による指導		特別支援学級			

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを既に実践している場合

◇児童の得意な解決方法に応じた合理的配慮を提供している実践

第6学年 算数科 「図形の拡大と縮小」

【ねらい】

身の回りの図形の見方に関心を持つとともに、拡大図や縮図を作図したり活用して測定しにくい長さを求めたりして、拡大や縮小のよさが理解できるようにする。

step3～5 サポートヒントシートを活用した実態分析

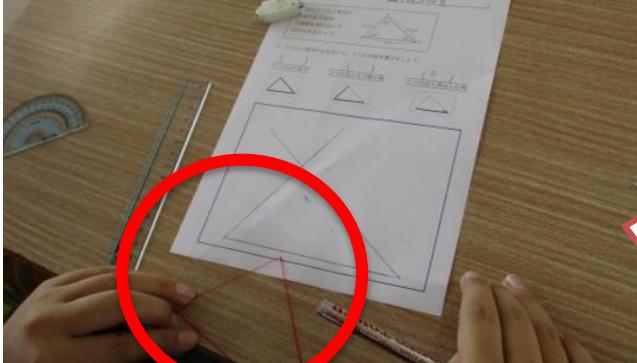
サポートヒントシートを活用することで、個別の支援が必要であったA児、B児の課題と支援の方途が明らかになった。このことを受け、中学校進学へ向けて、学習面での配慮が必要であることや支援の内容について保護者と合意形成を図る準備を始めることになった。また、日々の学習指導の中で、次の具体的な配慮事項に基づき支援を行った。

	配慮を必要とする実態	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
A児	必要な情報を確実に受け取ることが難しい。 (聞き取ることが困難) 注意が散漫になる傾向がある。 <u>活動のゴールが明確である場合には、集中して取り組むことができる。</u>	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善、克服するための配慮	○活動内容・方法について、手順や活動表、活動モデル、完成品等を示すことで予告するとともに、途中で確認できるようする。 ○指示が理解できたかどうか、復唱させるなどして確認する。
B児	情報の入力（聞くこと）や出力（話すこと）、情報の整理に課題がある。 自分の考えを発言するのが苦手である。 見通しがもてない場合に不安を感じる。 <u>スマールステップで活動を提示することで、不安を解消しながら取り組むことができる。</u>	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善、克服するための配慮 (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮	○言語指示は平易な言葉で、ゆっくり伝える。 ○目的やポイントを再確認して、慌てず取り組むように声掛けをする。 ○活動内容・方法について、手順や活動表、活動モデル、完成品等を示すことで予告するとともに、途中で確認できるようする。

これまで、A児、B児の困難さを軽減したいという思いから、迷いながら支援を行っていたが、サポートヒントシートの活用によって支援の方法を明らかにすることができた。また、これをきっかけに、中学校への進学を視野に入れて、個別の教育支援計画を作成することとなった。まずは、保護者との面談を通して、学校と保護者の思いを共有できるよう働き掛けていくこととなった。

step6 授業場面における合理的配慮

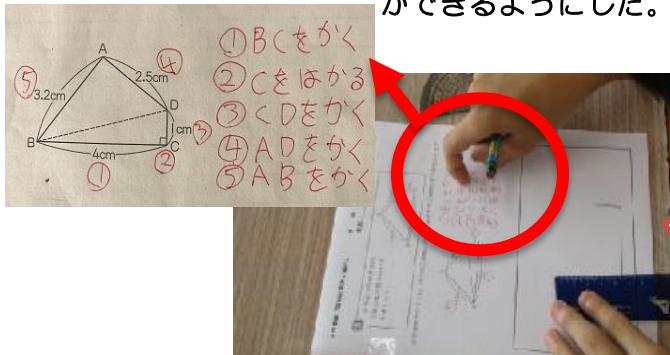
「完成図シート」を使って作図のゴールを視覚的に提示し、自分が作図したものを見認めるようにした。



透明シートに解答としての三角形を書いた「完成図シート」を提示した。作図をしていて迷ったときにはシートを重ねて確認し、三角定規と分度器を駆使して作図することができた。完成した時には「できた！」と声を上げ、満足感を表していた。

「完成図シート」の提示は、A児が最後まで集中して取り組むための有効な支援となった。

活動前の個別の声掛けに加え、学習の手順表を用いて、一つ一つの活動を確認しながら進めることができるようにした。



個別学習では、始めにB児に声を掛け、学習の進め方を教師と共に確かめ、5つの活動をB児自身に書かせた。書いた手順を隨時確認しながら、学習を進めることができた。作業を1つ終える度に、自分の学習がどこまで進んでいるのかを視覚的に確認することができるようにした。このことは、B児の不安感を払拭することにつながった。

step7 授業後の評価・見直し

A児及びB児に対して、サポートヒントシートに示された「活動内容・方法について、手順や活動表、活動モデル、完成品等を示すことで予告するとともに、途中で確認できるようする。」という支援を行った。示された事項は同じだが、それぞれの得意なことやよさを生かした支援を工夫したところ、次のような成果が見られた。

支援事項		特性	具体的な支援	成果（児童の姿）
活動内容・方法について、 <u>手順や活動表、活動モデル、完成品等を示すこと</u> で予告するとともに、 <u>途中で確認できる</u> ようにする。	A児	活動のゴールが明確だと集中することができる。	活動のゴールを示す「完成図シート」の提示	「完成図シート」を活用することで、自分の活動のゴールに向かって、複数の問題に取り組んだ。全体交流の場で作図の仕方を発表することもできた。
	B児	一つ一つ終わらせたことを確認しながら進めることが好む。	教師と共に「手順」を確認すること	一つの活動を終えるとスマールステップの手順を確認し、次の活動に取り掛かった。何とか自力で解決しようと最後まで集中する姿が見られた。

本実践で明らかになったことは、個別の教育支援計画に記録し、保護者への理解を図るとともに、中学校へと引き継ぐ内容にしていきたいと考えている。

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校		高等学校		特別支援学校	
通常の学級	通級による指導		特別支援学級			

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを既に実践している場合

◇ユニバーサルデザインの視点を生かした授業を基に合理的配慮の提供を考える実践

第1学年 算数科 「あわせていくつ ふえるといくつ」
【ねらい】

具体的な場面絵からお話をつくり、たし算の式に表すことで、たし算の式についての理解を深めることができる。

step3～5 サポートヒントシートを活用した実態分析

校内で、ユニバーサルデザインの視点を生かした算数科の授業づくりに取り組んでいった。その中で、学級担任がサポートヒントシートを活用して、学級内で気になる3名の児童の実態分析を行った。「支援のヒントシート（シート③）」から、「情報の入力（聞く）」「情報の入力（読む・見る）」「情報の整理」のサポート優先度が高いことが明らかになった。そこで、校内委員会で共通理解した上で、次に示す「具体的な配慮事項」に基づき、合理的配慮について検討することにした。

	配慮を必要とする実態	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
A児	必要な情報を正確に理解することが難しい。 (特に読み取りが困難)	(1)－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	○文章の内容（文字情報）を絵や図などに置き換えて示す。 ○ヒントやキーワードを言葉で伝える。
B児	入力した情報を整理することが難しい。	(1)－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	○説明するときには、一つ一つ順を追って説明したり、具体物を用いたりする。
C児	必要な情報を正確に理解することが難しい。 (特に読み取りが困難)	(1)－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	○指示が理解できたかどうか、復唱させるなどして確認する。 ○絵や図、文字やモデルを示し、視覚的に伝える。 ○タブレット端末などのICTを活用し、対象物を拡大したり、文字の大きさや文字の色・背景色を変更・調整したりする。

「具体的な配慮事項」を基に、本単元では、A児、B児、C児への授業場面における「問題提示の工夫」「解き方の手順表の活用」「ICTの活用」の具体化を図り、次に示す合理的配慮を行った。

step6 授業場面における合理的配慮

始めに問題場面である挿絵を提示し、挿絵から分かることを一つ一つ確かめながら、お話（問題文）を完成させていく。



導入で、問題に関わる挿絵（問題場面）のみを提示し、挿絵を見て分かることや気付いたことを児童から引き出しながら、お話（問題文）を完成させるようにした。挿絵を基に、お話に置き換えながら順次問題文を提示したことは、問題場面を把握しやすくしたり、めあてを焦点化したりする上で有効であった。

解き方の手順を確かめることができる「ボード」を提示する。



解き方の手順（①しるしをつける、②ブロックをおく、うごかす、③しきをかく）が分かる「ボード」を教室前面に掲示したことにより、個々の児童が必要に応じて手順を確かめながら、自力解決に役立てていた。



挿絵に情報が多い場合は、スクリーンに提示しながら、どの部分の説明をしているのか分かるようにする。



合併の問題場面は「あわせるお話」、増加の問題場面は「ふえるお話」等の言葉で「キーワード化」したことにより、場面の違いを区別することができた。さらに、問題場面を数図ブロックに置き換えることにより、問題構造が整理され、式の意味が捉えやすくなつた。

以上のような学習を通して、問題場面から立式までを操作と関連付けながら説明させたことは、たし算の式についての理解を深める上で有効な解決手段であった。

step7 授業後の評価・見直し

サポートヒントシートを活用し、学級全体へのユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりやA児、B児、C児への合理的配慮を行ったことにより、どの児童も見通しをもって学習に参加することができた。また、A児、B児、C児の学習中の様子から、更なる合理的配慮の検討へとつながった。

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校		高等学校		特別支援学校	
通常の学級	通級による指導		特別支援学級			

合理的配慮の提供からユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりに至った場合

◇特別支援学級の児童の交流学級における授業の実践

第4学年 理科 「とじこめた空気や水」

【ねらい】

閉じこめた空気及び水に力を加え、その体積や圧し返す力の変化を調べることを通して、空気及び水の性質についての考えをもつことができるようとする。

step3～5 サポートヒントシートを活用した実態分析

特別支援学級担任が、保護者から家庭でのA児の様子や学校への要望を聞き、校内委員会で共通理解を図って支援を行ってきたが、更に、サポートヒントシートを活用してA児の実態分析を行った。「支援のヒントシート（シート③）」から、「セルフコントロールイメージ」「情報の入力（聞く）」「状況理解」の順で、サポート優先度が高いことが明らかになった。そこで、次に示す「具体的な配慮事項」に基づき、交流学級で学習する際の合理的配慮について、特別支援学級担任と交流学級担任を中心に検討した。

	配慮を必要とする実態	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
特別支援学級に在籍するA児	状況の理解に課題がある。 ・次の時間に何をするか等、先のことが気になって落ち着かない。	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	○座席の位置を工夫する。(モデルになる子とペアにし、教卓の近くにする。) ○ルールや指示等をメモにして渡し、机の見えるところに置かせる。 ○次に行う活動を予告する。また、予定の変更は事前に知らせる。 ○指示が理解できたどうか、復唱させるなどして確認する。
	セルフコントロールやセルフイメージに課題がある。 ・苦手なことやできないことに直面すると、気持ちを抑えられなくなる。	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	○罫線やマス目、定型文の活用等、児童生徒の実態に応じた学習プリントの工夫を行う。
	情報の入力（聞くこと）に課題がある。 ・指示を最後まで聞かずに行動したり、発言したりすることが多い。	(1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	○発表や話合いの際の「聞き手側のルール」(静かに聞く、話し手を見るなど)を決めて、文字や絵にして提示する。

「具体的な配慮事項」を基に、本単元では、A児への授業場面における「手順表の活用」「ワークシートの工夫」「聞き手側ルールの事前確認」の具体化を図り、次に示す合理的配慮を行った。

step6 授業場面における合理的配慮

学習の見通しをもたせるために、授業の流れを書いたカードを用意し、手元に置いておくことで、いつでも確認できるようにする。



A児への合理的配慮として、学習活動を視覚化した「手順表」を手元に置いた。授業の様子から、隣の席の児童たちにも役に立つものであるということが明らかになった。



考察させる際、「考察の手順」や「穴埋め式のワークシート」を用意する。



「考察の手順」や「穴埋め式のワークシート」を使って、括弧に当てはめながらノートに考察を書くことができた。また自信をもって全体の場で発表しようとする姿も見られた。



発言してもよいとき、悪いときについて事前に授業場面を想定した練習を行い、発言の際のルールを確認しておく。



A児は、授業中に自ら举手をしているのに指名されないと、集中が持続しないことがあった。そこで、特別支援学級担任と発言の際のルールについて事前に話し合いを行い、交流学級担任と共に理解を図るようにした。ルールが学級の他の児童たちにも理解されており、A児は自分が举手しているのに指名されなくても、落ち着いて授業に参加できた。

step7 授業後の評価・見直し

サポートヒントシートを活用したことにより、A児が分かる・できる授業をつくるという合理的配慮の有効性が明らかになった。そのことがA児だけでなく、学級全体にとっても有効な支援となり、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりにつながるということが明らかになった。



step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校	高等学校	特別支援学校			
通常の学級	通級による指導	特別支援学級				

合理的配慮の提供からユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりに至った場合

◇特別支援学級の児童の交流学級における授業の実践

第5学年 理科 「植物の成長」

【ねらい】

「日光あり・なし」「肥料あり・なし」のインゲンマメを観察することを通して、植物の成長には、日光と肥料が関係していることに気付くことができるようとする。

step3～5 サポートヒントシートを活用した実態分析

特別支援学級担任が、保護者から家庭でのA児の様子や学校への要望を聞き、校内委員会で共通理解を図って支援を行っていたが、さらに、サポートヒントシートを活用してA児の実態分析を行った。「支援のヒントシート（シート③）」から「情報の出力」「情報の入力（読む・見る）」の順で、サポート優先度が高いことが明らかになった。そこで、次に示す「具体的な配慮事項」に基づき、交流学級で学習する際の合理的配慮について、特別支援学級担任と交流学級担任を中心に検討した。

	配慮を必要とする実態	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
特別支援学級に在籍するA児	情報の出入力に課題がある。 ・板書を写すのに時間がかかる。	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	○黒板や教師の近くなど、見えやすく聞き取りやすい座席位置を工夫する。 ○指示や説明をメモにして渡す。 ○児童の手元にミニホワイトボードを置き、板書の文字を拡大したり、言葉の意味を書いたりする。
	・文章を読む際、同じ箇所を何度も繰り返し読むことがある。 ・文字を書く際、自分が納得いかないと何度も消して書き直すことが多い。	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	○指示やメモをキーワード化して伝える。 ○罫線やマス目、定型文の活用等、児童生徒の実態に応じた学習プリントの工夫を行う。

「具体的な配慮事項」を基に、本単元では、A児への授業場面における「ミニホワイトボードの活用」「ワークシートの工夫」「ＩＣＴの活用」の具体化を図り、次に示す合理的配慮を行った。

step6 授業場面における合理的配慮

板書の文字を写す際に、ミニホワイトボードを用意し、視線を上下することなく、手元を見て書くことができるようとする。



事前に児童一人一人に植物の成長に関するものを既習学習や生活経験から予想してまとめさせておいた。そのことにより、導入で、A児は生活経験から「肥料」が関係しているということを安心して発表することができた。さらに、ミニホワイトボードは、板書を写す作業を軽減させる上で有効だった。

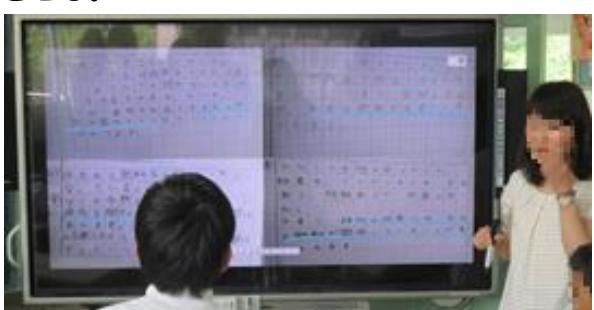
キーワードを括弧に書き込めば考察が完成する「話型シート」を用意し、文章で表現する量を軽減する。



導入において、自分たちの予想と観察した結果と比べながら、植物の成長に必要な条件について考察させた。その際、「話型シート」を用意したことにより、A児はキーワードを選択し、括弧に当てはめながらノートに考察を書くことができた。

考察（こうさつ）の手順 植物の成長
（ ）の中に何はまる言葉を書いて、考察を記述せよ。
→ おもに書きました
ぼくの予想と同じでした（ちがっていません）
結果は（ ）が当たって、（ ）
がある方が最も（ ）です。
全体的にじょうぶに育っていました。
つまり、植物の成長には（ ）と（ ）
が関係していると考えられます。
()に入る言葉 何回でも使えます。
日光 肥料 こい縁 太く

数名の児童の考察を電子黒板上に提示し、共通点、相違点等を確認させ、分かったことを整理させる。



全体交流では、電子黒板上に提示した代表児の考察と、自分の考察との共通点について発表するA児の姿が見られた。さらに、実験を通して明らかになったことと、導入で交流した生活経験を関連付けて交流したことにより、「植物の成長には、日光と肥料が関係している」という学習のまとめにつながり、A児を含む学級全員の理解が深まった。

step7 授業後の評価・見直し

特別支援学級担任と交流学級担任が連携し、A児の交流学級で学習するまでの合理的配慮について見直したり、改善したりしながら授業を行った。その後の授業場面では、「ミニホワイトボード」や「話型シート」を、必要に応じてA児が活用している姿が見られるようになった。



step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校	高等学校		特別支援学校		
通常の学級	通級による指導	特別支援学級				

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを既に実践している場合

◇情報の入出力や整理、注意集中への困難さに配慮した実践

第1学年 技術・家庭科（家庭分野） 「よりよい消費生活をめざして～自転車の選択・購入から廃棄まで～」（D 身近な消費生活と環境）

【ねらい】

- ・目的に合った意思決定をするために、専門家のアドバイスを参考に情報を収集・整理することができる。
- ・意思決定の理由を専門家のアドバイスを踏まえてまとめることができる。

step3～5 サポートヒントシートを活用した実態分析

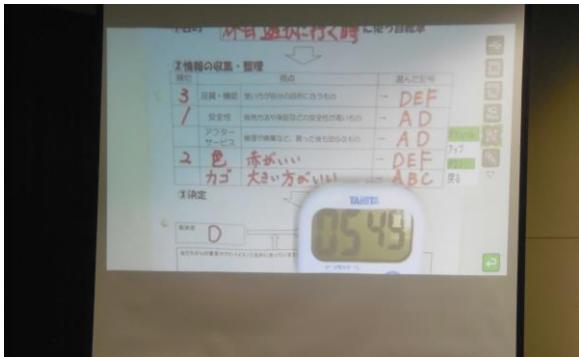
校内で、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりに取り組んでいった。学年ごとに学習支援が必要な生徒を挙げ、どのような支援が有効なのか、サポートヒントシートを用いて合理的配慮の提供について検討し、授業を行っていった。

	配慮を必要とする実態	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
生徒A	<p>情報の入力（特に聞く）が難しい。</p> <p>情報の整理が難しい。</p> <p>情報の出力が難しい。</p> <p>注意の集中と持続が難しい。</p>	(1)－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○言語指示は平易な言葉でゆっくり伝える。 ○絵や図、モデルを提示して、視覚的に伝える。 ○手順や時間配分を理解させてから作業を行うようにさせる。 ○説明する時には、一つ一つ順を追って説明したり、具体物を用いたりする。 ○文章の構成など、手がかりとなるヒントやキーワードを与える。 ○注意が教師に向いたことを確認してから発問や指示を行う。 ○人間関係を考慮した座席位置を工夫する。

「具体的な配慮事項」を基に、本題材では、「指示や説明の視覚的な提示」「優先的な机間指導」「支援を受けやすいグループ学習」について具体化を図り、次に示す合理的配慮を行った。

step6 授業場面における合理的配慮

指示や説明は視覚的に示し、課題を把握できるようにする。



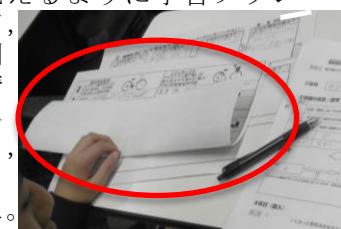
实物投影機を用いて、学習プリントのどこに何を書くのかということを具体的に説明したり、活動時間をタイマー表示したりした。生徒Aは、手元の自分の学習プリントとスクリーンに映し出された学習プリントを見比べながら、課題に対する自分の考えを記入することができた。



机間指導を優先して行い、課題に取り組むことができるようとする。



課題に取り組ませると、授業者がすぐに生徒Aの席に行き進捗状況を確認した。学習プリント（資料）の情報量が多すぎて作業が進んでいなかつたため、必要最小限の情報が見えるように学習プリントを折って、情報量を制限した。情報が整理しやすくなり、取り組むことができた。



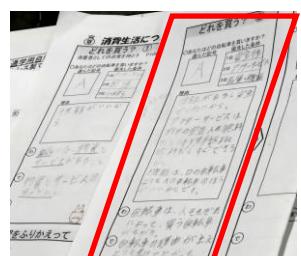
支援を受けやすいようにグループ学習を仕組み、学習に参加できるようとする。



グループ学習においては、生徒Aが発言しやすいようなグループ編成を行った。自分からは進んで発言できない生徒Aに、グループのリーダーが発言を促し、8分間程の交流の中で3回の発言をすることができた。また、グループ内の友達が学習プリント（資料）を指差しながら発言した内容も踏まえて、課題に対する最終的な自分の考えを記述することができた。

step7 授業後の評価・見直し

本題材では、生徒Aの関心が高い自転車を教材として取り上げ、意欲を喚起することができた。視覚的な指示や机間指導、グループ編成といった個別の支援が、生徒Aに有効に働いていた。本時を振り返った学習プリントには、本時めあての「目的」に触れた内容を、枠いっぱいに記述することができていた。また、前時よりも多くの理由を記述できたことで、生徒A自身が満足感を得て授業を終えることができたと考える。



step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校		中学校		高等学校		
通常の学級	通級による指導		特別支援学級		特別支援学校	

高等学校における実践事例

◇高等学校において、保護者・本人からの意思表明の有無に関わらず、配慮が必要な生徒に対してサポートヒントシートを活用して合理的配慮を検討し、その内容を学級全体の支援として取り入れた授業づくりの2つの実践

実践1 第1学年 公民（現代社会）「現代の社会と人間～現代国家と民主政治～」

【ねらい】国民主権・基本的人権の尊重という2つの原理から、民主政治が確立したことを理解する。

民主政治実現のための仕組みから、共通点や課題を見い出すことができる。

実践2 第3学年 英語科 「Let's Communicate 2 買い物をしよう」

【ねらい】基礎編のお客の表現について文字を見ずに言えるようになる。

発展編で用いられている慣用表現や文章の内容を理解する。

step3～5 サポートヒントシートを活用した授業づくりについて

（1）合理的配慮提供の義務化から

各学年に発達障害等の診断を受けた生徒がいるが、それ以外にも、コミュニケーション面や学力面等で困難さを抱えた生徒が在籍している。

今年度、合理的配慮提供の義務化に伴い、改めて配慮を必要とする生徒について見直したところ、個別に必要な配慮事項の多くは、重複していることが分かった。そこで、保護者や本人からの意思表明の有無に関係なく、生徒一人一人を最大限に伸ばすという観点から、サポートヒントシート追補版を下の図1の手順で活用した。まず配慮の必要な生徒への合理的配慮を検討し、学級全体に有効な支援として授業に取り入れることが、自尊感情を大切にしながら、十分に学ぶことができるための配慮となると考え、2つの学級で実践した。

シート①「気になる行動の気付きシート」から配慮の必要な生徒の把握

学級の関係教職員（教科担任、担任等）による把握

シート②「行動理解シート」（以下「行動理解シート」）の入力

シート①で把握した生徒について、関係教職員（教科担任、担任等）による入力

シート③「支援のヒントシート」（以下「支援のヒントシート」）による支援の検討

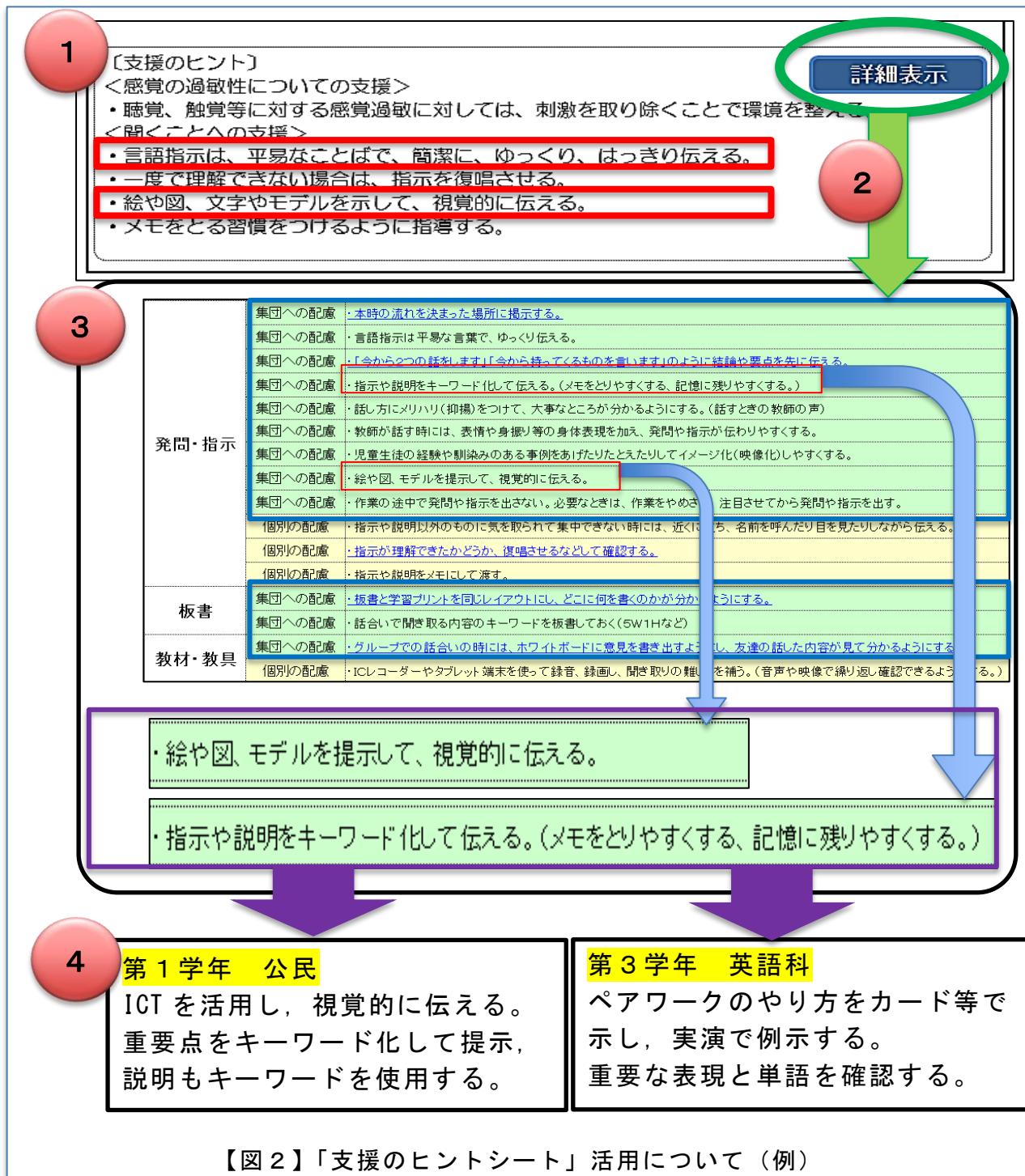
各生徒の「支援のヒントシート」を基に、その学級の授業における支援を検討

該当学級での授業

【図1】サポートヒントシート追補版を活用した授業づくりの手順

(2) 配慮を要する生徒の「支援のヒントシート」から

「支援のヒントシート」から、個別のサポート優先度を確認した後、下の図2の例に示すように検討していった。①共通した高いサポート優先度の項目の支援のヒントから取り入れる支援を選択し、②詳細表示をクリックして、③対象学級における授業に取り入れる配慮を選択して、④実際の授業に取り入れる具体的な内容を検討した。なお、例に挙げたサポート優先度は両学級で共通した項目であったため、④において共通の配慮を授業に取り入れる際に、具体的にどのような方法や内容を検討したのかが分かるように、2つの学級の実践例を挙げている。



step3～5 サポートヒントシートを活用した実態分析

実践 1

第1学年 公民（現代社会）
「現代の社会と人間～現代国家と民主政治～」

配慮を必要とする主な実態	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
ヒントA 1 「情報の入力（聞く）」 聞くなどの情報の入力に課題がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・聞いたことがなかなか覚えられない。 ・集団場面での聴き取りが難しい。 ・一度に複数の指示があると聞き漏らすことが多い。 ・指示を聞き返すことがある。 ・指示や質問を聞き間違ったり、勘違いしたりすることがある。 	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○毎時間同じパターンで、日付やめあてを板書しておく。 ○一度で理解できるように、一文一動詞を心掛け、平易な言葉で簡潔に伝える。 ○発問、説明の際には、抑揚、身振りなどの身体表現を加え、伝わりやすくする。 ○視覚教材を活用し、想起しやすくする。 ○生徒の経験や馴染みのある事例を挙げたり、例えたりして、イメージ化しやすくする。 ○重要点は、キーワード化して視覚的に示し、それを用い説明する。
ヒントC 「情報の出力」 話す、書く、計算する、作業するなどの情報の出力に関わる課題がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・準備や後片付けに時間がかかり手際が悪い。 ・相手が聞いて分かるようにな話せない。 	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○座席の位置を工夫し、意見を出しやすいようにグループ編成する。 ○ワークシートやノートに書く時間を設定する。 ○目的やポイントを再確認して、慌てず落ち着いて取り組めるようにする。
ヒントD 「注意集中」 注意の集中や持続、注意記憶に課題がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・話合いについていけない。 ・人の話を最後まで聞かずに行行動してしまうことがある。 	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ＩＣＴを活用し、文字の大きさ、文字の色、背景色を変更・調整する。 ○教科書のページや指示、座席などを視覚的に提示する。 ○注意が教師に向いたことを確認してから発問や指示を行う。

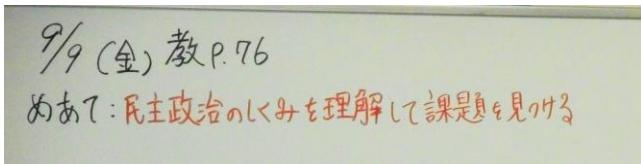
配慮を必要とする主な実態	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
ヒント A 1 「情報の入力（聞く）」 聞くなどの情報の入力に課題がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・聞いたことがなかなか覚えられない。 ・集団場面での聞き取りが難しい。 ・一度に複数の指示があると聞き漏らすことが多い。 ・指示を聞き返すことがある。 ・指示や質問を聞き間違ったり、勘違いしたりすることがある。 	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮	○一度で理解できるように、一文一動詞を心掛け、平易な言葉で簡潔に伝える。 ○発問、説明の際には、抑揚、身振りなどの身体表現を加え、伝わりやすくする。 ○フラッシュカードを活用し、視覚的に確認、想起しやすくする。 ○ペアワークの方法は、板書で視覚的に確認しながら説明し、その後、ロールプレイングで示す。 ○重要な表現や単語は、視覚的に示し、それを繰り返し説明する。 ○指示は、1つが終わってから、次の指示を伝える。
ヒント C 「情報の出力」 話す、書く、計算する、作業するなどの情報の出力に関わる課題がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・準備や後片付けに時間がかかり手際が悪い。 ・相手が聞いて分かるようにな話せない。 	(2) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (2) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮	○英文を一文ずつカードにし、選択及び操作しながら、和文に対応できるようにする。 ○ペアワークの際は、相手に提示するカードの裏面に会話する英文を提示する。 ○ペアワークで、変更する単語は、絵カードを準備し、1枚ずつ全体で発音等を丁寧に確認する。 ○ワークシートやノートに書く時間を十分設定する。
ヒント D 「注意集中」 注意の集中や持続、注意記憶に課題がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・話合いについていけない ・人の話を最後まで聞かずに行行動してしまうことがある。 	(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	○毎時間大きな流れをパターン化し、見通しがもてるようにする。 ○フラッシュカードや絵カード等を活用し、操作性を高くする。 ○ペアワークを取り入れる。 ○模擬紙幣を使用し、リアリティをもたせ、意欲を引き出す。

step6 授業場面における合理的配慮

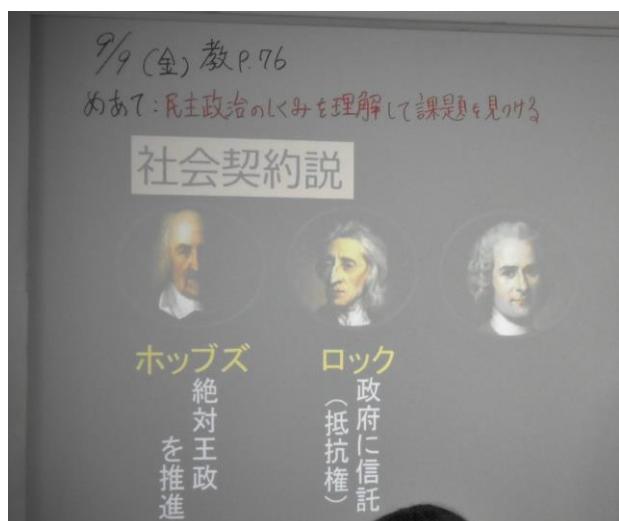
実践 1

第1学年 公民（現代社会）
「現代の社会と人間～現代国家と民主政治」

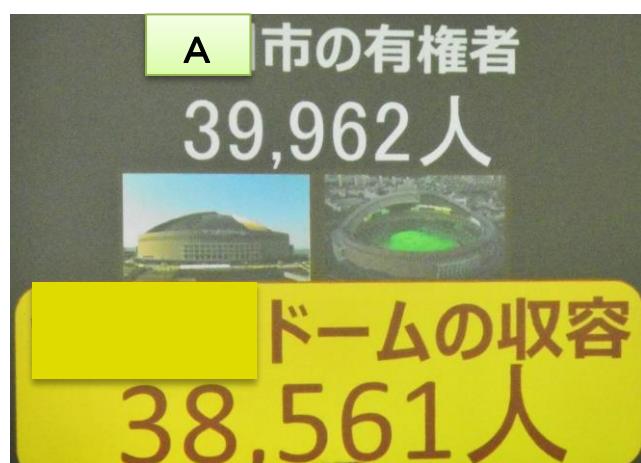
授業開始前に、日付、教科書等のページ、本時のめあてを板書する。書く順番等も統一する。



ICTを活用し、写真や絵などで想起しやすくするとともに、重要な点をキーワードに整理して提示する。



学習内容と関連した生徒に身近な事例を挙げ、イメージ化しやすくする。



生徒が自発的に教科書を開いたり、指示の直後に板書を確認したりする様子が見られ、全員がスムーズに学習に取り掛かることができていた。また、めあての提示により、学習の概要が確認できることから、見通しをもち、落ち着いて学習に参加する姿が見受けられた。

教科書に使用されている絵や写真等の提示で想起しやすかったとともに、重要な点を短いキーワードで視覚的に把握でき、聞くことに困難さがある生徒達にとっても、理解しやすく効果的だった。また、教師が説明する際には、まず注目を促し、その後視覚情報として提示したキーワードを用いて抑揚をつけながら行ったことで、重要な点が分かりやすくなり、注意集中を促すことができた。さらにICT活用により、教師の板書に要する時間が減るため、生徒の様子を確認しながら学習を進めることができ、効果的だった。

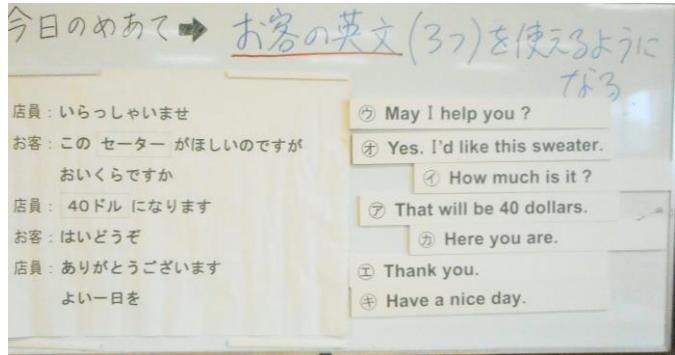
生徒達の身近な事例として学校所在地域の有権者の数を取り上げるとともに、ドーム球場の収容人数と比較したことは、その数を実感する手立てとしてイメージしやすく大変有効だった。

実践 2

第3学年 英語科

「Let's Communicate 2 買い物をしよう」

英文を一文ずつカードにし、選択及び操作しながら、和文に対応できるようにする。



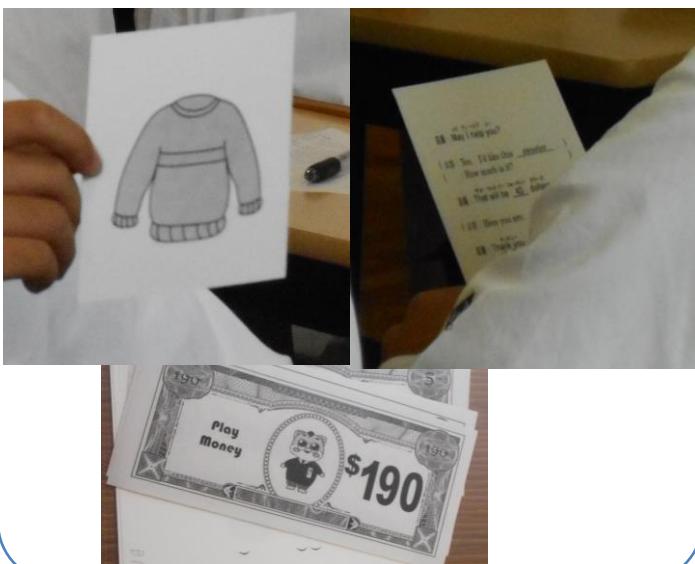
和文に対応する英文を、一文ごとにカードにし、ランダムに別のホワイトボードに提示したことで、生徒全員が一文一文を確認し、和文と交互に見る姿が見られた。また、自分が分かるカードを選んで、和文の横に貼るように指示したことで、発表する生徒自身が自分で難易度を選択できた。

ペアワークの方法を、絵カード等を使って説明した後、さらにロールプレイングで示す。



ペアワークの方法を板書や教材を使って説明した後、参観者である教師2名がロールプレイングをしたことで、生徒全員が注意集中し、更に具体的にその内容や方法について理解することができていた。このことにより、活動に対する不安が軽減されたとともに、活動の見通しを持つことができたことから効果的だった。

ペアワークを取り入れ、その際には、生徒が操作する模擬紙幣や絵カード等を準備する。



ペアワークを取り入れたことにより、生徒一人一人が学習に意欲的に参加できていた。特に、相手に提示する絵カードの裏面に板書と同じ会話文を提示することで、英語の得意不得意に関わらず、全員が安心して活動に取り組むことができ、とても有効な教材となった。また、模擬紙幣については、提示と同時に歓声があがり、生徒達の意欲を高める教具として、有効だった。

step7 授業後の評価・見直し

保護者・本人からの意思表明の有無に関係なく、生徒一人一人を最大限に伸ばすという観点から、サポートヒントシートを活用したことで、配慮の必要な生徒への優先すべき支援が明らかになった。このことを基に合理的配慮を検討し、学級全体の支援として授業に取り入れたことで、全員が十分に学ぶことができていた。

また、卒業後は就労する生徒が多く在籍している高等学校において、自己肯定感を大切にしながら、自ら取り組むことができるよう配慮することができており、生活年齢や適応の状況に応じた指導であるといえる。

さらに、予算面・体制面ともに過度の負担ではなく、作成した教材等は、今後も使用できることから、今後の配慮の提供につながると考えられる。

コラム

「サポートヒントシート」を活用してみましょう。

発達障害や自閉症・情緒障害の児童生徒に対して、7 steps に沿って合理的配慮を決定して行く際には、サポートヒントシートの活用が効果的です。サポートヒントシートは、「気になる行動の気付きシート」「行動理解シート」「支援のヒントシート」「配慮事項シート」の4つのシートで構成されています。このシートを順に活用していくことで、気になる児童生徒の困難さの把握から適した支援の把握までができます。

○サポートヒントシートの使い方

1 シート①「気になる行動の気付きシート」で、気になる児童生徒の存在に気付く。

児童生徒の学習面や生活面の行動を見つめなおすと、改めて気になる児童生徒の存在に気付くことがあります。特に気になる場合は、シート②「行動理解シート」を使います。

2 シート②「行動理解シート」で、気になる行動をチェックする。

気になる行動をチェックします。このチェック項目は、シート③「支援のヒントシート」に連動して、気になる行動に対する支援のヒントが得られるようになっています。

3 シート③「支援のヒントシート」で、支援の方向性を確認する。

気になる行動の要因を分析して支援のヒントを示しています。5段階で示される「サポート優先度」は、支援を優先すべき項目を示す参考データです。「支援のヒント」を参考にして話し合うことで、実際の指導に役立てることができます。

4 シート④「配慮事項シート」で、授業場面における配慮事項を確認する。

「支援のヒント」をより具体化した配慮事項を示しています。配慮事項は、「学級集団への配慮」「個別の配慮」「個別事項」に分類されて、授業におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりに役立てることができます。

※ サポートヒントシート及び活用するための配慮事項検討シートは、[福岡県教育センターホームページ](#)からダウンロードできます。

コラム

授業づくりのパターンについて（ある学校の実践より）

パターン①「UDから合理的配慮へ」

みんなが分かる・できるためのユニバーサルデザインの視点を生かした支援として構想した、書く量を少なくするための括弧抜きのワークシートやヒントカードが、学習に困難のある児童にとって「(1)-1-1 学習上または生活上の困難を改善・克服するための合理的配慮」となり、また集中が続かない児童にとって「(1)-2-3 心理面・健康面の合理的配慮」となりました。

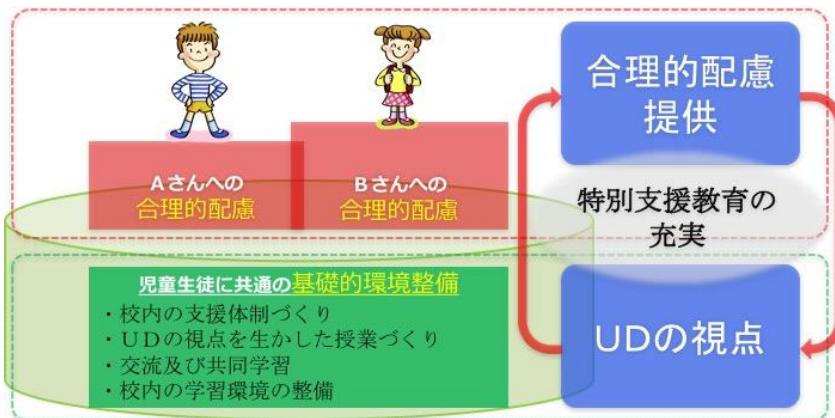
つまり、基礎的環境整備としてのユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりが充実することで、一人一人の児童生徒の困難さに対応しやすくなり、合理的配慮や個々の教育的ニーズへの意識が高まってきました。その結果として、一人一人の学びが充実してきました。

パターン②「合理的配慮からUDへ」

授業構想段階で、「A児に対する特別な支援が必要である」と考え、合理的配慮を検討しました。しかし授業では、A児に対しての合理的配慮が、A児だけでなく他の児童にとっても有効な支援となり得るということが分かりました。そこで次の授業からは、A児を含め全ての児童生徒が分かる・できる授業（ユニバーサルデザインの視点を生かした授業）を構想するに至りました。

つまり、当初は特定の児童生徒への合理的配慮として行われていた取組が、学校の中で当たり前のものとして行われるようになったり、他の児童生徒にも有効であるという認識が高まったりして、基礎的環境整備へと変わっていきました。合理的配慮提供を充実させることが、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりの充実にもつながってくると言えます。

以上、2つの授業づくりパターンを紹介しましたが、どのような実態の学校にとっても、右図のように、7 steps の手順に沿って組織的な実践を繰り返すことは、特別支援教育を充実させるうえで価値があることだと言えます。



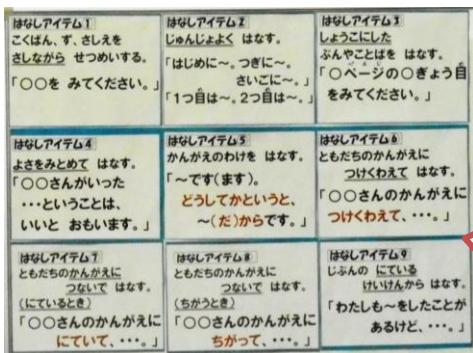
step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校	高等学校				特別支援学校
通常の学級	通級による指導	特別支援学級				

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを中心とした実践

みんなが分かる・できる授業づくりを意識的に行い、今後の合理的配慮の提供へとつないでいくために、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業を校内で構想した。サポートヒントシートを活用して学級の実態分析を行い、個別の配慮を学級全体の支援に生かしていく授業づくりに、道徳の授業を中心に取り組んでいった。

【第1学年 道徳 「こころを こめて」 内容項目 2—(1) 礼儀】

話し方のパターンを示した「はなしアイテム」を活用して、交流させる。



個人の考えをワークシートに書いて整理した後に、考えの交流を行った。ペア交流から全体交流へと移り、一人一人の考えが深められるようにした。その際、教室前方に掲示した「はなしアイテム」を活用させ、自分の考えを集団思考によって更に深められるようにした。話すことを苦手とする児童も、安心感をもって自分の考えを発表することができた。

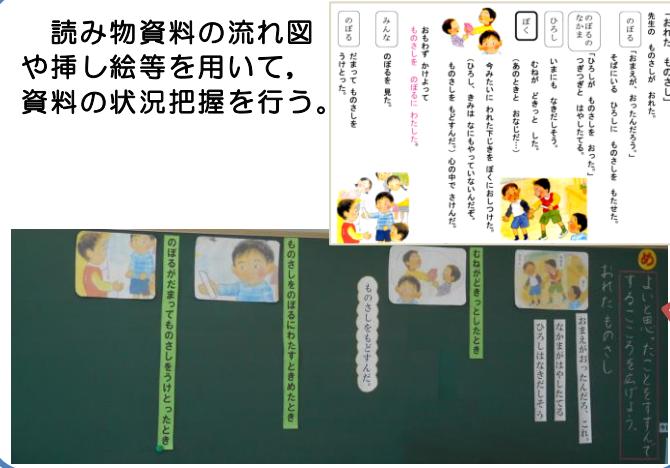
体験を想起させて、本時内容への問題意識をもたせたり、価値の主体的自覚を図ったりする。



あいさつの体験を想起させるために、導入と終末で「あいさつ運動カード」や「あいさつ風船」を提示した。導入で、あいさつを今後どのようにしていきたいかという問題意識を学級全体にもたせることで、本時のめあてをつかませることにつながり、ねらいを焦点化することができた。また、終末で再度提示することにより、これまでの生活について学級全体で改めて振り返らせることができ、礼儀正しくする心の主体的自覚を図ることができた。

【2年生 道徳 「おれた ものさし」 内容項目

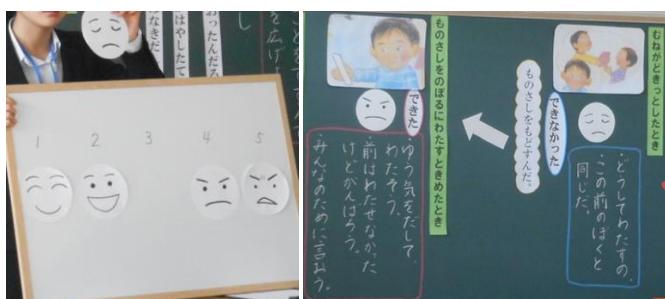
読み物資料の流れ図や挿し絵等を用いて、資料の状況把握を行う。



1—(3) 善惡の判断・勇気】

読み物資料の流れ図を教室前方に掲示したり、挿し絵やキーワードを黒板に提示したりした。このような視覚的な支援を行うことにより、学級全体が短時間で資料の状況を確認することができた。また、主発問を中心とする3つの発問構成に基づいた板書スペースを確保しながら、挿し絵やキーワードを提示したことは、本時学習の流れの見通しをもたせる上で効果的であった。

読み物資料中の主人公の気持ちに合った表情図を選択させる。



場面ごとに表情図を選択させることにより、読み物資料中の主人公「ぼく」の心の動きを表現させた。表情図の選択は言語化につながり、学級全体が「ぼく」の気持ちに共感しやすくなった。また、自分がよいと思う行動をとれずに葛藤していた「ぼく」が、自分自身で善悪を判断し、勇気をもって行動することの大切さに気付くという気持ちの変容を、視覚的に捉えさせることができた。

【第3学年 道徳 「黄色いかさ」 内容項目 4ー(1) 公徳心】

表情絵を選択して、読み物資料の主人公の気持ちに共感させる。



場面ごとに数種類の表情絵を準備し、選択させることにより、読み物資料中の主人公「大助」の気持ちを視覚化させた。自分の都合を優先させる「大助」の気持ちや、約束や社会のきまりを守ろうと変容する「大助」の気持ちに共感させることができた。相手の感情を考え表現することに困難さのある児童も、「大助」の気持ちに共感することができた。

ペーパーサートを用いて、役割演技をさせる。



中心発問の場面で、ペーパーサートを用いた役割演技を行わせた。その際、教師が役割演技のモデル提示をしたことで、児童はスムーズかつ意欲的に役割演技を行うことができた。動作化によって、学級全体が場面の状況をより把握しやすくなり、自分の考えをつくりやすくなった。

公共の場所等の写真をプロジェクターで投写して、自分自身を見つめ直させる。



本時の終末で、公共の場所等（横断歩道や公共トイレ等）の写真をプロジェクターで投写して紹介した。みんなのことを考えて使うことができている場面を視覚化することで、社会のきまりを大切にする心が自分の中にもあることを、学級全体に自覚させることができた。また、道徳的価値の一般化を図るとともに、実践意欲を高めるこにつながった。

授業後の評価・見直し

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業について、校内で共通理解を図り、実践を積み重ねていった。その中で、みんながより分かる・できるための板書や教材・教具等を充実させ、職員間で共有することができた。また、学級全体への支援に加え、個別の配慮を必要とする児童の姿に気付くことができた。みんなが分かる・できる授業をこれから更に充実させていくために、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業を継続させながら合理的配慮の提供へとつないでいくことについて校内で検討し、今後も職員の共通理解を図りながら取組を進めていきたいと考える。

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校		高等学校		特別支援学校	
通常の学級	通級による指導	特別支援学級				

通級による指導での実践事例

◇言語障害の通級指導教室において、言語発達の遅れと発達障害を併せ有する児童に対しサポートヒントシートを活用して在籍学級担任及び保護者による実態把握を行い、合意形成を図った上で、合理的配慮の提供を行った。

1 step3～5 サポートヒントシートの活用の流れについて

通級指導教室における詳細なアセスメント（実態把握）

アセスメント（実態把握）

- ① 児童・保護者・担任からの聞き取り
困難さ・生育歴・既往歴・家庭での様子・願い・学校生活での様子等
 - ② 自己紹介や自由会話によることばの検査 置換・明瞭度等
 - ③ 単音・単語・文章による構音検査…新版構音検査
 - ④ 類似単語による聞き取りの検査
 - ⑤ 発声発語器官の形態検査
舌の形状、動き・口唇、顎の動き開閉・口形・うがい、吹く、吸う等
 - ⑥ 発音の土台となる検査（粗大運動機能）
姿勢・身体の筋力やバランス・身体の緊張度等
 - ⑦ 発音の土台となる検査（微細運動機能）
左右分離・手指の巧緻性
- 『言語発達の遅れが疑われる場合』
- ⑧ 音韻認識・音韻速度等の確認
…読み書きスクリーニング検査
 - ⑨ 読み書きの速度
…URAWSS小学生の読み書きの理解
 - ⑩ 認知・感覚・注意・記憶等の検査 時空間認知・目の動き等
…フロステイティング視知覚発達検査
…視覚機能チェックリスト
- （※くわしくは専門機関でのWISC等の検査結果から）

通級指導教室担当者による実態把握は専門的で詳細に実施している。

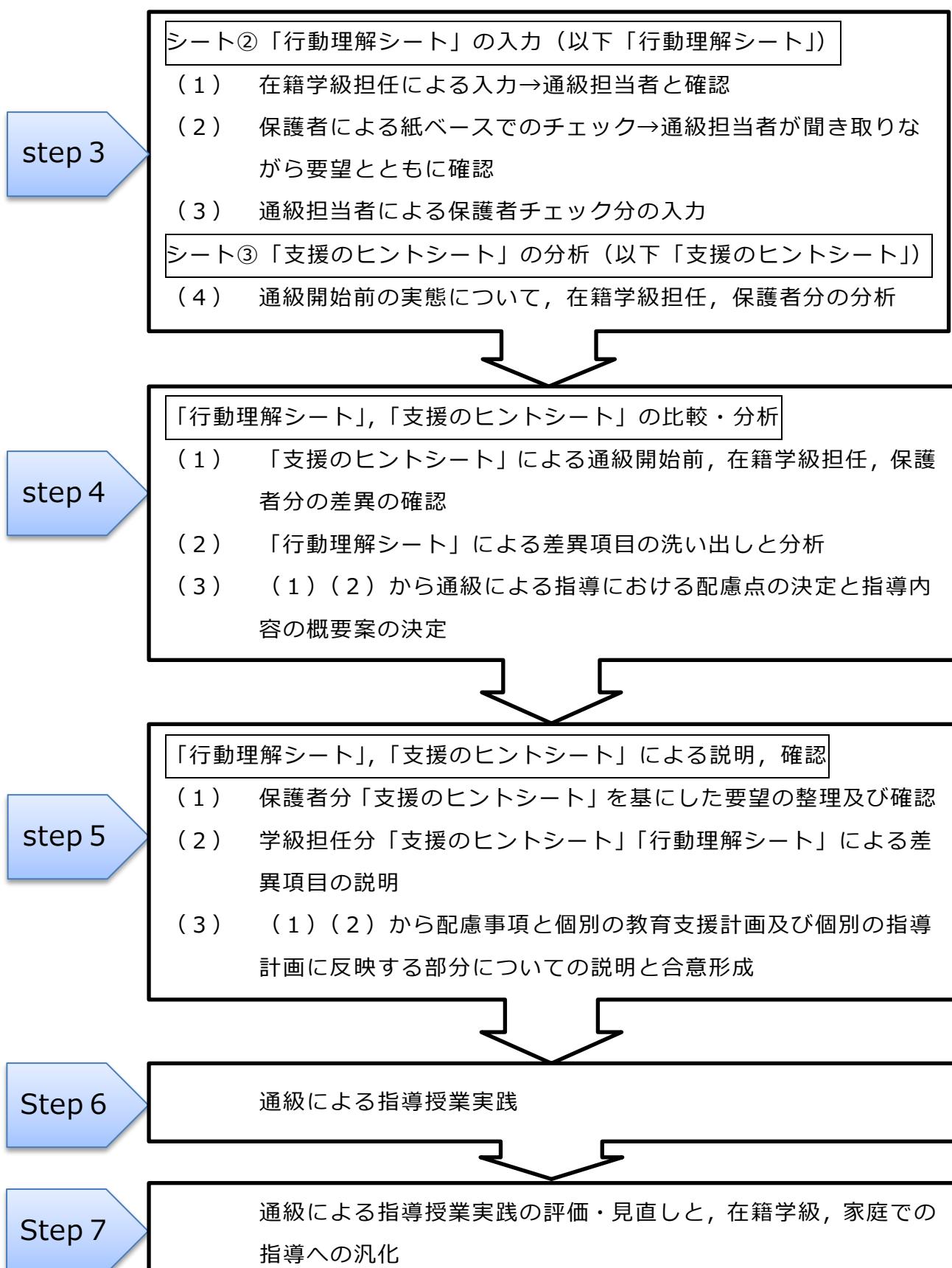
そこで，在籍学級担任、保護者と現在の実態や指導内容等の共通理解を図るために、具体的な項目をチェックすることにより支援のサポート優先度等が簡単に把握できるサポートヒントシートを活用することとした。

（1）対象児童について



1	対象児童	A児（小学校第4学年）
2	設置区分	言語障害通級指導教室
3	実 態	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着きがないため、服薬している。（心理的な安定） ・友達との関わりが増え、学級の中での自信もついてきた。（人間関係の形成） ・文字や図形の形を整えて書くことが困難。短期記憶もやや難しい。（環境の把握） ・体が動き、正しい姿勢を保つことが難しい。（身体の動き） ・音韻認識に遅れがあり、文章を正しく読んだり書いたりすることが難しい。（コミュニケーション）
4	入 級 日	平成27年4月
5	通級終了目 標	文章表記の理解や表現方法を身につけ、自分の思い等を正しく文章で伝えることができるようになる。

(2) サポートヒントシート〔追補版〕の活用の流れについて



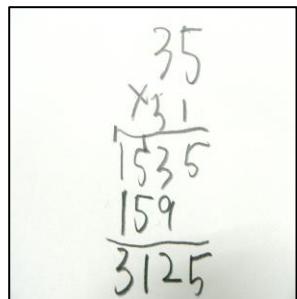
2 step3 サポートヒントシートを活用した実態把握

通級指導教室担当者の詳細な実態把握とは別に，在籍学級担任，保護者との実態の共通理解のためサポートヒントシートによる実態把握を行った。

(1) サポートヒントシートを活用した在籍学級担任の実態把握

項目が具体的で分かりやすく，実態把握がしやすい。

25	球技が苦手である。	<input type="checkbox"/>
26	文字のバランスが悪い。枠からはみ出す。	<input checked="" type="checkbox"/>
27	筆算するときに桁がずれる。	<input checked="" type="checkbox"/>
28	音読が遅い。	<input checked="" type="checkbox"/>

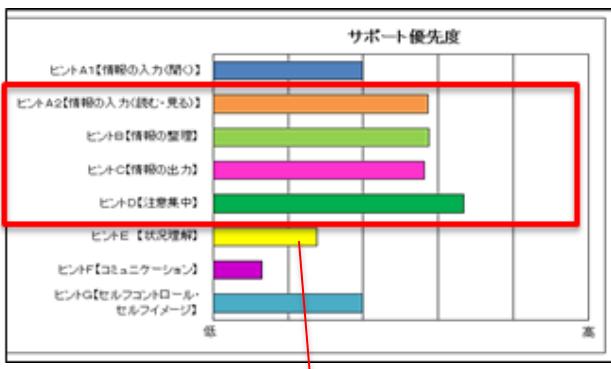


在籍学級担任は，本年度初任者として赴任し，児童とも初対面であったが，サポートヒントシートを活用することで，スムーズに実態把握ができた。

「行動理解シート」の項目は具体的で分かりやすく，該当するかどうか迷う項目については，その視点ですぐに行動観察ができるため，実態把握を行う点で大変有効だった。また，該当する項目をパソコン画面で入力すると，「支援のヒントシート」が完成し結果を確認できることから，時間的・作業的にも負担が少なかった。

(2) 保護者による実態把握と要望の確認

「支援のヒントシート」によりサポート優先度が一目見て分かり，それを基に，保護者の要望を確認することができる。



【保護者から見たサポート優先度】

- 1 ヒントD 【注意集中】
- 2 ヒントA 2 【情報の入力(読む・見る)】
- 3 ヒントB 【情報の整理】
- 3 ヒントC 【情報の出力】

チェック項目が多くすぎず，文章による記述でないため，短時間でできることから，保護者の負担感を軽減できた。実際には，授業参観と通級担当者との懇談会までの待ち時間に実施した。結果についても，短時間で入力が完了するため，懇談の際には，「支援のヒントシート」も提示することができた。視覚的にサポート優先度を確認できたことは，何が一番サポートを必要としているかが一目瞭然となり，保護者の要望の概要も確認しやすく，とても効果があった。

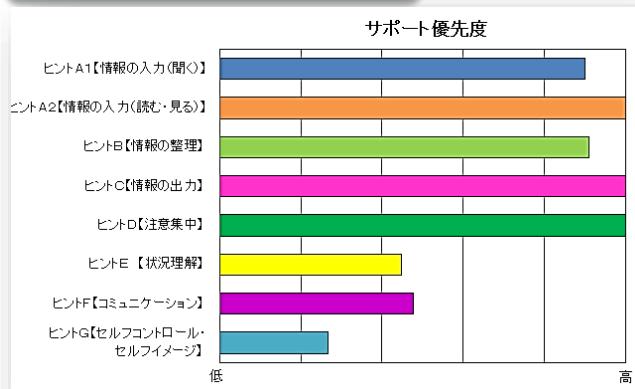
さらに「行動理解シート」でチェックされた項目の聞き取りを実施し，保護者の要望を確認しながら共通理解を図ることができ，有効だった。

3 step4～5 サポートヒントシートを活用した合理的配慮の決定と個別の教育支援計画への明記、個別の指導計画への活用

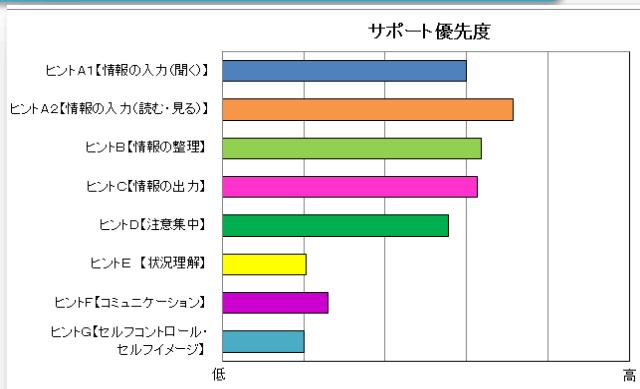
(1) 「行動理解シート」「支援のヒントシート」の比較・分析

サポート優先度の変動や違いが一目見て分かり、通級による指導の有効性、合理的配慮、今後の指導内容を確認することができる。

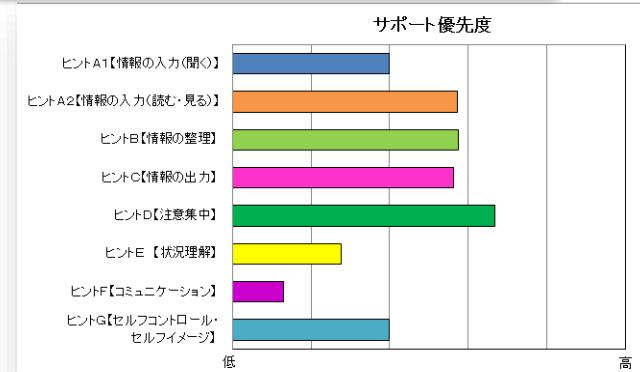
①通級開始前（第1学年時）



②現在（第4学年時）：在籍学級担任



③現在（第4学年時）：保護者



通級による指導における配慮点と指導内容の概要を検討するため、「支援のヒントシート」を①通級開始前、②現在（第4学年時）：在籍学級担任分、③現在（第4学年時）：保護者分について比較・分析した。グラフでサポート優先度が表されることから、優先度の違いは、一目瞭然で分かった。また、優先度が低くなったヒント項目は、通級による指導の評価と一致していた。さらに、「行動理解シート」でどの項目が改善しているかを詳細に把握したところ、できるようになったことや高まった力等と深く関連していた。このことから、指導の方向性及び内容が、適切であったことが分かった。

②と③のグラフに示された現在のA児の実態把握から、学校と家庭において、サポート優先度に多少違いがあることが分かった。

そこで、「行動理解シート」から在籍学級担任分と保護者分の共通している項目と異なる項目を洗い出した。

学校だけに見られるチェック項目は、主に学習面や集団生活に関係する内容だった。反対に、家庭だけに見られるチェック項目は、A児のセルフコントロールや日常生活全般に関係する内容が多くかった。

その理由を関係者で検討した結果、学校と家庭では、人的・物的環境が大きく異なるとともに、コミュニケーションにおいても相違があることを確認し、学校と家庭が相互連携する重要性、在籍学級における現時点での配慮点、通級指導教室における指導内容の概要を原案として作成した。

(2) 保護者との合意形成と合理的配慮の決定について

保護者と配慮事項を検討するため、まず、P56の「支援のヒントシート」の①と②③のグラフを比較しながら、1年間の通級指導教室での指導内容及び成果について確認した。グラフ表示で成果が一目瞭然で確認できるとともに、

「行動理解シート」で成果が現れた項目を具体的に保護者と共有した。次に「支援のヒントシート」①②③と「行動理解シート」を活用しながら、家庭と学校での差異点について、項目を確認するとともにその根拠となるサポート優先度を示しながら説明を行った。その上で、個別の教育支援計画、個別の指導計画の関連する内容について、合意形成を図った。

4 step6 授業場面における合理的配慮

○通級、在籍学級における配慮　●通級における配慮　◎在籍学級における配慮

*①②③④⑤は、P58、59の配慮の番号

	配慮を必要とする実態等	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
通級指導教室に通うA児	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の入力（聞く）に課題がある。 ・情報の入力（読む、見る）に課題がある。 ・入力された様々な情報を整理することに課題がある。 ・話す、書く、計算する、作業するなどの情報の出力に課題がある。 	<p>(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>(1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整</p> <p>(1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>(1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮</p>	<p>●週1回、読む、見る、書く、聞くについて、指導を行う。 ●目や手の動きのトレーニングを行った後に、読んだり、書いたりするようとする。 ○文節を意識できるように、教師が指で示しながら音読するようとする。① ○書く活動は、負担がかかりすぎないように分量を調節する。●④◎⑤</p> <p>○具体物操作ができるだけ多く取り入れる。</p> <p>○できたことへの具体的な賞賛を行うとともに、自分自身で振り返る機会を多くする。② ○不安を抱かないように、学習の流れや方法を視覚的に提示しながら、明確に伝える。②③</p>

通級による指導 自立活動「簡単な文の読み書きに慣れよう」

情報の入力（聞く、読む、書く）、情報の出力（話す、書く）、情報の整理に困難さがある児童の指導

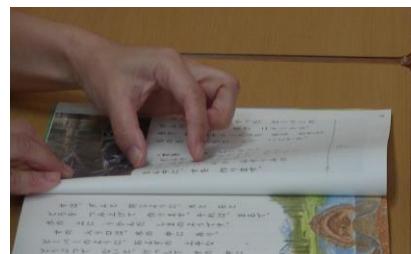
【ねらい】

- 文章表記の理解や表現方法を身に付け、自分の思い等をことばや文章で伝えることができるようになる。

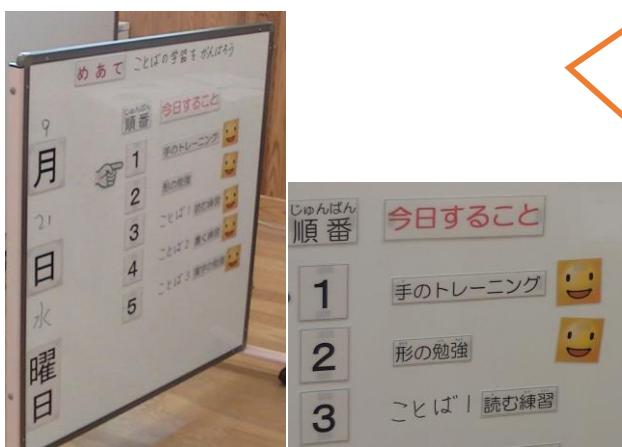
①読みにくさに配慮し、読むべき箇所を文節ごとに指示する等の配慮を行う。



どこまで続けて読むのかを、本人が意識できるように、読み始めの教材文について、文節が分かるよう指示することで、音読がスムーズにできるようになるとともに、内容の理解につながった。



②学習の流れを提示し、学習活動ごとに、自己評価し表情カードを貼るようにする。



学習の流れを毎回ホワイトボードに掲示し、学習の始めに確認したことで、自分から日付を書く姿が見られるようになり、次は何かを判断して行動できるようになった。

また、1つの活動の終わりに評価シールとして表情カードを貼ることは、自分の学びを振り返るだけではなく、自己肯定感を高めることにつながった。

③具体物を提示し、実際に操作して見せながら、端的に説明し、方法を伝える。



初めての学習活動は、必ずその前の時間に具体物を提示し、注意する点や操作の仕方などを、実際に操作しながら、1つずつ説明した。耳からの情報だけでなく、目からの情報があることで、理解が進み、新しい学習活動に対する不安感の払拭とともに、次の時間の意欲につながり、大変有効だった。

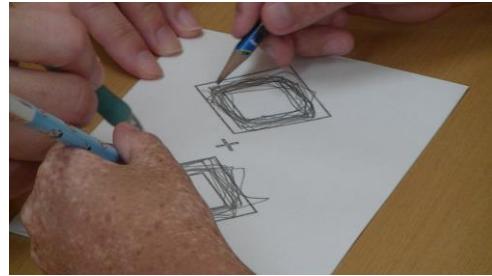
5 step7 通級による指導 授業実践の評価・見直し 在籍学級・家庭での指導への汎化

通級による指導

- ④書くことへの苦手さを強く感じさせないために、書く分量等を検討し、プリントを作成する。



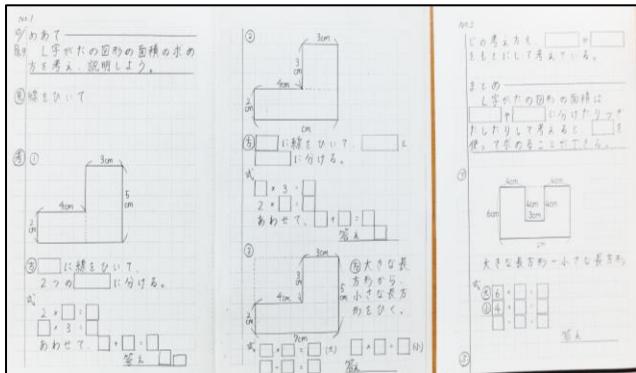
書く活動の前には、必ず目と手の協応動作を高める活動を仕組むとともに、適度の負担にとどめるため、書かせる分量やマス、行などの大きさ等を隨時検討して、変更し指導している。



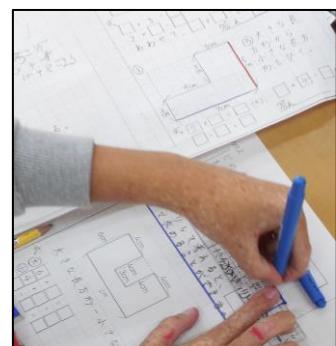
在籍学級での指導

- ⑤学習内容の理解を促し、書くことへの負担を軽減するため、板書と同じ穴埋め式ワークシートを使用する。

【板書計画を基にしたワークシート】



在籍学級では、板書をノートに写すことの困難さが見られた。通級担当者との連携を通して、書くことに慣れてきているものの、学習内容の理解に重点を置くためには、書く分量や板書を見て写すこととの負担の軽減が必要であることを共通理解した。そこで、板書計画をプリントにし、重要な点を穴埋め式で写すことでノートが完成するように配慮した。その結果、A児は学習内容をよく理解できるようになり、特に、理科と社会では、テストで良い結果を出し、喜ぶ姿が見られた。



通級による指導

⑥どこに書けばよいのかを枠、色、マスなどで明確にしたワークシートを活用する指導を行う。

【使用前】

35
x 31
—
1535
159
—
3125

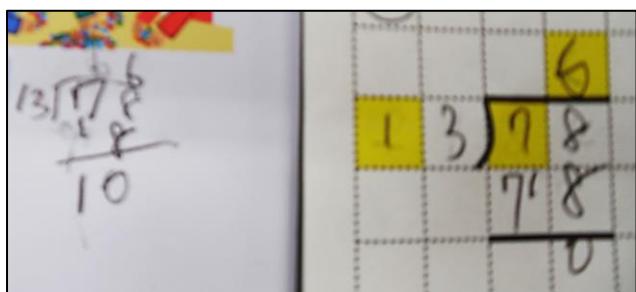
【使用時】

3	5	
X	3	1
	3	5
1	0	5
1	0	8

筆算の計算で、桁がずれたり、計算した数を書く場所が分からなくなったりすることから、マスを活用し、特に注意する部分を色分けしたワークシートを作成した。使用前は、計算していく順番は分かるものの、どこに書いたらよいか分からず、誤った答えになっていたが、左の写真に示すワークシートを使用すると、どこに書くかが明確になり、正しい答えを出すことができた。このことで、本人が達成感をいただき、算数に対する学習意欲の向上につながった。

在籍学級での指導

⑦筆算で計算する際、その時間、特に間違えやすい部分に色を付けて計算できるようにワークシートを作成する。



在籍学級では、通級による指導においてマスと色分けなどにより、筆算による計算が正確にできることを受け、同じようにワークシートを活用してきた。習得状況を確認し、計算部分の色分けはせず、その時間において、ねらう内容や間違えやすい部分に色を付けたワークシートを作成し、計算が正しくできるように工夫したことは、有効だった。

A児にとって、通級による指導の場が提供されており、学習上・生活上の困難を改善・克服するための指導が行われているとともに、通級による指導においてだけでなく、在籍学級及び、家庭においてもその学習効果が現れていることから、十分な教育を受けられていると考えられる。また、課題等の検討の際には、実態把握を詳細に行いながら、適宜変更・改善しており、生活年齢及び適応の状況に応じていた。さらに、体制面・財政面においても、均衡を失した又は過度の負担もなく実施できていた。今後は、継続して保護者及び在籍学級担任と連携しながら、よりよい合理的配慮の提供を行っていく。

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校		高等学校		特別支援学校	
通常の学級	通級による指導	特別支援学級				

自閉症・情緒障害特別支援学級での実践事例

◇実態の異なる児童が、「十分に学ぶ」とともに「同じ場でともに学ぶ」ための合理的配慮を提供した実践

小学校 第2学年

- ・周りの友達の様子が気になり、授業に集中できないことがある。
- ・友達と関わることが苦手であるが、関わりたい気持ちはもっている。
- ・算数への苦手意識があるが、視覚的な手掛けりがあれば1000までの数唱ができる。

step3～5 在籍児童の実態・合理的配慮の検討

(個別の教育支援計画・個別の指導計画より)

step3	・個別の教育支援計画等を基に、前担任からの聞き取り
step4	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談で、保護者の要望・願い等の聞き取り ・日常の学習や生活場面の観察
step5	・具体的な配慮場面や事項を検討し、校内委員会で情報の共有化、役割分担等の決定。

	配慮を必要とする実態等	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
特別支援学級に在籍するA児	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学級での授業、交流学級での授業と、学習場所や集団等が1日の中でも変わるため、自分の1日の行動に見通しをもたせることが必要である。 ○周りの友達の様子が気になり、活動に集中できないことがある。 ○学習や活動の場面で具体物や視覚的な手掛けりを必要とする。 ○友達との関わりが苦手だが、高学年の友達の様子を模倣しながら活動するなど、自分なりに集団に参加しようとするようになってきた。 ○保護者は友達とうまく付き合えるようになってほしいという願いをもっている。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) - 2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1) - 2-3 心理面・健康面の配慮 (1) - 1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 (1) - 2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (1) - 2-3 心理面・健康面の配慮 (1) - 2-2 学習機会や体験の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の予定を確認できる掲示物を作成する。 ○周りを気にせず集中して学習するために、個別の学習スペースを用意する。 ○具体物や視覚的手掛けりのある教材を使用する。 ○自信をもって発表できるようにするために、発表の仕方を説明した掲示物を作成する。 ○集団で学習する場面を保障する。

step6 授業場面における合理的配慮

十分に学ぶための配慮

算数科 「数えよう 計算しよう ひまわりストア」

(第2学年1名(A児)：数唱, 第4学年2名(内1名B児)：かけ算・割り算)

【ねらい】数の大きさや順序を理解して数唱することができる。

友達の前で自信をもって発表することができる。

学習の流れを掲示し、見通しをもたせる。



今、どの活動に取り組んでいるのか、板書で確認できるように矢印を動かして示すように工夫をした。このことにより、時々板書の掲示を確認しながら見通しをもつて学習を進める姿が見られた。

集中して学習するための個別のスペースを設ける。



授業の中で、個別の課題に取り組む時間を設けるとともに、周りを気にせず、集中して取り組むための個別のスペースを用意した。さらに、個別の手順表を用意したことは自主的に課題に取り組む上で有効であった。

手順表（一覧表形式）



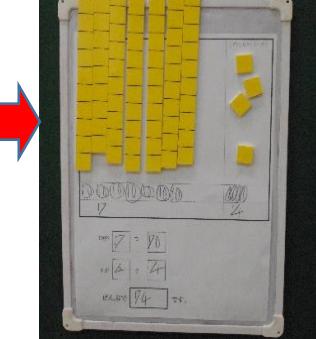
A児以外の児童への合理的配慮



他の児童についてもパーテーションを活用したり、座席の位置を工夫したりして集中して学習を行うための配慮している。

また、手順表も個に応じて一覧表形式のもの、めくり式のものを活用したことは、個別の学習を進める上で有効であった。

学習活動をスマールステップ化する。



具体物や視覚的手掛けりを必要とするA児への配慮として、具体物の操作から半具体物の操作、それを踏まえて数字で表現する等スマールステップで学習に取り組めるように配慮した。その結果、最後まで粘り強く取り組む様子が見られた。

特別支援学級内で共に学ぶための配慮

共通の課題意識がもてるよう単元設定を工夫する。



複数の学年で算数科学習指導を行うにあたって、領域を揃えて（数と計算）、実態に応じた課題を仕組むことができる単元設定を行った。「お店を開くために品物に値段を付ける」という共通の課題意識をもたせたことは、児童の興味・関心を喚起する上で有効であった。

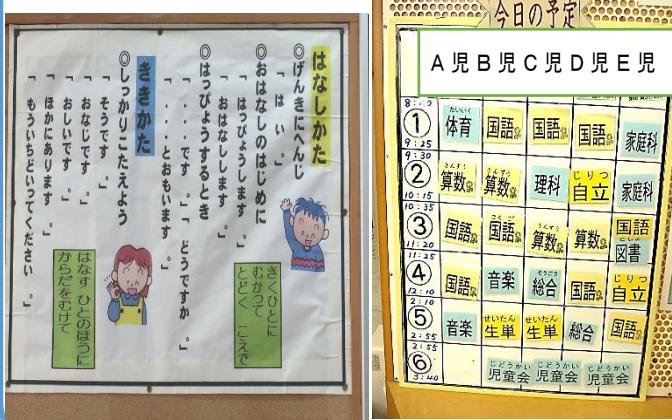
また、個別の課題に取り組ませるとともに、集団での学習場面を設け、場に応じたコミュニケーション等も学習できるよう配慮した。

見通しがもちやすい板書と集団での活動場面を設定する。



集団で学習する場面を設け、友達の前で発表したり、友達の発表を聞いたりする活動を行った。その際、個人の頑張りをみんなで確認し、友達から拍手をもらうことで、児童に笑顔が見られた。それぞれのよさを認め、達成感を味わわせる上で有効だった。

集団参加のための手掛かりとなる掲示物の作成を行う。



集団での学習において、ルールの手掛けりを示す環境づくりを行う。



並び方を示す

集団で学習する場面で必要となる話し方等を、掲示物でいつでも確認できるようにしたことは、自信をもって発表させる上で有効であった。

また、個別の時間割で1日の自分の予定を確認できるようにしたことは見通しをもって安心して学習に取り組む上で有効であった。

集団で学習する際に必要となる、並ぶ、順番を守るなどの、ルールに関する学習を日常的に行う上で有効な環境づくりであ



休息して心を落ち着けたり、セルフコントロールを図ったりする場所を設ける。



学級内の基礎的環境整備

学級内にパーテーションで区切ったスペースを確保することによって、心理面の配慮等が必要な場合に活用することができる。その場合もルールを定め、利用の目的を知らせるようにしている。

step7 授業後の評価・見直し

複数の学年で行う算数科学習指導であるため、児童の実態も様々であったが、共通の課題意識をもたせるよう単元設定を工夫することによって、集団参加について学ぶ機会も保障することができた。個別学習での成果を集団で認め、称賛することにより、児童は達成感を味わうことができた。

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校	高等学校			特別支援学校	
通常の学級	通級による指導	特別支援学級				

自閉症・情緒障害特別支援学級と通常の学級での交流及び共同学習の実践

◇「同じ場で共に学ぶ」ために、把握した生徒の課題を関係職員間（校内委員会等）で共有し、必要な合理的配慮を検討して、特別支援学級による指導と交流学級での教科（英語科）学習において、合理的配慮を提供した実践

●なかよし3組（自閉症・情緒障害特別支援学級）自立活動

単元名 「ALTに英語で手作りクッキーを販売しよう」

【ねらい】・英会話のパターンを理解し、文章を言うことができる。

- ・クッキーの販売場面でALTとやりとりすることができる。
- ・成功体験の少なさを背景とする苦手さを軽減する。
- ・交流学級で英語を学ぶ生徒Aにとって、事前学習の場とする。

●第3学年 英語科 「Let's Talk 3 買い物をしよう」

【ねらい】・買い物の場面で、注文や依頼の問答をすることができる。

- ・英語で対話をする場面において、店員からの情報をよく聞き取り、必要に応じ聞き返しながら、ALTとの会話を続けようとする。

step3～5 生徒の実態把握（交流学級での授業に向けて）

交流学級での学習をより有効に行うためには、同じ場で共に学び、かつ、十分な学びを得られるように合理的配慮を提供する必要がある。そのためには、生徒の実態を把握し、次に情報を関係職員で共有した。その後、有効な指導・支援について協議し、共通理解を図りながら対応していった。

	配慮を必要とする実態	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項 (実践例:P68～P71)
特別支援学級在籍の生徒A	<p>○状況理解の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動や状況に見通しがもてないと不安・緊張が高まる。 <p>○コミュニケーションの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場に応じたコミュニケーションをとることが苦手。 ・対人関係における成功体験が少ない。 <p>○セルフイメージ、セルフコントロールの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語に対する苦手意識が強く、自信がない。 	<p>(1) - 1 - 1</p> <p>学習上、生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>(1) - 2 - 1</p> <p>情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>(1) - 2 - 2</p> <p>学習機会や体験の確保</p> <p>(1) - 2 - 3</p> <p>心理面・健康面の配慮</p>	<p>①安心して授業に入れる工夫 (事前の会話場面のビデオ撮影等)</p> <p>②ホワイトボードで本時の見通し</p> <p>③スキルカードの提示</p> <p>④望ましいスキルの視覚的提示</p> <p>⑤会話表現のカード化</p> <p>⑥ビデオによる視覚的振り返り</p> <p>⑦ALTとの会話の場面を設定</p> <p>⑧望ましい行動の賞賛</p> <p>⑨会話カードの携帯</p> <p>⑩会話練習場面設定の工夫</p>

step5～7 合理的配慮提供の流れ（交流学級での授業を通して）

本実践において、どのような視点で合理的配慮の提供が検討されたのか、以下に経過を示す。特別支援学級担任は、「検討（決定）→実施→見直し・改善（決定）→実施」のサイクルで、見直し・改善を図りながら進めることが重要であった。

STEP	経過	生徒の実態と合理的配慮提供の観点の共通理解	
STEP5	教科担当者との単元の選定	○視点1 学習内容の確認 ・本人の十分な学びが確保できる単元であるか ・教師との、あるいは生徒同士の交流の活動を仕組めるか ・特別支援学級での学びを生かせるか	観点 (1)-2-3 (2)-2 (2)-1
	教科担当者との打合せ	○視点2 到達目標の検討 ・生徒の実態と、教科のねらいとのすり合わせ ・具体的な到達目標の検討	(1)-2-3 (2)-1
	生徒との合意形成	○視点3 単元（あるいは1単位時間）の到達目標の設定 ・生徒本人と合意形成する ・ステップアップを図るときは保護者との合意形成が必要	(1)-2-2 (2)-2-3
	教科担当者との打合せ	○視点4 学習指導案作成過程での合理的配慮提供の検討 特別支援学級担任（特別支援教育コーディネーター）が、教科別指導案審議（英語科）に参加した。 参加者全員で、指導案の内容と生徒の実態を照らし、本時における学習活動は、生徒が共に学び、かつ十分に学びを得られる内容であるか、評価の観点は適切か等について、他の生徒の実態も考慮しながら協議を行い、支援の内容を具体的に検討した。 ・必要な補助的教材の作成 (専門的な指導・支援を生かして) ・作成した教材の提示方法についての共通理解 その生徒に必要な支援を把握している特別支援学級担任から、教科担当者（担任）へ、教材案の提示を行った。	

STEP 5	教科担当者との打合せ (校内委員会での調整)	特別支援学級における合理的配慮提供の検討	
		<p>○視点 5</p> <p>具体的な合理的配慮提供の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流学級での学習における必要なスキルの把握 ・自信をもって交流学級での学びに臨めるような活動構成 ・予習、復習の方法等における支援の検討 <p>○視点 6</p> <p>組織的な合理的配慮提供に向けた調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画への明記 ・個別の指導計画の活用 	<u>観点</u> (1)-2-3 (2)-1
STEP 6	特別支援学級での指導	特別支援学級における指導の実際 特別支援学級における指導と合理的配慮の提供 (具体例は P 6 8 ~ 6 9)	
STEP 7	特別支援学級での指導の評価	<p>○視点 7</p> <p>特別支援学級で提供した合理的配慮の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数において合理的配慮が有効であったか。 	
STEP 6	交流学級での指導	交流学級における指導の実際 交流学級における指導と合理的配慮の提供 (具体例は P 7 0 ~ 7 1)	
STEP 7	交流場面での評価	<p>○視点 8</p> <p>交流学級での授業における生徒観察の観点</p> <p>観点①十分な教育を受けられているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師の指示は理解しやすいか ・学習内容は理解しやすいか <p>観点②生活年齢や適応の状況に応じているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流活動において、特別支援学級で提供した合理的配慮は有効に活用できているか。 <p>観点③均衡を失していないか、又は過度の負担がないか</p> <p>※観察の方法は、様相観察、行動観察</p> <p>学習方法が適切か、内容理解は十分かの把握は、主に授業終了時の生徒本人への聞き取りで行う。</p> <p>教科担当者との打合せに戻り、指導目標や合理的配慮が適切かを見直し、改善を図る。</p>	<u>観点</u> (1)-2-3 (2)-1

step6 特別支援学級での授業場面における合理的配慮

安心して授業に入れよう、事前に活動の見通しがもてる工夫をする。休み時間に、自由にシミュレーションできる時間をとる。

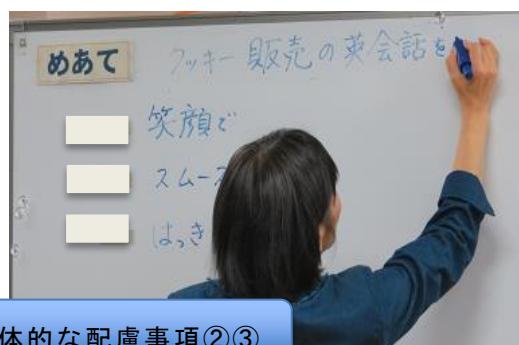


具体的な配慮事項①

休み時間の様子をビデオに撮り本時の活動に見通しをもたせた。自らの姿を視覚的に確認できたことは、生徒本人が本時のめあてを具体的に考える上で有効だった。

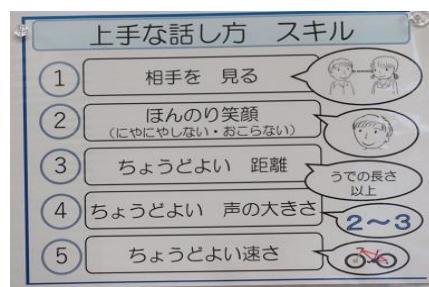


本時の見通しをもって、安心して活動ができるように本時の流れを確認する。また、自分自身のめあてを確認しながら進められるように、ホワイトボードに提示しておく。



具体的な配慮事項②③

「上手な話し方スキル」をホワイトボードに提示し可視化することで、自分の状況を把握し、めあてを自己決定しやすくなり、活動での見通しをもちやすくなった。



※スキルカードは特別支援学級担任が作成

教師が話し方の模範を示すことで、肯定的な関わりの様子（話し方スキル）を示した。視覚を活用した情報提供により、その場に応じたコミュニケーションへの理解を促した。

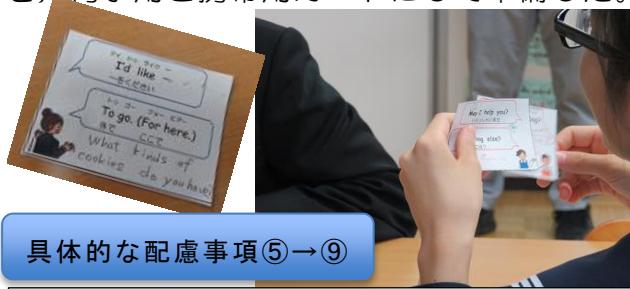


具体的な配慮事項④

本時のめあてや学習における自分自身の課題をつかみ、具体的な会話のイメージをもつことができたことで、積極的に会話練習に取り組むことができた。



会話の練習においては、「会話に対する不安を軽減」するために、吹き出しにした会話文を、掲示用と携帯用カードにして準備した。



※携帯用カードは、交流学級での学習でも同じ様式の

カードが手元にあることで、不安・緊張が軽減され、自信をもって活動することができた。

できる限りカードを見ずに取り組もうとする意欲も生まれた。



繰り返して練習し、体験できるよう、友達や教師と会話練習する機会を多くもてるよう、会話練習場面の設定を工夫した。



授業のまとめとして行った会話（発表）のビデオを見て振り返りを行い、次時の自分の課題への意識付けを行った。



具体的な配慮事項⑥⑧

繰り返し練習を行ったことにより、ALTとの会話にも、自信をもって取り組むことができた。



振り返りを可視化することで、課題がより明確になった。相互評価では、互いの良さも見付けやすく、効果的な評価ができ、自己肯定感を高めることができた。



step 7 授業後の評価・見直し

観点①…会話練習カードを見ながら会話文を言うことができ、目標達成できた。

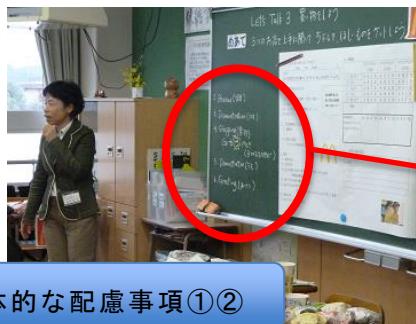
観点②…会話練習に積極的に取り組むことができ、自己肯定感も向上できた。

観点③…事前に支援員の配置を行い、過度の負担なく合理的配慮の提供ができた。

具体的な配慮事項が有効であったため、交流学級での授業でも同じ配慮を提供できるよう、教科担当者と今後の支援についての共通理解を図る。

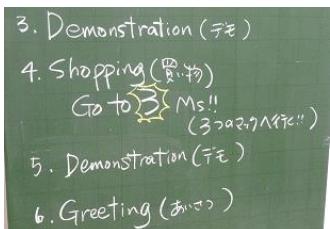
step6 交流学級での授業場面における合理的配慮

活動や状況に見通しがもてるよう、学習の流れや活動の設定を、特別支援学級での自立活動の学習と同じものとした。また、学習の流れを分かりやすく視覚的に提示した。



具体的な配慮事項①②

板書では、終わった活動は消していった。また、学習の流れや学習のポイントが視覚的に提示され、他の生徒にとっても「分かる授業」のための支援となった。



英語学習への苦手意識に対応して、英語での会話を体験する機会を多く設定した。

また、特別支援学級での学習で指導した教師が、交流学級でも指導を行うなど、不安や緊張の軽減にも配慮した。



具体的な配慮事項⑩

同じALTに依頼するなど、特別支援学級での学習体験が自信となるよう構成したことにより、交流学級での活動に積極的に取り組むことができた。



交流活動を行う際には、不安を軽減するため、会話の内容を書いた携帯用カードを手元に準備させた。特別支援学級での学習の場面から、繰り返し同じような支援を継続した。



具体的な配慮事項⑤⑨

会話を体験する機会を多く設定していたが、積極的に活動することができていた。手元にカードがあることにより、心理的にも安心感をもって活動できた。



活動について説明する際には、「よい例」と「よくない例」をモデリングとして視覚的に提示し、場に応じたコミュニケーションについて、活動のポイントを分かりやすく示した。



具体的な配慮事項④

モデルにより、活動における自分のめあてがつかみやすく、ポイントを押さえながら、自信をもって活動できた。



板書には、生徒が使用するワークシートを拡大して用い、学習の流れが分かりやすいように工夫した。また、学ぶポイントをキーワードや記号化して示すなどして、記憶に残りやすいように工夫した。



具体的な配慮事項②

活動の目的が明確になり、主体的に活動ができた。また、生活に即した具体物を教材にしたことも学習に対する意欲を高めた。



苦手意識を軽減するため、活動の様子に対して、自信をもてるよう肯定的なフィードバックを行った。活動中に設定したALTとの会話へのモチベーションを高めた。



具体的な配慮事項⑧⑦

全体の学習のまとめでは、自ら举手して発表することができた。一連の活動中、自信をもって活動することができていた。



step 7 授業後の評価・見直し

観点①…買い物の場面で、注文や依頼の問答をすることができた。

観点②…特別支援学級での学習と同じように授業の流れや学習内容、活動を仕組んだこと、本人が手元に持つ補助教材を工夫したことなどは、交流学級での学びにも安心感や自信をもたらし、成功体験を積むことができた。また、自尊感情を高め、次時の課題解決への意欲をもった。

観点③…授業前に教科担当者との打合せを綿密に行ったことで効果はあったが、打合せ時間の確保には課題があった。



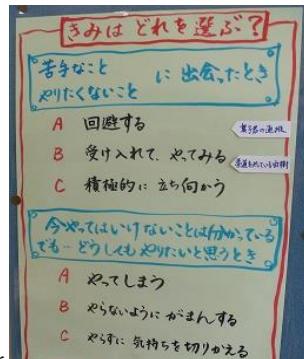
【A中学校の実践から】…こんな合理的配慮もありました！

【活動が苦手な生徒が、なりたい姿に近付くためにできる合理的配慮とは…？】

例えば、体育の授業に行きたがらない生徒を無理に学習に参加させてもうまくいきません。しかし、本人の前に立ちはだかる壁を避けていても、本人にとって必要な力が身に付かない結果になることも考えられます。今回の調査研究協力校A中学校では、本人がなりたい姿を意識させる取組を進めていました。

「自分にどんな力を付ける必要があるか」、「どこに目標を設定するか」を、担任が本人と一緒に考えて決めて、どう行動するか、本人が自己決定することを重視していました。「体育の活動ができない理由を伝える」あるいは、「見学できない理由を伝える」ことも、場合によっては、生徒の課題に応じた必要な学習活動です。

生徒本人が何かにぶつかったとき、自分で判断して、決めて、行動できるための対応（コーピング）スキルを身に付けることを目指すこの取組は、個の教育的ニーズに対応した合理的配慮と言えます。効果的な提供を進めるには、担当者だけでなく、関係職員が共通理解し、連携を図って指導に当たることが重要です。



A中学校では、このようなコーピングスキル選択表を活用

【学習時の合理的配慮①】

日常生活における取組を継続して



生徒の学習時の姿勢の保持が難しい場合、学習中に、バランスボールに座って学習を進めることもあります。体幹が鍛えられるとともに、脳も活性化し、集中力のアップにもつながります。

【学習時の合理的配慮②】長期的なビジョンをもって



特別支援学級の教室には、社会的スキルを視覚的に学べるよう、特別支援学級担任が作成したスキルカードが掲示されています。

中学3年生では、進路学習に向けて、面接のスキルとしても学んでいきます。教室に掲示することで、授業での学習場面や日常生活に反映させやすくなります。

<コラム>どうして年間を通して合理的配慮を提供していくための工夫

本実践での課題の1つは、打合せの時間をどのように確保するかということでした。ゆっくり打合せを行う時間が確保できないのは、どの学校にもある状況ではないでしょうか。

特別支援教育
コーディネーターに
聞きました！

全職員が、合理的配慮の観点から児童生徒の教育的ニーズを共通理解できれば準備をスムーズに行い、負担を少なくしながらも、より効果的な合理的配慮を提供することが可能となります。本校では、そのために校内研修を充実させています。2年前から校内研修の時間（20分×10回）を確保し、生徒の実態を捉えながら、職員の力量アップを図る取組を続けています。

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校	高等学校			特別支援学校	
通常の学級	通級による指導	特別支援学級				

視覚特別支援学校での実践事例

◇児童が十分に学ぶために合理的配慮を提供した実践

小学校 第4学年

- ・教科書の中から、注目すべきところを探し出すところに時間が掛かったり、読む速度が遅かったりするため、内容を理解するのに時間が掛かる。
- ・見えにくさのため、危険の予測が難しく、安全面への配慮が必要である。
- ・見えにくさによる生活経験の不足から、学習したことと生活の中の事象を結び付けて考えることが難しい。

step3～5 在籍児童の実態・合理的配慮の検討

(個別の教育支援計画・個別の指導計画より)

step3

- ・個別の教育支援計画等を基に、前担任からA児の実態の聞き取り

step4

- ・個人懇談で、保護者の要望・願い等の聞き取り
- ・日常の学習や生活場面の観察

step5

- ・具体的な配慮場面や事項を検討し、各教科等の授業担当者等で情報の共有や一貫した指導を行うための話し合いの場を設ける。

	配慮を必要とする実態	合理的配慮の観点	具体的な配慮事項
A児	<ul style="list-style-type: none"> ○教科書の中から、注目すべきところを探し出すところに時間が掛かったり、読む速度が遅いため、内容を理解するのに時間が掛かったりする。 ○見えにくさのため、危険の予測が難しく、安全面への配慮が必要である。 ○見えにくさのため、生活経験が不足しており、学習したことと生活の中の事象を結び付けて考えることが難しい。 ○保護者は安全に学校生活を送るとともに、多くの経験をしてほしいと願っている。 	<p>(1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>(1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整</p> <p>(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>(1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>(1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○見え方に合った拡大率の拡大教科書を選定する。 ○音読で内容が理解できるようにした上で活動に入る。 ○安全な距離から観察できるよう、単眼鏡等の視覚補助具の指導を行う。 ○タブレット端末で実験の様子を撮影し、振り返りの学習に活用する。

step6 授業場面における合理的配慮

第4学年理科 「水の姿と温度」

【ねらい】

- 実験結果から湯気の正体について、自分の考えを表現することができる。
- 火気を使った実験を安全に行うことができる。

読みにくさに配慮し、読むべき箇所を指で指示示す等の配慮を行う。



見え方に合った拡大率の教科書を使用するとともに、斜面台を使い、疲れにくい姿勢で学習できるように工夫している。音読の際、教師が読むべき箇所を指で押さえて示すとともに、内容を理解できているか確認したことは実験の目的をつかませるのに有効だった。

安全な位置から観察できるよう、単眼鏡の使い方を指導した。



近付いて観察することは危険を伴うため、単眼鏡の使い方を指導した。黒の斜面台を活用して背景と湯気のコントラストを強くしたことは湯気を観察しやすくするのに有効であった。また、一人一人実験を行うことは、体験を通して理解を深めるのに有効であった。

タブレット端末を活用し、実験の振り返りを行う。



実験の様子を、T2の教師が撮影し、実験後の振り返りにおいて活用した。

見やすい大きさに拡大して見ることができるため、実験の様子を振り返るのに有効であった。

step7 授業後の評価・見直し

安全面への配慮については、児童自身の安全への意識を高めることが今後も必要である。振り返りの場面でタブレット端末が活用できるように、T2の教師と打合せを行い、役割分担できたことは学習内容の定着を図る上で有効であった。

step 1	step 2	step 3	step 4	step 5	step 6	step 7
小学校	中学校	高等学校	特別支援学校			
通常の学級	通級による指導	特別支援学級				

特別支援学校（知的障害教育部門）での実践事例

◇作業学習において生徒一人一人が十分に学ぶために合理的配慮を提供した実践

中学部紙工班 作業学習（紙工班）単元名「よい製品を作ろう」
中学部第1学年2名、第2学年3名、第3学年8名

【ねらい】

- ・作業の手順通りに一人で取り組むことができる。
- ・集中して作業に取り組むことができる。
- ・丁寧に作ることができる。
- ・教師の助言を受け入れ、よい製品を作ることができる。
- ・時間いっぱい作業に取り組むことができる。
- ・よい製品と悪い製品の違いを見分けることができる。
- ・出来具合を点検しながら作ることができる。
- ・よい製品を作るという意識をもって作業に取り組むことができる。

step3～5 生徒の実態・合理的配慮の検討 (個別の教育支援計画・個別の指導計画より)

特別支援学校においては、一人一人の生徒に対して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、日々の指導を行っている。合同で授業を行う場合には、以下のように全体、全員に対する指導支援と個別に必要な支援を考慮して指導している。

配時	学習活動	指導支援の工夫・指導上の留意点	教材・教具	評価
導入	1 事前準備をする ・名札を白(出勤)にする ・エプロンを着ける ・作業日誌を準備する ・作業日誌と目標シートに本時の目標を記入する	<ul style="list-style-type: none"> ・札を返すことを忘れている生徒には「出勤しましたか?」と言葉掛けをする。【1-1-1】 ・エプロンのひも結びを手伝ってもらいたい生徒には、依頼の言葉を言わせてから手伝う。【1-1-1】 ・作業日誌が取り出しやすいように、テーブルごとにまとめて、ケースに入れておく。【3-1】 ・前時の反省を読み返させて、本時の目標を考えさせる。考えつかない生徒には、作業態度や出来上がり量、作業に関する技能面等の目標のヒントを伝える。【1-1-2】【1-2-2】 ・事前準備を終えた生徒には、作業の準備をするように言葉掛けする。【1-1-1】 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤札 ・エプロン ・作業日誌 ・プリント ・筆記用具 ・目標シート 	<p>以下の評価基準を示す</p> <p>4:一人で行った 3:教師に促された後、一人で行った 2:教師と一緒に行った 1:まったくできなかった</p>
	生徒A	<ul style="list-style-type: none"> ・作業日誌や目標シートに記入事項を教師が赤鉛筆や赤ペンで下書きをし、なぞり書きをさせる。【1-1-2】【1-2-1】 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤鉛筆 ・赤ペン 	<p>・目標記入を教師に依頼することができる。</p> <p>4 - 3 - 2 - 1</p> <p>・前時の反省を伝える教師の言葉を聞くことができる。</p> <p>4 - 3 - 2 - 1</p>
	生徒B	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボードに記入事項を教師が書き、一字ずつ確認しながら書かせる。【1-1-2】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボード ・ペン 	<p>・一字ずつ丁寧に日誌に目標を書くことができる。</p> <p>4 - 3 - 2 - 1</p>
	生徒D	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉掛けをしながら日誌や目標を記入させる。早めに記入が終わったら、準備の手順表を見ながら準備をするよう促す。【1-1-1】【1-2-1】【1-2-2】 	<ul style="list-style-type: none"> ・手順カード 	<p>・作業のカードを見ながら目標を立てることができる。</p> <p>4 - 3 - 2 - 1</p>
	生徒G	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の目標を選択して決めるができるように、2点表示する。【1-1-2】 ・記入しやすいように、目標の文字数を分かる程度に省略する。【1-2-1】 ・文字数の枠を〇で示して、目標を記入しやすくする。【1-2-1】 		<p>・本時の目標を選ぶことができる。</p> <p>4 - 3 - 2 - 1</p> <p>・日誌や目標シートに集中して短時間で記入することができる。</p> <p>4 - 3 - 2 - 1</p>

生徒D	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉掛けをしながら日誌や目標を記入させる。早めに記入が終わったら、準備の手順表を見ながら準備をするよう促す。【1-1-1】【1-2-1】【1-2-2】 	<ul style="list-style-type: none"> ・手順カード
-----	--	--

		5 作業		
	パルプ切り	<p>生徒A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて作業に取り組めるように、作業机を部屋の隅に設置する。【1-2-3】 ・動き回らずに準備ができるように、用具をひとまとめに組み合わせておき、一回取りに行けばよいようにする。【1-2-1】【1-2-2】 ・意欲的に作業できるように、適宜作業状態を褒めるようにする。【1-2-3】 ・眠たそうにしている時は、作業を休むように進める。【1-2-3】 ・計測時は、数字と一緒に読み上げて、前時より多かったか少なかつたかを伝え、がんばったかどうかを考えさせるようにする。【1-2-2】 	<ul style="list-style-type: none"> ・はさみ ・かご ・細く切ったパルプ ・デジタル計量器 ・パルプ収納箱 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の準備を一人でできることがある。 4 - 3 - 2 - 1 ・離席をしないで作業をすることができる。 4 - 3 - 2 - 1 ・作業終了まで、作業を続けることができる。 4 - 3 - 2 - 1
展開	ミキサー掛け	<p>生徒B</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 道具を準備する (2) 紙コップに入った適量のパルプをミキサーに入れる (3) ミキサーに適量の水を計量カップで注ぎ入れる (4) ミキサーを掛ける (5) できあがったパルプ液をバケツに流し入れる (6) 出来高チェックボードに数磁石を付ける (生徒C) <p>生徒C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道具準備表を見て、道具を一式揃えさせる。【1-1-1】【1-2-1】【1-2-2】 ・水がこぼれないように、適量をミキサーに注入するよう言葉掛けを行う。【1-2-1】また、トレーの上で作業させることで、水漏れに対応する。【1-2-2】 ・自分から質問をしたり、報告をしたりした時は、賞賛し、意欲づけを行う。【1-1-1】【1-2-3】 ・出来高チェックボードに数磁石を貼らせることで、視覚的に達成感を味わうことができるようになる。【1-1-2】【1-2-1】【1-2-2】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミキサー ・水入れ用バケツ ・タイマー ・計量カップ ・手順表 ・パルプ液を入れるバケツ ・出来高チェックボード ・数磁石 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の所に道具をセットすることができる。 B 4 - 3 - 2 - 1 C 4 - 3 - 2 - 1 ・手順の通りにタイマーをセットして押すことができる。 B 4 - 3 - 2 - 1 C 4 - 3 - 2 - 1 ・自分で道具を準備することができる。 B 4 - 3 - 2 - 1 C 4 - 3 - 2 - 1 ・集中して作業を行うことができる。 B 4 - 3 - 2 - 1 C 4 - 3 - 2 - 1 ・ボードに数磁石を貼ることができる。 C 4 - 3 - 2 - 1

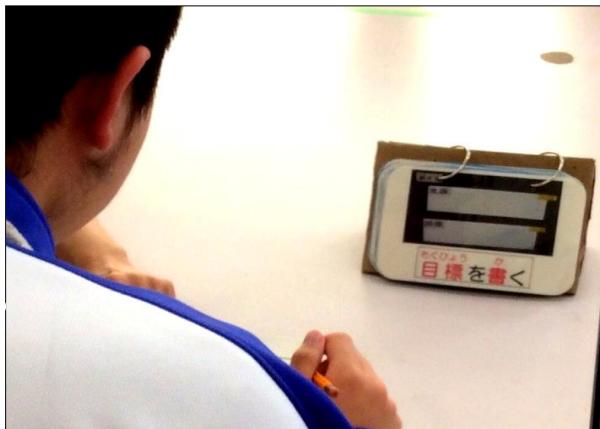
		生徒B		
		<ul style="list-style-type: none"> ・道具を置く場所に、その道具の写真を貼り、視覚的に道具の置き場所を分かりやすく示す。【1-1-2】【1-2-1】【1-2-2】【3-1】 		
		生徒C <ul style="list-style-type: none"> ・出来高チェックボードに数磁石を貼らせることで、視覚的に達成感を味わうことができるようになる。【1-1-2】【1-2-1】【1-2-2】 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ミキサー ・水入れ用バケツ ・タイマー ・計量カップ ・手順表 ・パルプ液を入れるバケツ ・出来高チェックボード ・数磁石 		

		生徒I		
		<p>生徒I</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、自分でできるように手順カードを準備する。【1-2-1】【1-2-2】 ・版台にきちんと並べられるように印をつける。【1-2-1】【1-2-2】【3-1】 ・柄の向きをそろえて並べさせる。【1-2-1】 ・20枚たまる度に報告させる。【1-1-1】 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレス機 ・台紙 ・かご ・大型洗濯はさみ ・板 ・手順カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレス機の圧力調整を教師に頼むことができる。 4 - 3 - 2 - 1 ・版台の中央に置くことができる。 4 - 3 - 2 - 1 ・20枚で報告することができる。 4 - 3 - 2 - 1

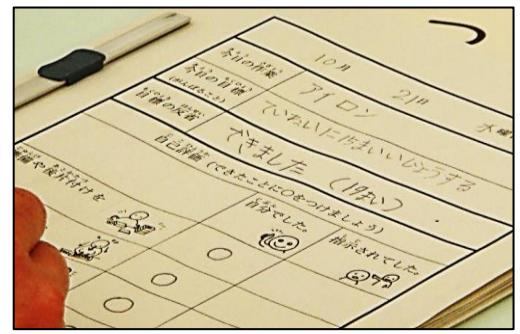
		生徒I		
		<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、自分でできるように手順カードを準備する。 【1-2-1】【1-2-2】 ・版台にきちんと並べられるように印をつける。 【1-2-1】【1-2-2】【3-1】 ・柄の向きをそろえて並べさせる。【1-2-1】 ・20枚たまる度に報告させる。【1-1-1】 		

step6 授業場面における合理的配慮

生徒Dが、作業日誌の記入時に、できる限り一人で記入できるように、めぐり式の手順カードを準備する。

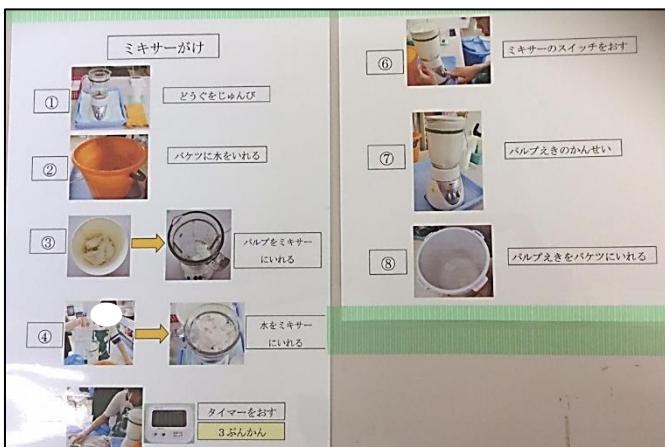


作業日誌は、ふりがなをつけたり、イラストでも説明をしたり、○×で自己評価できるようにしたり等、分かりやすくしている。



1つずつ活動を提示すると効果的な生徒Dの特性から、めぐり式の手順表を活用した。

生徒Bが、準備→作業→片付けができる限り一人でできるように、写真カードを場所と対応させるとともに、全体を見通しながら、1つずつできる手順表を掲示する。



写真カードの場所に実物を置き、手順カードを見ながら、一人で概ね作業をすることができた。教師の言葉掛けも「次は3」と指さしすることで、端的な指示にとどまった。



生徒Cが、心理的に安定し、達成感をもちながら、作業に取り組むことができるよう、出来高チェックボードを活用する。



出来高チェックボードで自分が行った作業の量や、自分の今日の目標まであとどれくらいなのか、視覚的に分かることで、意欲的に取り組むことにつながった。

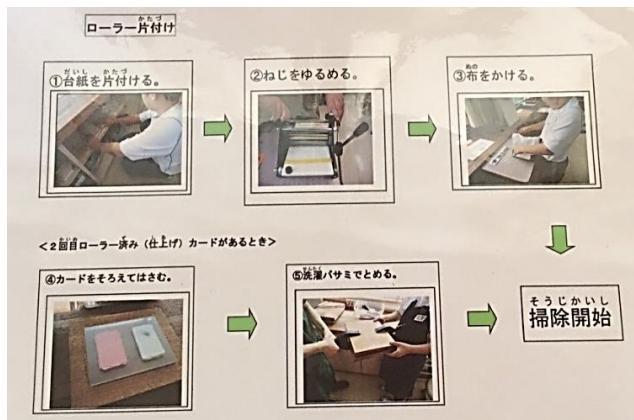


生徒1が、教師の指示で活動するのではなく、自分で作業に取り組むことができるよう、手順表や、教材・教具の工夫を行う。

【教材・教具の工夫】

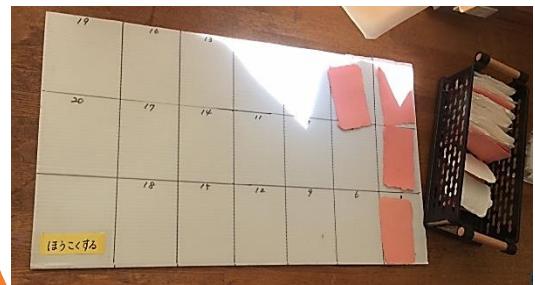


【手順表】



作業において、一人で取り組むことが難しかった行程については、スマールステップで視覚的に分かりやすくしながら、作業を行えるようにした。20枚ずつ報告する際には、1から20まで、枠を作ったボードに柄の向きを確認しながら置くようにし、最後の枠に

「報告する」を明記したことで、報告まで一人でほぼ確実にできるようになった。その後、黄色ボードに20枚集めて置くこともできた。



step7 授業後の評価・見直し

特別支援学校においては、個の教育的ニーズに応じたきめ細かい教育を行うため、基礎的環境整備が他の多様な学びの場と比べて充実している。しかし、作業学習や生活単元学習などにおける合理的配慮を提供するためには、一人一人がより十分な教育を受けられているかという視点で評価・見直しを行っていくことが重要である。また、その際には、関わる教師集団が共通理解を図り、組織的・計画的な取組が不可欠である。

今回の授業実践を通じて、全員の生徒が最小限の支援で作業学習に取り組むことができたことから、どの生徒も十分な教育が受けられたと言え、効果的な合理的配慮の提供ができたと考える。中には、必要な支援を行ったり、教材・教具を準備したりするだけではなく、学年や経験を考慮し、少しづつ支援や教材・教具を減らす配慮を行った生徒もいた。このような対応は、生徒の生活年齢、適応状況に応じたものであり、確かな学びのために重要な事項としてとらえ、今後も継続して検討していく。最後に、作業学習における合理的配慮の提供については、体制面・財政面ともに過度の負担はなく実施できた。教材・教具の作成時点では業務上多少負担があったが、一人の生徒に対して作成したものが、基礎的環境整備となることを実感した。

参考となる文献等

- 1 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（H25）
「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」
- 2 福岡県教育委員会（H26）「障害のある子どもの教育支援と就学事務の手引」
- 3 中央教育審議会初等中等教育分科会報告（H24）
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
- 4 渡部昭男編著（2012）「日本型インクルーシブ教育システムへの道」三学出版
- 5 渡邊健治編著（2012）
「特別支援教育からインクルーシブ教育への展望」クリエイツかもがわ
- 6 木舎憲幸著（2014）「そこが知りたい！大解説 インクルーシブ教育って？」明治図書
- 7 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所著（H26）
「すべての教員のためのインクルーシブ教育システム構築研修ガイド」ジアース教育新社
- 8 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所著（H26）
「共に学び合うインクルーシブ教育システム構築に向けた児童生徒への配慮・指導事例」
ジアース教育新社
- 9 全国特別支援教育推進連盟編（H28）
「幼稚園・小中高等学校における特別支援教育の進め方②校内支援体制を築くために」
ジアース教育新社
- 10 全国特別支援教育推進連盟編（H28）
「幼稚園・小中高等学校における特別支援教育の進め方③交流及び共同学習を進めるために」
ジアース教育新社
- 11 阿部利彦編（2016）「通常学級のユニバーサルデザインと合理的配慮」金子書房
- 12 須田正信・伊丹昌一編著（2014）
「合理的配慮の視点でつくる！特別支援教育の授業づくり&指導案作成ガイド」明治図書
- 13 枝植正義・田中裕一・石橋由紀子・宮崎英憲編著（H24）
「特別支援学校のセンター的機能—全国の特色ある30校の実践事例集—」
ジアース教育新社
- 14 東京都日野市公立小中学校教師・教育委員会・小貫悟編（2010）
「通常学級での特別支援教育のスタンダード」東京書籍
- 15 文部科学省編著（2012）
「改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A」佐伯印刷

参考ウェブサイト

- 1 文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>
- 2 (独) 国立特別支援教育総合研究所 <http://www.nise.go.jp/cms/>
- 3 福岡県教育庁「義務教育課各種資料のページ」(特別支援教育関係資料)
http://gimu.fku.ed.jp/one_html3/pub/default.aspx?c_id=76

おわりに

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが共に学ぶことのできる「インクルーシブ教育システム」の構築が求められ、多様な学びの場で必要となる合理的配慮を組織的に検討、提供していくことが必要であることは理解していても、日々児童生徒に関わっている先生方の疑問や悩みは、多岐にわたっているといえます。

私たち福岡県教育センター調査研究「特別支援教育チーム」のメンバーも、初めはそれぞれの指導主事が疑問や悩みを出し合うことからスタートしました。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校など、メンバーが属している学校種は多様ではありますが、どの学びの場であっても共通していることは、ある一人の先生による合理的配慮提供ではなく、学校全体で組織的に、手順に沿った提供をしていくことが必要であるということに、調査研究を進めていく中で気付いていきました。そのためには、校内のすべての先生方が合理的配慮提供の手順を共有しておくことや、インクルーシブ教育システムや児童生徒の障害についての基本的な理解を共有しておくことが前提となります。今回提案した「合理的配慮提供の7 steps」や総論編・手順編・実践編から構成される研究成果物は、そのような考え方から作成されたものです。

また、合理的配慮の提供には決まった「型」があるのではなく、各学校や学級の実態に応じて提供の方途が異なってくるということも明らかになってきました。具体的には、通常の学級を例にすれば、「みんなが分かる・できるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを既に実施しているか・いないか」「現時点で気になる児童生徒が想定されているか・いないか」によって、合理的配慮提供の手順は全く異なってくるといえます。今回作成したサポートヒントシートは、学級の実態に応じて、活用手順シートに沿って児童生徒の困難さの把握や合理的配慮の決定などができるものになっています。併せて御活用いただけますと幸いです。

しかし、本調査研究ではインクルーシブ教育システムの構築に向けた基本的な考え方や方途は提案できましたが、どの学びの場にとっても効果的な方途を探っていくためには、さらなる実践の積み重ねが必要となってきます。本調査研究を手掛かりとして、今後もさらに県内の特別支援教育の充実が図られることを祈念しています。

最後になりましたが、調査研究協力員として懇切丁寧な御指導をいただいた福岡教育大学特別支援教育講座 教授 藤金倫徳先生、授業実践や校内研修をしていただいた県内各学校の調査研究協力者の先生方をはじめ、本調査研究に御協力いただいた関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

調査研究協力員

平成27・28年度

福岡教育大学 特別支援教育講座 教授 藤金 倫徳

調査研究協力者

平成27・28年度

岡垣町立山田小学校 教諭 横山 みどり

(遠賀町立広渡小学校)

宇美町立宇美中学校 教諭 今長谷 真理子

福岡県立北九州視覚特別支援学校 主幹教諭 立石 真澄

福岡県立久留米聴覚特別支援学校 教諭 鹿田 祥子

福岡県立直方特別支援学校 教諭 安延 孝一郎

福岡県立古賀特別支援学校 教諭 犬野 順彦

平成27年度

福岡県立福岡特別支援学校 教諭 寺元 美穂

平成28年度

芦屋町立山鹿小学校 教諭 古市 早苗

飯塚市立菰田小学校 教諭 栗原 美紀

嘉麻市立嘉穂小学校 教諭 鈴木 則子

嘉麻市立牛隈小学校 指導教諭 明星 博子

苅田町立与原小学校 主幹教諭 吉武 知美

苅田町立片島小学校 主幹教諭 井関 美貴

苅田町立白川小学校 主幹教諭 三仙 浩之

苅田町立新津中学校 教諭 坂口 元氣

福岡県立田川科学技術高等学校 教諭 白濱 良一

福岡県立田川科学技術高等学校 教諭 北崎 義幸

福岡県立福岡特別支援学校 教諭 延命 典子

福岡県教育センター 調査研究 特別支援教育チーム

平成27年度

特別支援教育部長 今村 裕

主任指導主事兼参事 前田 武男

主任指導主事総括 小正路 淑泰 三澄 妙子

主任指導主事 吉中 穎敏 小山 博幸

指導主事 田中 晃詞 大久保 雅美 宗 真由美 島津 千恵子
江藤 美和子 堀 亮輔 延命 典子

平成28年度

特別支援教育部長 菊池 修

主任指導主事総括 真海 誠司 小正路 淑泰 太田 信

主任指導主事 原 クミ 井上 肇

指導主事 立川 嘉彦 井手 久美 山崎 邦彦 宗 真由美
島津 千恵子 江藤 美和子 堀 亮輔

福岡県教育センター 研究紀要 No.199

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実

－合理的配慮提供の7 steps－

平成29年3月発行

福岡県教育センター

〒811-2401

福岡県粕屋郡篠栗町高田268

TEL 092-947-2409 FAX 092-947-8082

URL <http://www.educ.pref.fukuoka.jp>